他ノ競技者ハ「レフリー」及「センター」ノ妨害トナラザル限リ「コート」上任意ノ位置ヲトルコトヲ得。

「レフリー」ハ兩「センター」ノ間ニテ「サンドライン」ト直角ヲナス平面ニ於テ「ボール」ガ双方ノ飛ビ得ルヨリモ高ク昂ガリ且ツ兩者ノ間ニ落チ來ルヤウニコレヲ投上グベシ。

第六條　「レフリー」ハ「センター」ニ於テ「ボール」ヲ「インプレー」トナス場合「ボール」ガ最高點ニ達シタル時笛ヲ吹クベシ。

「センター」ハ其ノ後ニ於テ「ボール」ヲ打ツベキモノトス。

「ボール」ガ何レノ「ジャンパー」ニモ打タレズシテ床ニ觸レタル場合ニハ「レフリー」ハ同一場所ニテ再ビ之ヲ「インプレー」トナスベシ。

第七條　「センター」以外ノ場所ニ於テ「レフリー」ガ二人ノ競技者ノ間ニ「ボール」ヲ投上グル時其等ノ競技者相互ノ位置ハ「センター」ニ於ケルト同樣タルベシ。

第八條　「ゲーム」ノ終了ヲ示ス計時員ノ合圖ノ響ニヨリ「ゲーム」ハ結了ス。（第七章第七條參照）

第九章　記錄

第一條　「フィールド」ヨリ爲サレタル「ゴール」ハ二點トシ「フリースロー」ニヨル「ゴール」ハ一點トス。

第二條　競技時間內ニ於ケル得點數ノ大ナル「ティーム」ヲ以テ勝トス。

第三條　第二「ハーフ」ノ終リニ於テ同點ナラバ「サイド」ヲ替ハル事ナク「エキストラピリオド」トシテ五分間ノ「ゲーム」ヲ續クベシ。而シテ勝敗ノ決スルニ至ル迄何回ニテモ「エキストラピリオド」ヲ續クベキモノトス。

各「エキストラピリオド」ニ入ル前ニ、一分間ノ休憩ヲナスモノトス。

各「エキストラピリオド」ハ第二「ハーフ」ノ繼續ト看做サル、モ其ノ開始ニ當ツテハ「ボール」ハ「センター」ニ於テ「インプレー」トナスベキモノトス。

第四條　「レフリー」ヨリ「ゲーム」開始ヲ宣セラレタルニモ不拘競技スルコトヲ拒ミタル「ティーム」ハ其ノ「ゲーム」ヲ沒收セラルベキモノトス。

第五條　前條沒收「ゲーム」（フオアフテツドゲーム）ノ記錄ハ二對零ナリトス。

第十章　アウトオブバウンド

第一條　競技中「ボール」カ境界線外ニ出タル時ハ「レフリー」ハ「アウトオヴバウンド」ヲ宣ス。

「ボール」ヲ「アウトオヴバウンド」ナラシメタル對手方競技者ガ「ボール」ガ「コート」ヲ出デタル點ト直角ヲナス「コート」外ノ一點ニ立チテ「コート」内ニアル他ノ競技者ニ向ツテ「ボール」ヲ投ゲ、打チツケ又ハ轉ガシテコレヲ「インプレー」トナスモノトス。

「レフリー」ハ「ボール」ガ「コート」ヲ出デタル點ニ近キ對手方ノ競技者ヲ選ビ「ボール」ヲ「インプレー」ト爲サシム。

（註）何等カノ理由ノタメニ「コート」外ノ場所ガ制限セラレ居ル場合ニハ何レノ競技者モ「アウトオヴバウンド」ノ競技者ニ對シテ三呎九一糎（三呎）以内ニ近ク事ヲ得ズ此ノ爲境界線ヨリ九一糎（三呎）「コート」内ニ細キ線ヲ造リオクヲ便トス。

第二條　若シ「ボール」ヲ「アウトオヴバウンド」ナラシメタル競技者ヲ判定シ難キ場合ニハ「レフリー」ハ二人ノ相反スル競技者ヲ選ビ「ボール」ガ境界線ヲ通過シタル點ニ直角ニシテ約九一糎（三呎）「コート」内ノ一點ニ於テ「ヘルドボール」ノ場合ニ於ケル如ク兩者ノ間ニ「ボール」ヲ投上ゲテ之ヲ「インプレー」トナスヘシ。

第十一章　タイムアウト

第一條　「レフリー」ノ命令ニヨリテノミ「タイムアウト」トセラルベシ。

「レフリー」ハ「ダブルファウル」競技者ノ負傷、補缺交替等ノ場合又ハ次ニ規定スル如キ「キャプテン」ノ要求ニヨリ「タイムアウト」ヲ命ズ。

「レフリー」ハ二ツ或ハ其レ以上ノ「フリースロー」ノ場合、「タイムアウト」ヲ命ズ。

「ダブルファウル」ノ場合ニハ「センター」ニ於テ「ボール」ガ投上ゲラル、時競技時間ハ再ビ開始セラル、モノトス。

同一「ティーム」ニ「マルテイプルスロー」ガ與ヘラレタル場合ニハ最後ノ「フリースロー」ニ於テ「ボール」ガ競技者ノ手ヲ離ル、時競技時間ハ再ビ開始セラル、モノトス。

一「ティーム」ガ「ボール」ヲ保持セル場合又ハ「ボール」ガ「デッド」ナル場合ニハ何時ニテモ「キャプテン」ノ要求ニヨリ「タイムアウト」トセラル。

第二條　次ノ場合ヲ「チャージドタイムアウト」トイフ。

一、一キャプテン」ニヨリ「タイムアウト」ガ要求セラレタル時又ハ一「ティーム」ノ便宜ノ爲ニ

「レフリー」ニヨリ「タイムアウト」ガ命令サレタル時。

二、負傷又ハ除名ノ場合ヲ除キ補缺交替ヲ爲スニ三十秒以上ヲ費ヤシタル時。

三、負傷又ハ除名ノ場合ニ補缺交替ヲナスニ二分以上ヲ費ヤシタル時。

「チヤージドタイムアウト」ハ「ゲーム」中各「テイーム」ニ付三回迄ハ「テクニカルフアウル」トナラズ。

（註）第七章第五條ノ「タイムアウト」ノ定義參照。

第三條　「レフリー」ガ「タイムアウト」ヲ宣シタル場合競技ヲ再開スルニハ競技ヲ停止シタル時「ボール」ノ在リタル場所ニテ其ノ場所ニ最モ近キ相反スル二人ノ競技者ノ間ニ「ボール」ヲ投上グルモノトス。但シ「ヴアイオレーション」又ハ「フアウル」ノ場合ニハ罰ノ執行ヲ以テ競技ヲ再開ス。

第十二章　ヘルドボール

第一條　「ヘルドボール」場合ニハ「センター」ニ於ケルト同樣ノ方法ニヨリ「ボール」ヲ「インプレー」トナスモノトス。

「ボール」ニ觸レ居タル二人ノ競技者ハ「ヘルドボール」ノ起リタル場所ニ於ケル假想約圓ノ中ニテ「ゲーム」開始ノ際ニ於ケル「センター」ト同樣ノ位置ヲトルベシ。但シ第二條ノ場合ハ別トス。

第二條　「フリースローレーン」ノ中ニテ「ヘルドボール」ガ宣セラレタル時ハ、「ボール」ハ「センター」ニ於ケルト同樣ノ方法ヲ以テ「フリースローライン」ニ於テ「インプレー」トセラル、モノトス。

第十三章　フリースロー

第一條　「フアウル」ガ宣セラレタル時「レフリー」ハ直チニ「ボール」ヲ取リ遲滯ナク「フリースロー」ヲ許サレタル「テイーム」ノ「フリースローライン」ノ上ニ置クベシ。

第二條　「パーソナルフアウル」ガ宣セラレタル時ハ「フアウル」ヲ爲サレタル競技者ハ「フリースロー」ヲ爲ス事ヲ役員ヨリ指定セラル。若シ他ノ競技者ガ「スロー」ヲ爲サバ「ゴール」成ルモ得點トサレズ、而シテ成ルト成ラザルトヲ問ハズ、「ボール」ハ「センター」ニ於テ「インプレー」トセラル、該競技者ガ退場ヲ要スル程ノ負傷ヲ爲シタル場合ニハ其ノ補缺者ガ「フリースロー」ヲ爲サヾルベカラズ。若シ「フアウル」ヲ爲サレタル競技者ガ除外其ノ他負傷以外ノ理由ノ爲メ退

場スル場合ニハ退場前ニ「フリースロー」ヲ爲スベキモノトス。

第三條　「テクニカルフアウル」ニ對スル「フリースロー」ハ「フアウル」ヲ爲サレタル側ノ競技者ハ何人ニテモ之ヲ爲スコトヲ得。

第四條　「フリースロー」ハ之ヲ爲スベキ競技者ニ「ボール」ガ委サレテヨリ十秒以内ニ行ハルベキモノトス。コレハ二ツ以上ノ「フリスロー」ノ場合ニ於ケル各「フリースロー」ニモ適用セラル。

第五條　若シ「ゴール」成ラバ「ボール」ハ「センター」ニ於テ「インプレー」トセラル。但シ二ツ以上ノ「フリースロー」ノ場合ハ第六條ニヨル。

第六條　「ゴール」成ラズバ次ノ場合ヲ除キ「ボール」ハ競技狀態ヲ繼續ス。

一、「ダブルフアウル」ノ場合ニハ各「フリースロー」ノ後「ボール」ハ「デッド」トナリ第二ノ「スロー」ノ後ハ「センター」ニ於テ「インプレー」トセラル。

二、「マルテイプルスロー」ノ場合ニハ最後ノ「スロー」ヲ除ク各「スロー」ノ後「ボール」ハ「デッド」トナリ若シ最後ノ「スロー」ニテ「ゴール」成ラズバ「ボール」ハ「インプレー」ヲ繼續シ「ゴール」成ラバ「ボール」ハ「センター」ニ於テ「インプレー」トセラル。

第十四章　ヴアイオレーション及罰則

競技者ハ次ノ事ヲ爲サバ「ヴアイオレーション」トナル。

第一條　「ボール」ガ「デッド」ノ時「バスケット」ニ「ボール」ヲ投ズル事。

罰則　「ゴール」成ルモ得點トナラズ。

第二條　「フリースロー」ヲ爲スニ當ツテ「ボール」ガ「バスケット」又ハ「バックボールド」ニ觸ルル前「フリースローライン」ニ觸レ或ハ之ヲ横切ル事、又ハ「フリースロー」ヲ爲スニ十秒以上ヲ費ス事。

罰則　「ゴール」成ルモ得點トナラズ。

（註）一回ノ「フリースロー」ノ場合ニハ「ゴール」ノ成ル成ラザルトニ關セズ「センターボール」トス。「マルテイプルスロー」ノ場合ニハ最後ノ「スロー」ニ當ツテ第二條ノ「ヴアイオレーション」アラバ、「ゴール」成ル成ラザルニ不拘「センターボール」トス。

第三條　「ボール」ヲ「アウトオヴバウンド」ナラシムル事。

第四條　境界線ノ外ヨリ「コート」内ニ「ボール」ヲ持込ム事。

第五條　「アウトオヴバウンド」ヨリ「ボール」ヲ「インプレー」ト爲シタル後他ノ競技者カ之ニ觸ルル前ニ觸ルル事。

第六條　境界線外ヨリ「ボール」ヲ「インプレー」トスルニ當リ五秒以上ヲ費ヤス事。

罰則　（第三、四、五、六條）「ボール」ハ反對側ノ「アウトオヴバウンド」ニテ對手方「ティーム」ノモノトナル。

第七條　「フリースロー」ヲ爲スニアタツテ「ボール」ガ「バスケツト」又ハ「バツクボールド」ニ觸レル前ニ「フリースローレーン」ニ入リ、又ハ「フリースローライン」ニ觸レ、其ノ他何等カノ方法ヲ以テ「フリースロー」ヲ爲ス競技者ヲ妨害スル事。

若シ競技者ガ「フリースローレーン」ニ副ヒテ其ノ位置ヲ爭フトキハ「レフリー」ハ公平ニ其ノ位置ヲ定ムベシ。

罰則　（第七條）「フリースロー」ヲ爲シツツアル「ティーム」ノ競技者ガ反則スレバ「ゴール」成ルモ得點トナラズ「ゴール」成ラズバ「ボール」ハ「センター」ニ於テ「インプレー」トセラル。

對手方「ティーム」ノ競技者ガ反則シタル場合ニハ「ゴール」成ラバ得點トナシ「ゴール」成ラズバ今一度「フリースロー」ヲ許サル。若シ兩「ティーム」ノ競技者ガ反則スレバ「ゴール」成ルモ得點トナラズ、「ゴール」成ルト成ラザルトニ關セズ「ボール」ハ「センター」ニ於テ「インプレー」トセラル。

「フリースローレーン」ニ於ケル粗暴ナル行爲ニ對シテハ「パーソナルフアウル」ヲ宣セラルル事アルベシ。

第八條　「レフリー」ガ二人ノ競技者ノ間ニ「ボール」ヲ投上グル時背後ニ置クベキ手ヲ放シ、又ハ「ボール」ガ打タルル前ニ圓ヨリ出ル等「ヂヤンピング」ノ規定ヲ犯ス事。

罰則　「ヴアイオレーシヨン」ガ爲サレタ處ニ最モ近キ「サイド」ノ「アウトオヴバウンド」ニ於テ「ボール」ハ對手方ノモノトナル。サレド若シモ「ヴアイオレーシヨン」ヲ爲サレタル「ティーム」ガ「ヴアイオレーシヨン」ニ不拘有利トナルガ如キ場合ニハ役員ハ「ヴアイオレーシヨン」ヲ看過シテ「ゲーム」ヲ繼續セシムルコトヲ得。

第九條　「ボール」ヲ持ツテ走ル事、「ボール」ヲ蹴ル事、拳ニテ之ヲ打ツコト。

第十條　「フリースロー」ヲ爲シツツアル競技者ガ他ノ競技者ニ「ボール」ヲ「パス」スル事。

（註）忠實ニ「バスケツト」ニ入ル、事ヲ努ムベシ。

第十一條　「ドリブル」ヲ終リタル後「ボール」ガ其ノ競技者ノ手ヲ離レ居ル時他ノ競技者ガ之ニ觸

レザルニ第二ノ「ドリブル」ヲ爲ス事。

罰則（第九、十、十一條）「ボール」ハ「ヴアイオレーション」ノ爲サレタル處ニ最モ近キ「サイド」ノ「アウトオヴバウンド」ニ於テ對手方ノモノトナル。

第十二條 「ボール」ガ「バスケット」ノ中又ハ其ノ緣ニアルトキニ「ボール」又ハ「バスケット」ニ觸ルル事。

罰則（第十二條）

一、對手方ノ「バスケット」ニ於テ此ノ反則アリタル時ハ「ゴール」成ルト否トヲ問ハズ得點トナル（センターボール）

二、競技者ガ自己ノ側ノ「バスケット」ニ於テ此ノ反則ヲ爲シタル時ハ「ゴール」成ルト否トニ關セズ得點トナラズ。（センターボール）

第十五章 ファウル及罰則

第一節 「テクニカルフアウル」ハ次ノ如シ。

第一條 次ノ行爲ニヨリ競技ヲ遲延セシムル事。

一 「アウトオヴバウンド」ニ於テ「ボール」ガ對手方ニ與ヘラレタル後之ニ觸ルル事。

二 「アウトオヴバンウド」ヨリ「ボール」ヲ「コート」內ニ返シツ、アル競技者ヲ妨害スル事卽競技者ノ身體何レノ部分ニテモ境界線外ニアラザル事ヲ要シ且又競技者ハ「ボール」ガ境界線ヲ橫切ル迄之ニ觸ル、可ラズ。

三 三回ノ「チヤージドタイムアウト」ヲトリタル後其ノ「ティーム」ガ「チヤージドタイムアウト」ヲ取ル事、又ハ對手方ノ競技者ガ「ボール」ヲ所持シ且競技中ニアル時「タイムアウト」ヲトル事。

四 二人ノ競技者間ニ投上ゲラレタル「ボール」ガソノ最高點ニ達セザル中ニ「ボール」ヲ打チ又ハ打タレザル前ニ「ボール」ヲ捉ヘル事。

（註）役員ハ「ボール」チ投上グルニ當ツテ其ノ速度ト高度トチ齊一ニスルコトニヨリコノ「フアウル」チ避ケ得ベシ。

役員ガ不完全ニ投上ゲタル場合ニハ「フアウル」ヲ爲ス事アルモ看過シ更ニ「ボール」ヲ投上グベキナリ

第二條 補缺者トシテ記錄員ニ報告セズ假令報告スルモ競技ガ中止セラレザル前ニ「コート」ニ入ル事、「レフリー」ニ報告シ其ノ承認ヲ得ザル前ニ補缺者トシテ競技ニ參加スル事、又競技

ガ再開セラル、迄ニレフリー」ヲ介スル事ナク他ノ競技者ト通話スル事。

第三條　役員ニ對シ激語ヲ放チ其ノ他ノ競技精神ニ反スル行爲ヲ爲ス事。

第四條　競技場ヲ離ヽル事。

第五條　再ビ退キタル後更ニ「ゲーム」ニ加ハル事。

罰則　（第一、二、三、四、五條）對手方「ティーム」ニ「フリースロー」ヲ與ヘラル第二條ノ規則ニヨリ同一「ティーム」ノ二人若クハソレ以上ノ者ガ同時ニ補缺者トシテ記錄員及ビ「レフリー」ニ報告セズシテ「コート」ニ入リタル時ニハ唯一回ノ「フアウル」ガ宣セラレコレハ「キヤプテン」ノ「テクニカルフアウル」トナル。

第六條　競技ノ進行中何人ト雖モ競技中ノ「ティーム」ト役員的關係アルモノハ「コート」外ヨリ「コーチ」スベカラス。

第七條　何人ト雖モ「レフリー」又ハ「アムパイヤー」ノ許可ヲ受ケズシテ競技ノ進行中「コート」ニ入ル事ヲ得ズ。

罰則　（第六、七條）對手方「ティーム」ニ「フリースロー」ヲ與ヘラレ、而シテ反則セシ「ティーム」ノ「キヤプテン」ノ「テクニカルフアウル」トナル。

第二節　「パーソナルフアウル」ハ次ノ如シ。

（「パーソナルフアウル」ニ就テハ補註ニ於テ可ナリ詳細ナル說明ヲ與ヘアリ）

第八條　相對スル競技者ノ何レガ「ボール」ヲ持ツト持タザルトニ不拘對手方競技者ヲ捕ヘ、躓カシメ衝キ又ハ押ス事。

第九條　對手競技者ノ進行ヲ妨グル事。

第十條　必然ナラザル粗暴ノ行爲ヲ爲ス事。

第十一條　「ボール」ニ片手又ハ兩手ヲカケタル相對スル二人ノ競技者ノ間ニ飛込ミテ對手方競技者ノ身體ニ觸ルヽ事。

罰則　（第八、九、十、十一條）「オウンゴールゾーン」內ニアリテ「ボール」ヲ所持セル競技者ニ此ノ反則ガナサレタル時ハ對手方ニ二回ノ「フリースロー」ヲ與ヘラル「ボール」ヲ所持スルトハ競技者ガ「ボール」ヲ保持シ或ハ「ドリブル」スル事ニヨリ之ヲ掣御シツヽアル事ナリ「オウンゴールゾーン」外ニアリテ「ゴール」ニ向ツテ「ボール」ノ投ジツヽアル競技者ニ此ノ反則ガ爲サレタル時又ハ「ゴール」ニ向ツテ投ジタル直後ニ其ノ競技者ニ對シテ行ハレタル時モ亦同ジ若シ「ボール」ガ競技者ノ手ヲ離レタル際「フアウル」ヲ宣スル笛ガ鳴リタル場合ニハ「ゴール」

成ラバ得點トシ且「フリースロー」ヲ許サル。

以上ノ場合ノ外ハ此ノ反則ニ對シテ一回ノ「フリースロー」ヲ與ヘラル。

「ダブルファウル」ノ場合ニハ各「ティーム」ニ一回宛「フリースロー」ヲ與ヘラル。

以上何レノ場合ニテモ反則者ニハ「パーソナルファウル」ヲ課セラル、モノトス。

四ツノ「パーソナルファウル」ヲ爲シタル競技者ハ何等ノ手續ヲ俟ツ迄モ無ク競技資格ヲ失ヒ競技場ヨリ退ク事ヲ要求セラル。

此ノ除外規定ハ如何ナル事情アルモコレガ勵行ヲ期スベシ。

「レフリー」ハ唯一回ニテモ第八條或ハ第九條第十條ノ反則アラバ其ノ競技者ヲ除名スル事ヲ得

第十五章　第二節の補註

以下述ブル處ハ解釋上爭アル第十五章第二節中ノ規定ニ關シテ競技者ニ許サレタル處ト禁ゼラレタル處トヲ詳述シ、同章ノ完璧ヲ期セントスルニ在リ、然レ共規則ノ一部ニ替ツテ自ラ規則トナルニアラズ、亦絶對ニ規定又ハ條項ヲ變改セントスルモノニアラザル也。

身體的接觸ニ就テ

「バスケツトボール」ハ理論上ハ『身體接觸無キゲーム』ナリト雖モ十名ノ競技者ガ非常ナ速力ヲ以テ限ラレタル競技場ヲ馳驅スルニ當リ全ク身體的接觸ヲ避クル事ノ不可能ナルハ疑ヲ容レザル處ナリ。例ヘバ「ボール」ガ何レノ「テーム」ニモ屬セザル場合二人ノ相對抗スル競技者ガ「ボール」ニ突進シ相互ニ衝突シタリトセヨ、身體的接觸ハ激シキモノアランモ、若シ兩競技者ガ共ニ「ボール」ヲ獲ン事ヲ目指シタル場合ニハ其ノ接觸ハ不可避事ニテ「ファウル」ニハアラズ。之ニ反シ一競技者ガ「ボール」ヲ取ラントスルニ當リ其ノ背後ニ在ル對手方ガ其ノ「ボール」ヲ得ントシテ前者ノ背部ニ飛掛リタル場合ニハ後者ノ意思ガ假令「ボール」ヲ「プレー」スルニ在リトスルモ尙「ファウル」タルヲ免レズ。此ノ場合ニハ背後ヨリノ「ガード」ト同ジク背後ニ在ル競技者ハ「ボール」ト對手方トニ對シ不利ノ地位ニ在ルヲ以テ多クノ場合接觸ノ責ヲ負フベキナリ。要スルニ身體的接觸ガ純眞ニ「ボール」ヲ「プレー」セントスルニ出デ且ツ競技者ガ相互ニ接觸セズシテ「ボール」ヲ取リ得ベシト當然豫期シ得ベキ地位ニ在リタル場合且又双方共接觸ヲ避クルニ相當ノ注意ヲ爲シタル場合ニハ其ノ接觸ハ之ヲ不得已モノトナスベク、之ヲ罰スルノ要ヲ見ザルナリ。

プロツキングニ就テ

假令身體的接觸ヲ來サズトモ對手方競技者ノ進行ヲ妨グル時ハ「フアウル」タルヲ免レズ、防禦スル競技者ガ「ボール」ニ背ヲ向ケ對手方競技者ノ動クニ伴レテ動ク如キ事ハ對手方ノ進行ヲ妨害スル意思ナル事明白ナリ。換言スレバ其ノ防禦スル競技者ノ目的ハ「ボール」ヲ「プレー」セズ人ヲ「プレー」スルニ在ルモノニシテ「バスケツトボール」ノ根本目的ニ反スルモノナリ。屢々『正當ナルブロツキング』ナル語ヲ以テ呼バル、行爲ハ規則ノ意味スル「ブロツキング」トハ全然異ル。然レ共此ノ行爲ハ直ニ身體的接觸ニ陷リ易ク而シテ斯クナルニ於テハ眞ノ「ブロツキング」トシテ容赦ナク罰ヲ科スベキ事ニ注意セザルベカラズ。

ドリブルニ就テ

「ドリブル」ヨリ生ズル身體的接觸ハ多クハ避ケ得ラルモノニシテ若シ生ジタル時ハ罰スベキモノトス。身體的接觸ヲ來シタル責任ガ「ドリブラー」ニ在リヤ之ヲ防禦スル競技者ニ在リヤハ之ヲ決定スル事屢々困難ナルモ「ドリブラー」ハ決シテ防禦スル競技者ニ突進スル事ヲ許サレタルモノ

ニアラザル事ハ之ヲ牢記セザルベカラズ。

若シ防禦スル競技者ガ正面ヨリ近附キ來レル場合ニハ接觸ヲ避クベキ責任ハ主トシテ「ドリブラー」ニ在リ、防禦スル競技者ガ「ドリブラー」ノ前進路ニ位置スル場合ハ「ドリブラー」ハ立チ止ルカ又ハ横ヘ切ルベキナリ。之ニ反シ防禦スル競技者ガ背後ヨリ「ドリブル」ヲ抑ヘント試ミ、ヨツテ接觸ヲ來シタル時ハ多クハ防禦スル競技者ニ責任有リトス。若シ攻防兩競技者共ニ幾分宛接觸ノ責ヲ負フベキ時ハ「ダブルフアウル」ヲ宣スベシ。

バスケツトボール規則附錄

質疑應答

（此ノ質疑應答モ亦規則ノ一部ヲ爲スモノト知ルベシ）

一　第五章第一條

質疑　一「テイーム」ハ五人ニ足ラザル競技者ニテ競技シ得ルヤ。

應答　「テイーム」ハ「ゲーム」開始ニ當ツテハ必ズ五人ノ競技者ヲ以テスルヲ要ス。

然レ共替ルベキ補缺者無キニ競技者ノ或ル者ガ退場セザル可ラザル場合ニハ五人ニ足ラザルモ該「ゲーム」ヲ繼續シテ差支ヘナシ。

二 第五章第三條

質疑　補缺者ハ何時競技者トナルヤ。

應答　「レフリー」ニ報告シ且「レフリー」ニヨリ承認セラレタル時ナリ。

三 第五章第三條

質疑　一「ゲーム」ニ用ヒ得可キ補缺者ノ數ハ幾人ナリヤ。

應答　明治神宮競技本競技ニ於テハ五名以内トスルモ各地方豫選ニ於テハ制限ナキモノトス。

四 第五章第五條

質疑　「ゲーム」ヨリノ除外又ハ補缺交替ノ場合退場スル競技者ハ「コート」ヲ去ルニツイテ許可ヲ得ル要アリヤ。

應答　無シ。

五 第五章第六條

質疑　競技者ノ番號ハ其ノ競技上ノ地位ニ對應スル要アリヤ。

應答　其ノ要ナシ、但シ「キャプテン」ヲ一番トスルヲ通例トス。

六 第五章第六條

質疑　對抗スル兩「テイーム」ノ「シャツ」ガ同色ナルトキハ如何ニナスベキヤ。

應答　「ホームテイーム」ガ「シャツ」ヲ變フベキナリ若シ中立「コート」ニテ「ゲーム」ガ行ハルル場合ニハ役員ハ主催者側ト協議ノ上如何トモ決スベキナリ。

七 第六章第二條及第五條

質疑　「レフリー」ト「アムパイヤー」トガ「ゴール」ヲ得點ニ數フベキヤ否ヤニツキ一致セザル場合ニハ何レガ決定スベキヤ。

應答　「レフリー」ナリ。然レ共「レフリー」モ進ンデ「アムパイヤー」ト協議スベキモノトス。

八 第六章第八條

質疑　觀衆ノ態度ニ對スル責任如何。

應答　「ホームテイーム」ニ責任アリ。若シ「ゲーム」ガ中立「コート」ニテ行ハルル場合ニハ主催者側委員ニ責任有リ。

通常ノ場合「レフリー」ガ「コート」ヨリ觀衆ニ對シ其ノ「スポーツマンシップ」ニ訴フル旨ヲ述

ペナバ夫レニテ充分ナリ。
「レフリー」モ「アムパイヤー」モ「フアウル」ヲ宣スル事ヲ得。

九 第六章第八條

質疑 「フアウル」ヲ宣スルニ當リ「レフリー」ノ決定ハ「アムパイヤー」ノ決定ニ優先スルヤ。

應答 優先セズ。

一〇 第六章第八條

質疑 「レフリー」ト「アムパイヤー」トガ同一行爲ニ對シ殆ド同時ノ決定ヲ爲シ其ノ決定ガ同一競技者ニ對シ異レル罰ヲ含ム時ハ何レニヨルベキヤ。

應答 二ツノ罰ノ中重キ方ニ從フベシ。

一一 第六章第十條

質疑 「テクニカルフアウル」ヲ示ス方法如何。

應答 「レフリー」ト記錄員ト協議ノ上如何樣ニモ定ムベシ。

一二 第六章第十二條

質疑 記錄員ガ一競技者ニ四回ノ「パーソナルフアウル」ガ宣セラレタル事ヲ「レフリー」ニ通

告セズ。其ノ競技者ガ依然競技ヲ續クル場合如何ニナスベキヤ。

應答 其ノ競技資格無キ競技者ガ競技シタル間ニ爲サレタル得點モ亦競技サレタル時間モ共ニ計上サルベキナリ。然レ共其ノ競技者ガ四回ノ「パーソナルフアウル」ヲ爲シタル事ニ「レフリー」ガ氣附キタル時ハ、直チニ補缺交替ヲ爲サシムベキナリ。而シテ此ノ如ク無態怠慢ナル記錄員ハ直チニ其ノ「ゲーム」ヨリ退ゾケ且其ノ後同「シーズン」ノ終ル迄役員トシテハ一切「ゲーム」ニ關與セシムベカラズ。決シテ容赦スル要ナシ。

（或ハ絕對ニ辯解ヲ容ルベカラズ）

一三 第七章第一條

質疑 二人ノ競技者ガ「レフリー」ノ投上グル「ボール」ニ「ジヤブ」スル時、一競技者ガ「ボール」ヲ對手方ノ「バスケツト」ニ打込ミタル場合得點トナルヤ。又得點トナルトセバ何レノ得點トナルヤ。

應答 打込マレタル「バスケツト」ノ屬スル「テイーム」ノ得點トナル。

一四 第七章第一條

質疑 「ボール」ガ「バスケツト」ニ其ノ下ヨリ入リテ通過シタル後「バスケツト」ヘ落込ミタル場

合得點トナルヤ。

應答　得點トナラズ。

一五　第七章第二條

質疑　最近ノ「ゲーム」ニ於テ我「テイム」競技者ノ一人ガ「ボール」ヲ持チ乍ラ「バックボールド」ノ後方ニ在ル壁ニ身體ヲ觸レタル事アリ此ノ場合其ノ競技者ハ「アウトオヴバウンド」ナリヤ否ヤ。

應答　其ノ競技者ハ「アウトオヴバウンド」ナリ。

一六　第七章第二條

質疑　「ボール」ガ「バックボールド」ノ面ヲ擦メ境界線ヲ超ヘタルガ其ノ未ダ境界線外ニ在ル床又ハ物ニ觸レザル前ニ「コート」内ノ競技者ニヨッテ捉ヘラレタリ。「ボール」ハ「アウトオヴバウンド」ナリヤ否ヤ。

應答　「アウトオヴバウンド」ニアラズ「インバウンド」ナリ。

一七　第七章第二條

質疑　若シ「ボール」ガ競技場ノ上ニ在ル設備器具又ハ天井ニ當リタル時ハ如何ニ決スベキヤ

應答　「ゲーム」開始前競技場ニ關シ格別ノ打合セ無キ限リ「ボール」ハ其ノ儘「プレー」ヲ繼續スルモノトス。

一八　第七章第二條

質疑　壁ヲ「バックボールド」ノ代リニ使用セル競技場ニテ「ゴール」ニ投ズル爲壁ヲ走セ上グル事ハ正シキヤ。

應答　規則通リニアラザル競技場ニテ競技スル「テイーム」ハ夫レニ獨特ノ競技場規定ヲ定メザルベカラズ。然共成可ク壁ニ走セ上グル事ヲ許サヾルヲ可トス。尙成可ク競技場ハ規則通リ設備スルヲ希望ス。

一九　第七章第四條

質疑　「ヘルドボール」ニ關シ競技者ガ片手又ハ兩手ヲ堅ク「ボール」ニ掛ケタル時トハ如何。

應答　「レフリー」ガ何レノ競技者モ不相當ナル粗暴ノ行爲ヲ以テスルニアラザレバ「ボール」ヲ自己ノミノモノト爲スヲ得ズト判斷シタル時ナリ。

二〇　第七章第四條

質疑　「インバウンド」ノ競技者ハ接迫シテ「カード」サレ居ルニアラズシテ何時迄モ「ボール」ヲ

保持シテ差支ナキヤ。

應答　差支ナシ。其ノ競技者ヲシテ早ク「ボール」ヲ放サシムルヤ長ク保持セシムルヤハ一ニ懸リテ對手方競技者ノ遣リ方ニ在リ。

二一　第七章第四條

質疑　「ボール」ヲ抱ク事ハ「フアウル」ナリヤ。

應答　「フアウル」ニアラズ。然レ共接迫シテ「ガード」サレ乍ラ「ボール」ヲ抱キテ之ヲ「プレー」スル事ヲ避クル時ハ「ヘルドボール」トナル。

二二　第七章第四條

質疑　接迫シテ「ガード」サレタル競技者ガ「ボール」ヲ床ニ付ケ何等「プレー」セントセザル場合「フアウル」トナルヤ。

應答　「フアウル」ニアラズ「ヘルドボール」ナリ。

二三　第七章第四條

質疑　「ドリブル」ヲ終リタル後競技者ハ直チニ「ボール」ヲ「パス」シ又ハ「ゴール」ニ投ズル事ヲ要スルヤ。

應答　其ノ競技者ガ接迫シテ「ガード」サレ居ルニ非ザル限リ直チニナスヤ否ヤハ其ノ任意ナリ

二四　第七章第七條、第六章第十二條註

質疑　記錄員ガ「ボール」ガ「インプレー」ノ際其ノ笛ヲ鳴ラシタル場合競技ハ停止サルルヤ。

應答　停止サレズ。笛ノ鳴ラザルト同樣ニ繼續ス。記錄員ハ細心ノ注意ヲ爲シ必ズ「ボール」ガ「デツド」ノ時ニ笛ヲ吹ク樣ナスベキナリ。

二五　第七章第七條

質疑　「バスケツト」近クニ於ケル「ジヤンプボール」ノ場合一競技者ガ「ジヤンピングルール」ヲ犯シタルニ對手方ガ自已ノ「バスケツト」ニ「ボール」ヲ打込ミタル時得點トナルヤ。

應答　得點トナル。而シテ「ボール」ハ「センター」ニテ投上ゲラルベキナリ。

二六　第七章第十條

質疑　立チ停リ乍ラ「ボール」ヲ床ニ打チツクル事ハ「ドリブル」ナリヤ。

應答　「ドリブル」ナリ。

二七　第七章第十條

質疑　「ドリブル」トハ何ゾ、又「ドリブル」ハ何時開始セラルルヤ。

應答　「ボール」ヲ得タル競技者ガ「ボール」ヲ投ゲ、轉ガシ、打チ又ハ「バウンド」サセ「ボール」ニ他ノ競技者ガ觸レザル前ニ觸レタル時「ドリブル」トナル。

而シテ「ボール」ガ競技者ノ手ヲ離ルルト同時ニ「ドリブル」ハ始マリ「ボール」ガ競技者ノ片手又ハ兩手ノ上ニ停マリ或ハ兩手ニ同時ニ觸ルルト共ニ終ル。

二八　第七章第十條

質疑　競技者ガ「ボール」ヲ取落シ、數回之ヲ捉ヘントシテ能ハズ、而シテ後之ヲ捉ヘタル時「ドリブル」ヲ終リタルモノトナスベキヤ。

應答　然リ。「ドリブル」ヲ終リタルモノナリ。

二九　第七章第十條

質疑　競技者ガ「ドリブル」中「ドリブル」スル手ヲ替フルモ反則トナラザルヤ。

應答　反則トナラズ。

三〇　第七章第十條

質疑　競技者ガ「ボール」ヲ兩手ヲ以テ取リ、片手ヲ以テ「ドリブル」シ、而シテ左右交ル〳〵片手ヲ以テ「ドリブル」シ、最後ニ兩手ニテ之ヲ捉ヘ「パス」スルモ反則トナラザルヤ。

應答　反則トナラズ。

三一　第七章第十一條及第十二條

質疑　「ガード」ニシテ對手方競技者ノ身體ニ手ヲ觸レル習慣ヲ有スルモノアルモ之ハ反則ナリヤ。

應答　反則ナリ。爲ニ「ホールディグ」「ブロツキング」ヲ來シタル時ハ「パーソナルフアウル」ヲ宣セラルルモノトス。

三二　第七章第十一條

質疑　對手方競技者ノ背後ヨリ頭越シニ「ボール」ヲ捕ヘ、又對手方競技者ノ身體ニ手ヲ廻ハシテ「ボール」ヲ捕ヘ、之ヲ横様ニ奪ヒタル時ハ反則トナラザルヤ。

應答　身體的接觸ナケレバ反則トナラズ。然レドモ身體的接觸ヲ避ケルコトハ殆ド不可能ナリ（第七章第十一條ノ註參照）

三三　第七章第十二條

質疑　身體的接觸ナキモ「ブロツキング」ハ起リ得ルヤ。

應答　然リ。「ブロツキング」ニ對スル規定ハ次ノ如キ事ヲ念頭ニ置キテ之ヲ嚴重ニ解釋シ厲行

スペシ、即チ防禦スル競技者ハ自己ノ「ガード」スル對手方競技者ニ接迫シ、ヨツテ以テ對手方競技者ノ正當ナル競技行爲ヲ豫知シ且ツ之ヲ阻止センガ爲ニ其ノ對手方競技者ニ手ヲ觸ルル事ヲ許サルルモノニアラズ且又對手方ノ競技者ノ進行ヲ阻止スル爲ニ其ノ前ニテ跳躍スルコトヲ許サルルモノニアラズ。對手方競技者ニ先ジテ「ボール」ヲ得ル爲ニ對手方競技者ヲ驅ケ拔ククコトヲ妨ゲザルモ、カカル場合ニ於テ執レノ競技者モ「ボール」ヘノ直進路ヨリ對手方競技者ヲ押シノクルコトヲ得ズ。

三四 第七章第十四條

質疑 一「テイーム」ガ「フアウル」ヲナシ、コレニ對スル「フリースロー」ガナサレザル前ニ他「テイーム」ガ「フアウル」ヲナシタル場合ニハ如何ニナスベキヤ。

應答 最後ノ「フリースロー」ノ後「ボール」ハ「セーター」ニテ投上ゲラルルモノトス。

三五 第七章第十九條

質疑 一競技者ガ「フイールド」ヨリ「ボール」ヲ「ゴール」ニ投ゲツツアルニ當リテ對手方競技者ガ身體ニ觸レズシテ「ボール」ヲ奪フモ反則トナラザルヤ。

應答 反則トナラズ。

三六 第八章第五條

質疑 「センター」若クハ他ノ場所ニ於テ「ジャンピング」ヲナス場合其競技者ハ自己側ノ「バスケツト」ニ面スルヲ要スルヤ。

應答 執レノ方向ニ面スルモ差支ヘナシ。

三七 第八章第五條

質疑 「クオーター」間又ハ「ハーフ」間ノ中憩時間ニ「フアウル」ガ宣セラレタル場合ニハ何時「フリースロー」ヲナスベキヤ。

應答 其ノ中憩時間中ニナスベキモノトス。而シテ「ゴール」成ルト成ラザルトニ不拘、「ボール」ハ「デツド」ナリ。

三八 第八章第六條及第七章第十五條

質疑 「レフリー」ガ「センター」又ハ其ノ他ノ場所ニテ「ボール」ヲ投上ゲタル時、雙方ノ競技者ハ「ジヤンプ」シテ「ボール」ヲ打ツニ努メザルベカラザルカ。

應答 其ノ必要ナシ。然レドモ若シ兩競技者ガ「ボール」ニ觸レザリシ時ハ「レフリー」ハ兩競技者ニ忠實ニ「ジヤンプ」シテ「ボール」ヲ打ツベシト命ジテ同ジ場所ニテ再ビ之ヲ投上グベキモ

ノトス。此ノ命ニ從ハザリシ者ニ對シテハ「ゲーム」ヲ遲延セシメタルモノトシテ「
ヲ宣セラルベシ。

三九　第八章第五條及第七條

質疑　「センター」又ハ他ノ場所ニテ「ジャンプ」スル場合ノ足ノ位置ハ如何。

應答　各競技者ノ兩足ハ自己ノ半圓內ニアルコトヲ要ス。

四〇　第八章第六條

質疑　「センター」又ハ其ノ他ノ場所ニテ「ジャンプ」スル場合競技者ハ「ボール」ヲ捉フルモ差支ヘナキヤ。

應答　捉ヘルコトヲ得ズ。最初必ズ之ヲ打ツベシ。然ル後ハ「ジャンパー」モ他ノ競技者モ「ボール」ヲ捕フルコトヲ得。

四一　第九章第三條及第十一章第二條

質疑　一「ティーム」ガ未ダ「チャージドタイムアウト」ヲ使用シ盡サヾルニ「ゲーム」ガ同點ヲ以テ終リタル時其ノ「ティーム」ノ「キャプテン」ハ「エキストラピリオド」ニ於テ殘レル「チャージドタイムアウト」ヲ使用シ得ルヤ。

應答　使用シ得。延長競技ハ第二「ハーフ」ノ繼續ナリ。

四二　第十章第一條及第二條

質疑　「レフリー」ガ二人ノ競技者ノ間ニ「ボール」ヲ投上グル場合、「ボール」ガ打タレタル後、孰レノ競技者モ之ニ觸レザル前ニ「アウトォヴバウンド」トナリタル場合ハ如何ニナスベキヤ

應答　第十章第一條ニ規定スル如ク「ボール」ハ之ヲ「アウトオヴバウンド」トナシタル競技者ノ對手方「テーム」ノモノトナル。若シ雙方ノ競技者ガ同時ニ「ボール」ヲ打チタル場合ニハ第十章第二條ニ依ル。

四三　第十一章第一條

質疑　一「ティーム」ノ「キャプテン」ガ「ボール」ガ對手方「ティーム」ニ屬シ且ツ「デッド」ニアラザル時「タイムアウト」ヲ要求シタル時ハ如何ニナスベキヤ。

應答　其ノ要求ハ之ヲ默殺スベシ。若シ役員ガ迂濶ニ「タイムアウト」ヲ宣シタル場合ニハ其ノ「キャプテン」ニ「ファウル」ヲ課シ直チニ競技ヲ繼續スベシ。

四四　第十一章第一條

質疑　甲「ティーム」ガ「コート」內ニ於テ「インプレー」ニアル「ボール」ヲ所有セル時乙「ティー

ム」ノ競技者ガ負傷シタル場合役員ハ乙「ティーム」ノ爲ニ「タイムアウト」ヲ宣シ得ルヤ。

應答　宣シ得。競技者ガ負傷シタル場合ニハ其ノ負傷ガ欺瞞ナリト云フ事實アルモ役員ノ立場ニアルモノハ其儘其ノ「ゲーム」ヲ繼續スベキモノニアラザルコトヲ痛感スルモノナリ。然レドモ甲「ティーム」ガ「フィールド」ヨリ「ゴール」ニ向ッテ「ボール」ヲ投ゼントシツヽアル際「コート」ノ其ノ反對側ノ部分ニ於テ競技者ガ負傷シタル場合ニハ役員ハ其ノ投擲ノ動作ヲナシ終ルマデ「タイムアウト」ノ合圖ヲ見合スヲ可トス。

四五　第十一章第二條

質疑　「タイムアウト」ニ際シテ二分間以上ヲ費ヤシシタル時ハ如何ニナサルベキヤ。

應答　各二分間毎ニ若クハ其ノ末滿ノ時間毎ニ之ヲ一回ノ「チャージドタイムアウト」トス。

四六　第十一章第二條

質疑　「タイムアウト」ガ兩「ティーム」ニ對シテ同時ニ宣セラレタル場合此ノ「タイムアウト」ガ兩「ティーム」ニ對シテ夫々一回ノ「チャージドタイムアウト」トセラルルヤ。

應答　然リ。

四七　第十一章第三條

質疑　「ボール」ガ「アウトオヴバウンド」ニアル時、「タイムアウト」ガ宣セラレタル場合再ビ競技ヲ開始スルニハ如何ナスベキヤ。

應答　「ボール」ヲ「アウトオヴバウンド」ナラシメタル罰ノ執行ヲ以テ競技ヲ開始スベキモノトス。即チ「ボール」ヲ「アウトオヴバウンド」ナラシメタル競技者ノ對手方競技者ニヨッテ競技ハ開始セラル。

四八　第十四章第三條及第四條

質疑　競技者ノ身體ノ一部ガ「コート」外ノ床ニ觸レ居ル際ニ其ノ競技者ガ「ボール」ヲ「ドリブル」スルモ反則トナラザルヤ。

應答　反則ナリ。

四九　第十四章第四條

質疑　「アウトオヴバウンド」ヨリ「ボール」ヲ「パス」シツヽアル競技者ガ境界線上ニ一歩ヲ踏ミ乘スル事ハ反則ナリヤ。

應答　反則ニアラズ。サレド其ノ際境界線ヲ越エテ「コート」内ニ足ヲ踏ミ込メバ反則ナリ。

五〇　第十四章第十一條罰則ノ部

質疑　「コート」ノ兩側ニ境界線ノナキ場合第十四章第八條、第九條、第十條及十一條ノ反則ニ對スル罰則ヲ執行スルニハ如何スベキヤ。

應答　カヽル場合ニハ其ノ反則ノ行ハレタル場所ニ最モ近キ側ノ一點ニ於テ對手方競技者ニ「ボール」ヲ渡シ其ノ競技者ハ境界線外ヨリスルト同樣ノ方法ヲ以テ「ボール」ヲ「インプレー」トスベク其ノ際他ノ競技者ハ其ノ競技者ノ身邊九一糎以内ニ近ヅクヲ得ザラシムルヲ可トス

五一　第十五章第一條

質疑　一「テイーム」ノ競技者ガ味方ノ競技者ノ間ニ於テ「ボール」ヲ保持シ若シクハ「パス」スルコトニヨツテ自己「テイーム」側ノ間ニ「ボール」ノ所有ヲ保持シテ得點スル爲ニ努力セザルコトハ反則ナリヤ。

應答　正當ノ行爲ナリ對手方競技者ハ「ボール」ヲ奪ヒ若クハ「ヘルドボール」ヲ起サシムルコトニヨツテ對手方ノ「パス」ヲ妨グル特權ヲ有スルモノナリ。

五二　第十章第二條

質疑　第二「ハーフ」ノ開始ニ當ツテ「ゲーム」ニ入ル時競技者ハ報告ノ要アリヤ。

應答　第二「ハーフ」ノ終リタル時「ゲーム」ニ加ハリ居ラザリシ競技者ハ報告セザルベカラズ。

五三　第十四章第八條

質疑　一競技者ガ「ドリブル」シツヽアル時之ニ對シテ對手方競技者ガ眞横ヨリ直角ニ走リ來リ「ボール」ヲ「ドリブラー」ノ手ヨリ打チオトシ其ノ際身體的接觸ヲ來シタリトセヨ。此ノ場合「フアウル」ハ行ハレタルモノナリヤ。

應答　此ノ際「パーソナルフアウル」ハ行ハレタルモノニシテ之ハ兩者ノ「フアウル」ナルベシ。決定ヲナスベキ役員ハ確然タル決定ヲ爲ス爲ニ競技ヲ注視セザルベカラズ。一般ニハ「ガード」ガ前方ヨリ接近シタル場合ニハ「フアウル」ノ責任ハ「ドリブラー」ニ課セラルヽモ「ガード」ガ後方ヨリ接近シタル場合ニハ此ノ反對ガ確實ナリ。若シ横ヨリ接近シタル場合ニハ兩競技者共ニ其ノ責ヲ負フベキモノナリ。

五四　第十五章第八條

質疑　「ハツキング」トハ如何。

應答　「ハツキング」トハ規則中ニハ用ヒラレザルモ手先若シクハ手ヲ以テ對手方競技者ノ腕ヲ保持シ若シクハ打ツ事ヲ示スニ往々役員ガ用フル言葉ニシテ之ハ「パーソナルフアウル」ナリ

五五　第十五章第八條乃至第十一條

質疑　「パーソナルフアウル」ニ關スル規定ハ相互ノ協定ニヨリテ之ヲ除外スルヲ得ルヤ。

應答　全然除外スルヲ得ザルモノナリ。「パーソナルフアウル」ノ規定ハ「ゲーム」中ニ於テ最モ意ヲ用フベキ「フアウル」ヲ防止スルヲ目的トスルモノナリ。

「パーソナルフアウル」ニ對スル規定ヲ厲行スルコトハ「ゲーム」ヲ清カラシムルニ與テ力アリ總テノ規定ハ嚴密ニ且充分ニ實施セラルベキコトハ役員ノ最モ望ム所ナリ。

「パーソナルフアウル」ニ關スル規定ニ於テ特ニ然リトナス。

五六　第十五章第十一條

質疑　「スリーメンイン」ニ對スル罰則如何。

應答　此ノ場合其ノ一人ノ競技者ガ衝キ進ミテ身體的接觸ヲナスカ若シクハ第十五章第八條第九條若シクハ第十條ノ規定ニフレザル限リ罰則ハ適用サレズ。

五七

質疑　「ボール」ヲ身體ニ押シ當テ之ヲ捕フルコトハ反則ナリヤ。

應答　反則ニアラズ。

五八

質疑　對手方競技者ノ手ヨリ「ボール」ヲ奪ヒ取リ得ルヤ。

應答　奪ヒ取リ得。

以　上

八、明治神宮體育大會柔道部競技規程

第一章　試合ノ種類

第一　明治神宮體育大會柔道部ニ於テ行フ試合ハ左ノ二種トス。

一、選士權試合

二、青年團試合

第二　青年團試合ハ將來選士權試合ニ合併セシムル事ヲ豫期スルモノニシテ出場者ハ、

一、當該年ノ十一月三日ニ於テ滿二十五歳以下ノ青年團員タルコト。

二、一箇年以上引續キ同一青年團ノ團員タルコト。

三、現ニ中等程度以上ノ學校ニ在學セザルコト、但シ退校後三箇月ヲ經過セザル者亦同ジ。

右三項ニ照ラシ青年團員トシテ資格アルモノナル事ヲ要ス、其ノ他ノ者ハスベテ選士權試合ニ參加スルモノトス。

第二章　選士權

第三　明治神宮體育大會柔道部選士權ハ左ノ三種トス。

イ　壯年組選士權

ロ　青年組選士權

ハ　少年組選士權

第四　壯年組選士權ハ當該年ノ十月三十一日ニ於テ滿三拾歳以上ノ者ニシテ最優秀ナル者ニ與フ

青年組選士權ハ當該年ノ十月三十一日ニ於テ滿二拾歳以上三拾歳以下ノ者ニシテ最優秀ナル者ニ與フ。

少年組選士權ハ當該年ノ十月三十一日ニ於テ滿二拾歳以下ノ者ニシテ最優秀ナル者ニ與フ。

第一節　豫選

第五　選士權試合豫選ハ左ノ各地ニ於テ之ヲ行ヒ壯年組、青年組、少年組各一名ヲ選出スルモノトス。

北海道	東京府	京都府	大阪府
神奈川縣	兵庫縣	長崎縣	新潟縣
埼玉縣	群馬縣	千葉縣	茨城縣
栃木縣	奈良縣	三重縣	愛知縣
靜岡縣	山梨縣	滋賀縣	岐阜縣
長野縣	宮城縣	福島縣	岩手縣
青森縣	山形縣	秋田縣	福井縣
石川縣	富山縣	鳥取縣	島根縣
岡山縣	廣島縣	山口縣	和歌山縣
德島縣	香川縣	愛媛縣	高知縣
福岡縣	大分縣	佐賀縣	熊本縣
宮崎縣	鹿兒島縣	沖繩縣	樺太
朝鮮	臺灣	關東州	

第六　豫選ハ郡、市、中等程度以上ノ學校、地方官衙、陸軍、海軍其他道場ヲ有シ之ニ準スル團

體等適當ナル單位ヲ設ケ年齡別ニ從ヒ試合セシメ優秀ナル成績ヲ得タル者ヲ選士ト定ムベシ。

第七　第一豫選ニ於ケル試合ノ方法ハ本規定ノ精神ニ則リ最モ適切ナル方法ヲ選ブベシ。

第八　選士ノ選出ニ關シテハ技能ト共ニ人物ヲ考慮スベシ。

第二節　本試合豫選

第九　本試合豫選ハ明治神宮競技大會柔道試合場ニ於テ之ヲ行フ。

第一〇　本試合豫選ニ於テハ左ノ如ク區分ス。

第一區　北海道、臺灣、朝鮮、關東州、樺太。

第二區　青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島。

第三區　茨城、栃木、群馬、東京、埼玉、千葉。

第四區　新潟、富山、石川、福井、京都、滋賀。

第五區　神奈川、山梨、長野、靜岡、愛知、岐阜。

第六區　奈良、和歌山、三重、大阪、兵庫、岡山、鳥取。

第七區　山口、島根、廣島、德島、香川、愛媛、高知。

第八區　福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩。

第一一　本試合豫選ニ於ケル試合ハ第一區ハ其ママ第二區ハ青森、秋田、岩手ヲ一組トシ其他ヲ一組トシ第三區ハ茨城、栃木、群馬ヲ一組トシ其他ヲ一組トシ第四區ハ新潟、富山、石川ヲ一組トシ其他ヲ一組トシテ第五區ハ神奈川、山梨、長野ヲ一組トシ其他ヲ一組トシ第六區ハ奈良和歌山、三重ヲ一組トシ其他ヲ一組トシ第七區ハ山口、島根、廣島ヲ一組トシ其他ヲ一組トシ第八區ハ福岡、佐賀、長崎、大分ヲ一組トシ其他ヲ一組トシテ各組ニ於テ總當法ヲ以テ試合セシメ成績最優秀ナルモノヲ選ビ第二區以下ハ各組ノ優勝者ヲ更ニ試合セシメテ最優勝者ヲ決定シ決勝試合ニ出場スル權利ヲ與フルモノトス。

第一二　同點ノ者アルトキハ更ニ試合セシメテ之ヲ決定スルモノトス。

第一三　出場者ナキ地方アルトキハ出場セル地方ノミヲ以テ試合セシムルモノトス。

第三節　決勝試合

第一四　本試合ノ豫選ニ於テ選出サレタル選士ニツキ年齢別ニ從ヒ總當法ニヨリテ試合セシメ成績最優良ナル者ニ選士權ヲ與フ。

第一五　同點ノ者アルトキハ更ニ試合セシメテ優劣ヲ決ス。

第一六　右ノ場合三回以上連續引分ニ終リ優劣ヲ定メ難キ時ハ顧問、審判員、役員ノ合議ヲ以テ優秀者ヲ定ム。

第一七　決勝試合ニ於ケル順序ハ抽籤ニヨリテ各人ノ符號ヲ定メ別表ニヨリ之ヲ行フ。

第三章　試合ニ關スル規定

第一八　總當法トハ各人カ其他ノ者ト悉ク組合ヒテ試合スル方法ヲ云フ。

第一九　總當法ニ於ケル試合ノ順序ハ次表數字ノ順トス。

十人ノ場合

	ヌ	リ	チ	ト	ヘ	ホ	ニ	ハ	ロ	イ
イ	ヌイ 30	リイ 18	チイ 45	トイ 42	ヘイ 38	ホイ 27	ニイ 15	ハイ 11	ロイ 1	
ロ	ヌロ 9	リロ 43	チロ 39	トロ 34	ヘロ 28	ホロ 16	ニロ 12	ハロ 6		
ハ	ヌハ 44	リハ 40	チハ 35	トハ 29	ヘハ 17	ホハ 23	ニハ 2			
ニ	ヌニ 41	リニ 26	チニ 31	トニ 19	ヘニ 24	ホニ 7				
ホ	ヌホ 37	リホ 32	チホ 20	トホ 13	ヘホ 3					
ヘ	ヌヘ 33	リヘ 21	チヘ 14	トヘ 8						
ト	ヌト 22	リト 25	チト 4							
チ	ヌチ 26	リチ 10								
リ	ヌリ 5									
ヌ										

九人ノ場合

	リ	チ	ト	ヘ	ホ	ニ	ハ	ロ	イ
イ	リイ 9	チイ 33	トイ 23	ヘイ 35	ホイ 17	ニイ 26	ハイ 12	ロイ 3	
ロ	リロ 21	チロ 36	トロ 31	ヘロ 18	ホロ 27	ニロ 13	ハロ 8		
ハ	リハ 16	チハ 30	トハ 19	ヘハ 22	ホハ 34	ニハ 4			
ニ	リニ 32	チニ 20	トニ 1	ヘニ 29	ホニ 9				
ホ	リホ 2	チホ 24	トホ 14	ヘホ 5					
ヘ	リヘ 25	チヘ 15	トヘ 10						
ト	リト 28	チト 7							
チ	リチ 11								
リ									

八人ノ場合

	チ	ト	ヘ	ホ	ニ	ハ	ロ	イ
イ	チイ 24	トイ 3	ヘイ 20	ホイ 27	ニイ 15	ハイ 6	ロイ 1	
ロ	チロ 12	トロ 21	ヘロ 26	ホロ 16	ニロ 7	ハロ 10		
ハ	チハ 14	トハ 25	ヘハ 17	ホハ 22	ニハ 2			
ニ	チニ 28	トニ 18	ヘニ 23	ホニ 11				
ホ	チホ 19	トホ 8	ヘホ 4					
ヘ	チヘ 9	トヘ 13						
ト	チト 5							
チ								

七人ノ場合

	ト	ヘ	ホ	ニ	ハ	ロ	イ
イ	トイ 4	ヘイ 11	ホイ 20	ニイ 15	ハイ 8	ロイ 1	
ロ	トロ 17	ヘロ 21	ホロ 13	ニロ 9	ハロ 5		
ハ	トハ 19	ヘハ 14	ホハ 16	ニハ 2			
ニ	トニ 12	ヘニ 18	ホニ 6				
ホ	トホ 10	ヘホ 3					
ヘ	トヘ 7						
ト							

六人ノ場合

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	イ
イ		ロイ 4	ハイ 12	ニイ 9	ホイ 7	ヘイ 1
ロ			ハロ 8	ニロ 13	ホロ 11	ヘロ 6
ハ				ニハ 2	ホハ 14	ヘハ 10
ニ					ホニ 5	ヘニ 15
ホ						ヘホ 3
ヘ						

五人ノ場合

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
イ		ロイ 1	ハイ 6	ニイ 9	ホイ 3
ロ			ハロ 4	ニロ 7	ホロ .0
ハ				ニハ 2	ホハ 8
ニ					ホニ 5
ホ					

四人ノ場合

	イ	ロ	ハ	ニ
イ		ロイ 1	ハイ 5	ニイ 3
ロ			ハロ 4	ニロ 6
ハ				ニハ 4
ニ				

三人ノ場合

	イ	ロ	ハ
イ		ロイ 1	ハイ 2
ロ			ハロ 3
ハ			

第二〇　棄權セル者アルトキハ其對士ノ者ヲ勝ト見做ス。

第二一　棄權ハ本人ノ申出ニヨリ主任ノ承認ヲ經ルヲ要ス。

第二二　棄權者ハ爾後ノ試合ニ出場スル事ヲ得ス。

第二三　一回タリトモ棄權シタル者ニハ選士權ヲ與ヘス。

第二四　不都合ノ行爲ヲ敢テセリト認メタルトキハ其者ニハ選士權ヲ與ヘス。

第四章　試合者心得

第二五　試合者ハ試合開始時刻二十分前ニ試合場ニ參集スルコト。

第二六　試合者ハ役員ノ指揮ニ從フコト。

第二七　試合者ハ試合中許可ナクシテ藥品其ノ他ヲ用ヒサルコト。

第二八　試合者ハ試合中無意味ナル掛聲又ハ對士ノ感情ヲ害フカ如キ言動ヲナサザルコト。

第二九　試合者ハ著裝ヲ正確ニナスコト。

第三〇　試合者ハ審判員ノ宣告命令注意ニ對シテハ絶對ニ服從スルコト。

第三一　試合者ハ濫リニ會場外ニ出サルコト。

第三二　試合者ハ審判員ノ命令宣告ニヨリ終始スルコト。

第五章　明治神宮競技大會柔道部柔道亂捕試合審判規定

第一條　審判員ノ宣告ハ最終トス。

第二條　試合ハ投業又ハ固業ヲ以テ決セシム。

投業ハ立業、捨身業ヲ、固業ハ絞業、抑業、關節業ヲ包含ス。

第三條　試合ハ必ス投業ヨリ始ムヘシ。

第四條　抑業ハ投業ヨリ連續セラルルカ對手カ故意又ハ誤テ倒レタルカ若クハ絞業又ハ關節業ヨリ抑業ニ移リ得ル形勢ニナリタル場合ヨリ始ムヘシ。

第五條　試合ハ一本ニテ勝負ヲ決ス。

第六條　試合者ノ一方カ投業又ハ固業ニテ勝ヲ得タルトキニハ審判員ハ「一本」ト宣告シテ勝負ヲ決シ其ノ試合ヲ止メシム。

第七條　規定ノ時間中ニ勝負決セサルトキハ審判員ハ「引分」ト宣告シ無勝負トシ其ノ試合ヲ止メシム。

第八條　投業ニテ「一本」ト認ムヘキモノハ左ノ條件ヲ具備スルヲ要ス。

イ、故意又ハ誤ツテ倒ルルニ非ラスシテ一方ヨリ技ヲ仕掛ケ又ハ對手カ技ヲ外シタルタメニ倒レタルコト。

ロ、大體ニ於テ仰向ニ倒レタルコト。

ハ、相當ノ勢又ハ「ハヅミ」ヲ以テ倒レタルコト。

第九條　第八條ノ要件ヲ具備セサル場合ト雖モ試合者ノ一方カ自ラ「參リ」ノ合圖又ハ其ノ意志ヲ明瞭ニ表示シタルトキニハ審判員ハ其ノ對手ノ者ノ勝トス。

但シ本規定ニ禁止セル技若クハ動作ニ依ル場合ハ本條ヲ適用セス。

第十條　縱ヨリニテモ横ヨリニテモ試合者ノ一方カ對手ノ體ヲ投落セハ危險ナル形ニ於テ巧ニ大凡水平ニ肩ノ高サ以上ニ巧ニ抱キ上ケ又ハ擔キ上ケタルトキハ投落スコトヲ止メシメ其者ヲ勝トス。

第十一條　投業掛リタルモ掛ケラレタル者カ地ニ落ツル前、體ヲカハシ免レタルトキハ之ヲ負ト認メス。

第十二條　投業ニ於テ何程早ク身體ヲ變化スルモ一度投倒サレタルコト明ナルトキハ投倒シタル

モノヲ勝トス。

第十三條　試合者ノ一方カ場内ヨリ對手ヲ場外ヘ投出シ又ハ倒シタルトキト雖モ第八條ノ條件ヲ具備スル場合ハ其者ヲ勝トス。

第十四條　試合場外ニテ施サレタル業ハ無效トス。

第十五條　固業ニテ一本ト認ムヘキモノハ左ノ條件ノ何レカニ該當スルヲ要ス。

イ、抑業ノ場合試合者ノ一方カ對手ヲ完全ニ六十秒間抑ヘタルトキ。

ロ、「參リ」ノ合圖ヲ爲シタルトキ。

ハ、關節業又ハ絞業ノ效果ノ顯レタルトキ。

第十六條　試合場外ニ出テテ後施サレタル固業ハ無效トス。

但シ場内ヨリ場外ニ移リタル固業ハ其形ノ儘場内ニ移シ試合ヲ繼續セシム。

第十七條　試合者ハ試合中左ノコトヲ禁ス。

一　技ニ關スルコト。

イ　絞業中胴絞。

ロ　直接兩脚ヲ用ヒテ頸ヲ絞メル技。

ハ　頸椎及脊柱ニ損傷ヲ及ホス技。

ニ　手足首、手足ノ指關節業。

ホ　直接ニ肩關節ヲトル技。

ヘ　試合者ノ一方カ下ヨリ脚ニテ頸部ト腋下ヲ袈裟ニ挾ミ(三角絞)テ對手ヲ絞メ又ハ肘關節技ヲ掛クルコト。

ト　足緘。

二　動作ニ關スルコト。

イ　膝行ノ次勢又ハ對手ヨリ離レテ故意ニ仰臥ノ姿勢ヲトルコト。

ロ　試合中雙方カ立チタル姿勢ノ場合固業ニ入ルタメ對手ノ片足又ハ兩足ヲトルコト。

ハ　投業ヲ施ス意志ナク對手ノ攻撃ヲ避クルタメ對手ノ片襟若クハ兩襟ヲトリ故意ニ倒ルルコト。

ニ　引分ケセンカタメ對手ノ帶又ハ片襟ト同シ側ノ袖ヲ持ツ姿勢ヲ長時間保ツコト。

ホ　專ラ引分ヲ目的トスル動作。

ヘ　固業ヲ逃レル目的ニテ對手ノ帶又ハ襟ニ足ヲ掛クルコト。

ト　顔面ニ手足ヲ掛クルコト。

チ　故意ニ試合場外ニ出ツルコト。

リ　稽古衣ノ袖口、下穿ノ裾口ニ手ヲ入ルルコト。

ヌ　絞業ヲ掛ケラレタルトキ指ヲトリテ放スコト。

ル　對手ヲ釣上ケ又ハ引キ上ケタル場合急ニ之ヲ突當テ又ハ突落スコト。

ヲ　對手ヲ抱キ上ケ又ハ擔キ上ケタルトキ故意ニ突落スコト。

第十八條　試合者ノ一方カ第十七條又ハ其他ノ禁止事項ニ屢々違反シ或ハ不都合ノ行爲アリト認ムルトキハ試合ヲ止メシメ對手ノモノヲ勝ト見做ス。

第十九條　試合中負傷事故ハ左ノ如ク定ム。

イ　試合者ノ負傷カ其原因不明ナルトキ又ハ雙方ノ過失ニヨルトキハ引分トス對手ガ故意ニ負傷セシメタリト認メタルトキ負傷セシメタル者ヲ負トス。

ロ　審判員カ試合ヲ繼シ得ルト認ムルニ拘ラス試合ヲ拒否スルトキハ其者ヲ負トス。

ハ　負傷カ全ク負傷者自身ノ動作又ハ不注意ニヨリ對手カ之ニ與ラスト認ムルトキハ負傷者ヲ負トス。

ニ　負傷者カ負傷以外ノ心身ノ異狀ノタメ試合ヲ繼續シ能ハサルトキハ其者ヲ負トス同樣ノ理由ニヨリ其者カ試合ノ中止ヲ申出ツルトキモ亦同シ。

第二十條　試合ハ左ノ場合一時中止ス。

イ　試合者ノ一方カ下ヨリ搦ミツキタルトキ對手カソレヲ相當ノ高サニ持上ケタルトキ。

ロ　試合者ノ一方カ後方ヨリ搦ミツキタルトキ對手カ其者ヲ制シツツ立チ上リタルトキ。

ハ　試合場外ニ出テタルトキ。

ニ　其他審判員カ中止ヲ命シタルトキ。

第六章　青年團試合

第三四　青年團試合ニ出場スヘキ選士ハ一縣二名トス。

第三五　各縣ニ於ケル豫選ハ各縣內ニ於テ適當ニ青年團ヲ單位ト定メ本部所定諸規則ノ精神ニ則リ試合セシメ最優秀ノ者ヲ選士トスヘシ。

第三六　選士ノ選出ニ關シテハ技能ト共ニ人物ヲ考慮スヘキモノトス。

第三七　各縣ヨリ選出セル選士ハ義組、勇組ノ二組ニ分チ各組ニ於テ左記區分ニ從ヒテ豫選ス。

一、北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、栃木。
二、茨城、千葉、埼玉、群馬、神奈川、東京、山梨、靜岡。
三、新潟、長野、富山、愛知、岐阜、石川、福井、滋賀。
四、三重、京都、和歌山、奈良、大阪、兵庫、岡山、鳥取。
五、島根、廣島、山口、愛媛、香川、德島、高知。
六、福岡、大分、長崎、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩。

第三八　豫選ノ方法ハ每區分ニ於テ抽籤ヲ以テ組合ヲ作リ對士ヲ換ヘテ數回試合セシメ成績優秀ナル者ヲ以テ決勝試合ニ出ス選士ト定ム。

第三九　豫選ニ於テ同點ノ者アルトキハ更ニ試合セシメテ之ヲ決ス。

第四〇　決勝試合ニ於テハ總當法ヲ用フ。

第四一　決勝試合ニ於ケル勝ヲ一點トシ最高點者ヲ以テ優秀者トシ其ノ代表セル縣ヲ優勝旗ヲ與ヘラルル縣ト定ム。

第四二　同縣ノ選士兩組ニ出場セル場合ハ之ヲ加算ス。

第四三　兩組ニ同點若クハ同組ニ同點アルトキハ更ニ試合セシメテ之ヲ決ス。

第四四　之ニ規定セル以外ノ事ハ選士權試合ノ諸規定ヲ用フルモノトス。

第四五　試合開始後ニ於テハ補缺ヲ以テ代ラシムルコトヲ得ス。

九、明治神宮體育大會劍道部競技規程

一、仕合ハ勝殘決勝トス。

二、抽籤ニ依リ出場選士ノ順位(1 2 3 4……)ヲ定メ第一回戰ハ(1ト2)(3ト4)(……)ヲ組合セ仕合者奇數ナル場合ハ其ノ最後ノ者ヲ不戰勝者トシテ第二回戰ノ第一位トシテ殘ス。

三、第二回戰ニ於テ抽籤ニヨリ必要丈ケ不戰勝者ヲ決定シ第三回戰以後ニ不戰勝者ヲ出スノ要ナキ様ニ組合ハスモノトス。

四、第一回戰仕合ハ三本勝負トシテ第二回戰仕合以後ハ決勝戰迄一本勝負トス。

五、番組決定ノ後出場セザル者アル場合ハ相手方ヲ勝者トス。

六、仕合中無意味ナル引上ケヲ爲シタル際撃突セラレタルトキハ敗トナルコトアルベシ。

七、原則トシテ組打ヲ許サズ但シ竹刀又ハ木銃ヲ落シタル場合好機ヲ得テ敵ニ組付キタル時ハ審判ノ指圖ニ從ヒ離レテ更ニ仕合スルモノトス。

八、引分ヲ作ラズ。

九、審判員ノ裁決ニ對シテハ一切異議ノ申立ヲ許サズ。

一〇、明治神宮體育大會相撲部競技規程

大會規定

第一條　本大會ハ明治神宮體育大會相撲大會ト稱ス。

第二條　本大會ハ明治神宮體育大會ノ趣旨ニ則リ競技精神ノ涵養ト國民體育ノ振興普及ヲ圖ルヲ以テ目的トス。

第三條　本大會々場ハ之レヲ明治神宮外苑相撲場トシ期日ハ隔年十月二十八日ヨリ十一月三日迄ノ間ニ之ヲ選定スルモノトス。

出場者資格

第四條　本大會ニ出場スル選手ハ左記項目ノ一ニ該當スル者ナル事ヲ要ス。

イ　大學及專門學校正科ニ在學スル者。

(研究科、選科、特科ニ在學スルモノハ無資格トス)

ロ　道府縣知事ノ推薦セル公私立中等學校ニ在學スル者。
ハ　各道府縣ニ於テ選抜セラレタル青年團員。
ニ　陸海軍人ニシテ主務官廳ノ選抜公認セル者。
但シ前項ニ屬スル者ナレトモ過去若ハ現在ニ於テ職業力士團ニ加入シタル者ハ無資格トス。
ホ　東京大角力協會ニ於テ選抜セル力士。
競技後選手資格ニ欠缺アル事ヲ發見セルトキハ其勝者タル資格ヲ取消シ尙委員會ノ決議ニヨリ次年度ヨリノ申込ヲ拒絕スル事アルヘシ。

第五條　出場希望學校又ハ團體ハ申込締切期日迄ニ選手及補缺ノ姓名、年齡、身長、體量（學生生徒ノ場合ニハ年級青年團ノ場合ニハ所屬團體）ヲ明記シ學校長又ハ運動部長青年團ニアリテハ道府縣聯合青年團長又ハ道府縣知事力士ニアリテハ協會代表者ノ名ヲ以テ申込ムヘシ。

第六條　出場選手ハ大學及專門學校ハ一校五名（補缺二名）青年團ハ一道府縣二名（補缺一名）トス

第七條　參加學校及團體ニシテ本會ノ規定ニ違反スル者若ハ申込後正當ノ理由ナクシテ當日出場セルカ又ハ中途退場セル者アル時ハ委員會ノ決議ニヨリ次年度ヨリノ申込ヲ拒絕スル事アルヘシ。

役員

第八條　本大會ノ準備其ノ他一切ノ事務ヲ處理スル爲メ在京ノ大學及專門學校卒業生並學生中ヨリ若干名ノ總務委員ヲ選定ス。

第九條　本大會ノ審判委員トシテ大學及專門學校相撲部卒業生並ニ關係者中ヨリ若干名ノ審判委員ヲ選定ス。
但シ力士競技ノ審判委員ハ東京大角力協會ノ檢査役ヲ以テ之ニ充ツ。

第十條　選手並ニ補缺選手ハ審判委員タルコトヲ得ス。

第十一條　審判委員會ハ審判ニ關スル左ノ事項ヲ處理ス。
一、勝負ノ決定。
二、審判ニ關スル規則ノ制定並ニ改正。

第十二條　本大會ヲ遂行スル爲メ大會委員若干名ヲ選定シ諸般ノ事務ニ當ラシム。

表彰

第十三條　學校ニアリテハ優勝校並ニ其選手名、青年團、軍人ニアリテハ其所屬團並其選手名ヲ銅板ニ刻シ永ク名譽ヲ表彰ス。
但シ東京大角力協會選拔ノ力士ニアリテハ之ヲ幕内、十兩、幕下三組ニ分チ各組ノ優勝者ヲ表彰ス。

競技規定

組合セ

第一條　本大會ノ競技種目ヲ學生、生徒、青年團、軍人、力士ノ五種ニ別チ其組合セ方法ハ學生並ニ生徒ハ學校、青年團ハ道府縣、軍人ハ個人優勝戰トシテ抽籤トシ以テ之ヲ定メ力士競技ハ協會ニ於テ定ムル處ノ番附ヲ標準トシテ組合セヲ作リ勝殘リ決勝トス。
第二條　選手ノ組合セハ申込書ニ記載セル順位ニヨル、一度補缺ヲ以テ代ヘラレタル選手ハ再ヒ出場スルコトヲ得ス。
第三條　補缺選手ヲ出場セシムル場合ハ豫メ本部ニ其旨ヲ申出ルヲ要ス、此場合補缺選手ハ被補

缺選手ノ成績ヲ繼承スルモノトス。
但シ青年團ノ場合ハ前項ヲ適用セス。
第四條　補缺ヲ以テスルモ尙ホ缺員アル場合ハ其相手方ヲ不戰勝トス。
第五條　最高得點ノ學校並團體一組以上アル場合ハ決勝戰ヲ行フ。
第六條　最高得點ノ學校並團體奇數ノ場合ハ抽籤ニヨリテ不戰勝者ヲ定メテ競技セシム。
但シ最高得點ノ者三組ニ及ヒタル時ハ之ヲリーグ戰トス。
參加學校並團體奇數ノ場合ハ抽籤ニヨリテ定メタル不戰勝校若ハ團體ハ第一回戰ニ於テ最下位ヨリ一位上位ノ得點アル學校若ハ團體ト競技セシム、此ノ場合對手方ト定メラレタル學校若ハ團體ノ得點ハ兩度ノ優秀ナルモノヲ採ル最下位ヨリ一位上位ノ得點アル學校若ハ團體多數ノ場合ハ抽籤ニヨル。

審判

第七條　勝負ハ凡テ四本柱(審判委員)及行司ニ於テ之ヲ決シ異議ノ申立ヲ許サス。
第八條　勝負ハ一番勝負トシ勝敗明ナラサル場合ハ之ヲ取直サシム引分、預リナシ四本柱（審判

委員）ニ於テ痛ミアリト認メタル場合ハ痛分トス、此ノ場合双方ニ得點ナシ。

但シ其ノ痛ノ程度ハ行司及ヒ四本柱之ヲ決ス。

第九條　選手土俵ニ上リ雙方禮ヲ行フテヨリ二分間ヲ經過シ電鈴ノ合圖アリタル場合ハ仕切リ直シヲ許サス行司ノ指示ニ從ヒ立合ハシム。

第十條　左ニ列記スルモノハ之ヲ禁手トシテ嚴禁シ違背シタル者ハ敗者トス。

イ　頭髮ヲ握ル事。

ロ　前囊ヲトル事。

ハ　張手又ハ手ヲ握リテ突ク事。

第十一條　前囊ヲ外シタル場合ハ行司及ヒ審判員ニ於テ勝敗ヲ決ス。

會場規定

第一條　入場者ハ參加學校竝ニ參加團體關係者、招待者、一般觀覽者ノ三種トス。

第二條　酒氣ヲ帶ヒタル者ハ入場ヲ拒絶スルハ勿論酒類ヲ場內ニ搬入シ又ハ之ヲ飲用スル事ヲ許サス。

第三條　各學校其ノ他ヨリ團體入場ヲ希望スルトキハ責任者ノ氏名ヲ申出テ該責任者ハ其團體ニ關シ終始責任ヲ負フモノトス。

第四條　役員ニ於テ必要ト認メタル時ハ團體責任者會ヲ招集スル事アルヘシ。

第五條　觀覽者ハ拍手以外左記ノ各項ニ該當スル應援ハ一切之ヲ嚴禁ス。

一、異樣ノ服裝ヲナス事。

二、應援歌ヲ唱フル事。

三、校旗、優勝旗、應援旗其ノ他ヲ場內ニ携行スル事。

四、個人或ハ一團體ヲ誹謗スルカ如キ應援ヲナス事。

五、審判ニ對シ容喙的言動ヲナス事。

六、石油罐、太鼓其ノ他スヘテノ鳴物ヲ携行スル事。

第六條　招待者ハ主催者ヨリ發シタル招待券ヲ所持シタル者ニ限ル。

第七條　婦人觀覽者ノ爲特ニ婦人席ヲ設クル事アルヘシ。

第八條　前條ノ諸規定ニ反スルモノハ退場ヲ命スル事アルヘシ。

附則

本規定ハ臨時協議會ニ於テ之ヲ改廢スルコトヲ得。

一一、明治神宮體育大會弓道部競技規程

一、審判ニ關スル規定

一　審判員ハ武德會範士教士及ヒ之レニ準スルモノニシテ準備委員會ノ決議ヲ經テ推薦スルモノトス。

二　審判ハ絶對トス。

三　審判ハ審判員一名、立會審判員一名立會ノ上行フモノトス。

四　審判上疑義ヲ生シタル時ハ審判員ハ立會ノ審判員ト合議ノ上審判ヲ下スモノトス。

五　審判員中座ヲ要スルトキハ立會審判員之レニ代リ中座長時間ニ亙ル見込ノ時ハ別ニ審判員ヲ定ム。

二、失格ニ關スル規定

一　審判ニ服セサルモノ。

二 射手ノ面目ヲ毀損スル如キ行爲アルモノ。
三 競技及其進行、會場ノ整理等ニ妨害支障ヲ來タサシムルモノ。
四 指定時刻ニ出場セサルモノ。
五 呼出ニ應セサルモノ。
六 本人ニ非サル射手。

三、中リ外レニ關スル規定

一 左ノ諸項ニ該當スル矢ハ中リトス。
イ 的ヲ通リテ矢垜ニ深ク入リ的面ニ見ヘサル場合。
ロ 的輪ノ合セ目ニ矢立チタル場合。
ハ 中リ矢ノ筈ヲ射タル場合。
ニ 的輪ノ外ヨリ輪ヲ貫キテ射込ミタル場合。
ホ 的輪ヲ内側ヨリ外ニ射通シタル場合。
ヘ 的轉ヒタルトキ中リ矢的ニ着キ居ル場合。

二 左ノ諸項ニ該當スル矢ハ外レトス。
イ 業串ニ中リタル場合。
ロ 中リ矢ニテモ筈地ニ付キタル場合。
ハ 的輪ニ中リ矢飛ヒ返リタル場合。
ニ ハキ中リノ場合。
ホ 的轉ヒタルトキ中リ矢的ヨリ離レタル場合。

四、射直シ許否ニ關スル規定

一 打起前ニ於テ射ニ支障起リタルトキハ射直シヲ許ス。
二 打起後弓具ノ故障ニヨリテ射不能トナリタルトキノ矢ハ射直シヲ許サス。
但シ他ノ妨害アリタルト認メタルトキハ之ノ限ニアラス。

五、射詰決勝ニ關スル規定

一 的ハ尺二的トシ一本勝負トス。

二 最後ノ二人トナリテ二回共ニ中リ勝敗決セサル時ハ第三回目ヨリ六寸的ヲ使用ス。

六、服裝ニ關スル規定

一 選手ハ總テ和服袴着用ノコト。

二 奉射々手ハ紋服ニテ袴着用ノコト。

七、聲援ニ關スル規定

一 拍手以外ノ聲援ハ嚴禁ス。

二 引取ヨリ發射マテハ拍手ト雖モ妨害ト見做ス。

三 競技中ノ選手ニ對シ注意ヲナスコトヲ禁ス。

八、弓具ニ關スル規定

一 弓ニ覗珠ノ如キ特別ノ裝置ヲ付スヘカラス。

二 韘ハ堅帽子タルヘシ。

(附) 選手心得

一 選手ハ交付セラレタル選手票ヲ持參シ指定ノ日時會場ニ出頭セラルヘシ。

二 選手ハ其ノ競技ニ關シ審判員、會場係、進行係ノ指揮ニ從ハルヘシ。

三 選手ハ各自其ノ弓具及所持品一切ノ保管ヲセラレタシ。

四 替弦ヲ用意セラレタシ。

二三、明治神宮體育大會馬術部競技規程

第一條　競技ハ之ヲ一般競技、自馬競技、女子競技ニ分ツ。

第二條　一般競技ノ種目ハ卷乘及障碍飛越ノ二種トス。

自馬競技ノ種目ハ馬場馬術及障碍飛越ノ二種トス。

女子競技ノ種目ハ卷乘トス自馬携行者亦同シ。

第三條　馬ニ依リ生活スル者ハ競技ニ參加スルコトヲ得ス。

第四條　一般競技ノ參加者ハ其ノ所屬乘馬團體ヨリ推薦セラレ大會委員ノ詮衡ヲ經タル者ナルコトヲ要ス。

乘馬團體ハ各競技ニツキ一名宛推薦スルコトヲ得。

前項ノ乘馬團體ハ大會當日ヨリ三ケ月以前ニ成立シ十名以上所屬會員アル事ヲ要ス。

第五條　自馬競技參加者ハ所定ノ申込ヲナシ大會委員ノ詮衡ヲ經タル者ナルコトヲ要ス一人ニシテ自馬二頭携行ノ者ハ二種目共ニ參加スルコトヲ得。

第六條　女子競技參加者ハ所定ノ申込ヲナシ豫選ヲ經タルモノナルコトヲ要ヌ。

豫選ハ東京ニ於テ之ヲ行フ。

第七條　參加者ノ服裝ハモーニング、背廣又ハ制服、短袴、長靴(革製脚絆ヲ含ム)トシ見苦シカラサルモノナルコトヲ要ス女子ハ之ニ準ス。

學生ハ制服、制帽、短袴、長靴(革製脚絆ヲ含ム)ヲ着用スルコトヲ要ス。

第八條　競技參加者ニシテ競技中大會ノ神聖ヲ瀆スカ如キ行爲ヲナシタル場合ハ大會委員ノ決定ヲ以テ退場ヲ命スルコトアルヘシ。

第九條　乘馬(自馬ヲ除ク)ハ豫メ大會委員ニ於テ選定シタルモノヲ競技直前抽籤法ニヨリ各人ニ配當ス。

第十條　各競技ノ實施方法竝ニ採點法ハ別ニ之ヲ定ム。

第十一條　天災若クハ止ムヲ得サル事由アル時ハ大會委員ノ決定ヲ以テ競技實施ヲ中止若クハ變更スルコトアルヘシ。

第十二條　各競技トモ三等迄ヲ優勝者トス。

一般障碍飛越競技實施並審査規定

一、競技開始ハ審査長ノ指示ニ依ル。

二、競技者ハ第一集合場ニ集合シ二十五名宛逐次乘馬シ第二集合場ニ整列シ番號ノ順序ニ出發點ニ位置ス。

三、單騎ニテ出發點ヲ出發シ逐次1.2.3.4.……13ヲ通過シ到着點ニ至リ常歩ニ移シ第一集合場ニ歸還ス。

四、一番出發後三十秒毎ニ第二番ヲ出發セシム以下同シ。

五、中途ニ於テ「ラッパ」一聲ヲ吹奏シタルトキハ競技者ハ其ノ位置ニ停止シ審査員ノ指示ヲ待ツモノトス。

六、採點法左ノ如シ。

(一) 各地區及各障碍ノ得點ヲ總和シタルモノヲ以テ個人ノ總得點トス。

(二) 各地區ニ於ケル個人ノ得點ヲ二十點トシ人馬ノ姿勢、誘導ノ可否、歩度、其他扶助用法等一般ニ亘リ觀察シテ減點ス。

特ニ著シキ過失ニ對シテハ左ノ規定ニ依リ減點ス。

イ、落　馬　五十點

ロ、人馬轉倒　十五點乃至三十點

ハ、經路違反　十　點

ニ、障碍又ハ指示通過點ノ拒止逃避　第一回五點、第二回十點（三回以上復行ヲ許サス）

ホ、障碍ノ飛越ヲ棄權セルモノ　十五點

ヘ、障碍ノ轉倒
- 前肢ニヨルモノ　三點
- 後肢ニヨルモノ　二點

ト、濠中ニ肢ノ落下
- 前　肢　三點
- 後　肢　二點

チ、途中狂奔セシムルカ又ハ駈歩以外ノ歩度ヲ取リタルモノ一地區毎ニ　五點

(三) 馬裝不良ノ程度ニヨリ十點以下ノ減點ヲ行フ。

七、成績順位ノ決定。

同點者アルトキハ最後ノ地區ニ於ケル得點ノ多キモノヲ上位トス尙同點ナルトキハ逐次其ノ前

ノ地區ニ於ケル得點多キモノヲ上位トス。
尙同點者ヲ生シタルトキハ審査長ニ於テ適宜之ヲ定ム。

一般卷乘競技實施並審査規定

一、競技開始ハ審査長ノ指示ニ依ル。
二、競技者ハ第一集合場ニ集合シ二十五名宛乘馬シテ第二集合場ニ整列ス。
三、單騎出發點ヨリ駈歩ニテ出發シ略圖ノ如ク逐次1.2.………8.ノ地點ヲ經テ到着點ニ至リ常歩ニ移シ第一集合場ニ歸還スルモノトス。
四、採點法左ノ如シ。
一 各地點ニ於ケル個人ノ得點ヲ二十點トシ騎手ノ姿勢、誘導ノ可否、歩度其ノ他扶助用法等一般ニ亘リ觀察シテ減點ス。
特ニ著シキ過失ニ對シテハ左ノ規定ニヨリ減點ス。
イ、各卷乘ノ白線以外ニ全ク出テタルモノハ　十點
ロ、前肢若クハ後肢一ノ白線外ニ出テタルモノハ共ニ　五點

ハ、手前ヲ誤リタルモノハ　五點
ニ、白線內ノ旗ニ觸レタルモノハ　十點
ホ、卷乘ノ入口又ハ出口ヲ通過セサルモノハ　五點
ヘ、障碍又ハ指示通過ノ拒止、逃避　第一回五點　第二回十點（二回以上復行ヲ許サス）
ト、障碍飛越ヲ棄權セルモノハ　十五點
チ、障碍ノ轉倒
　前肢ニ依ルモノ　三點
　後肢ニ依ルモノ　二點
リ、經路違反　二十點
ヌ、落　馬　五十點
ル、人馬轉倒　十五點乃至三十點
ヲ、狂奔若クハ駈歩以外ノ歩度ヲ取リタルモノハ一地區每ニ　五點
ワ、馬裝ノ不良ナルモノハ其ノ程度ニヨリ　十點以內
五、成績順位ハ障碍飛越競技ニ同シ。

一般卷乘競技實施略圖

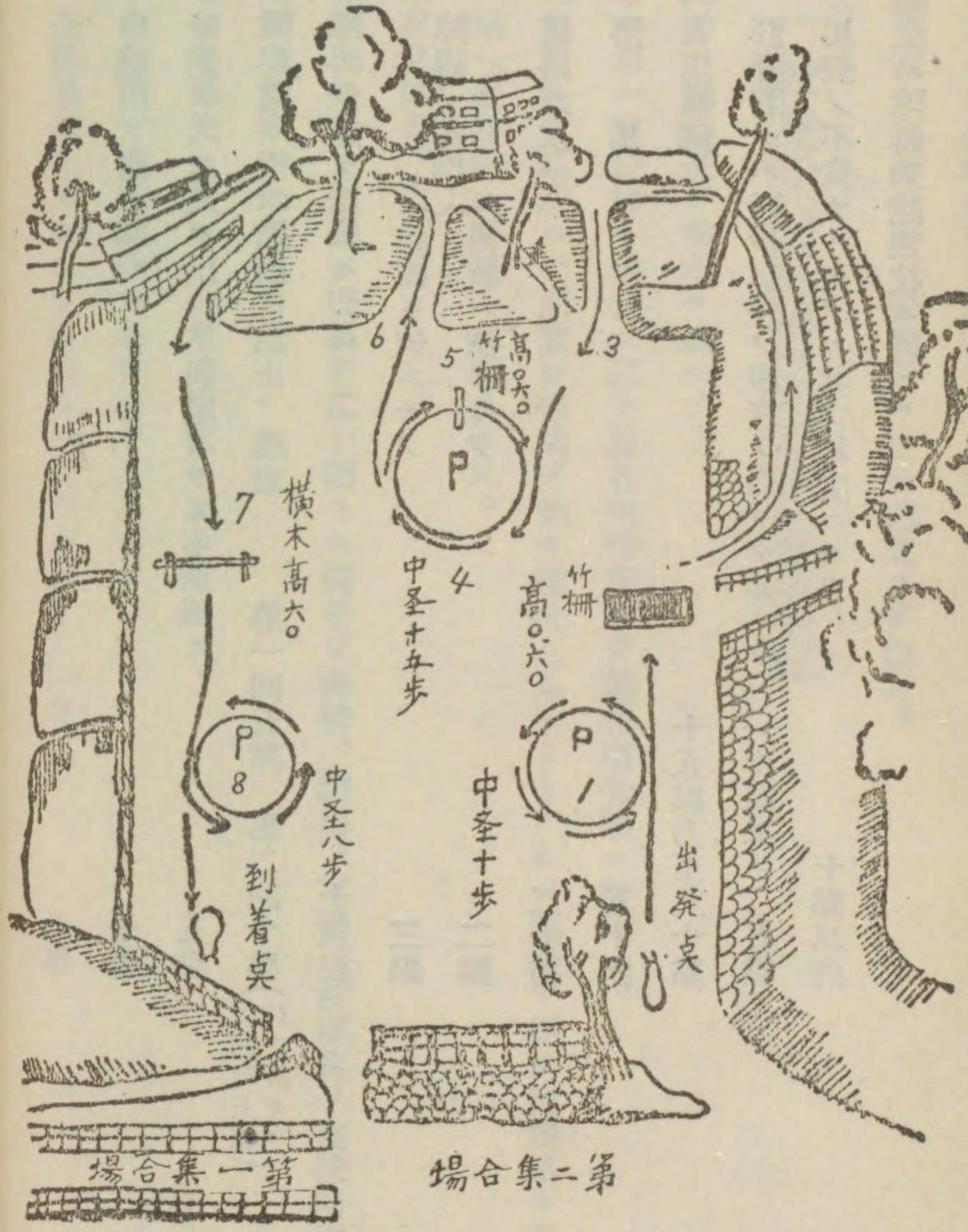

自馬障碍飛越競技實施並審査規定

一、競技開始ハ審査長ノ指示ニ依ル。
二、競技者ハ第一集合場ニ集合シ逐次乘馬シ第二集合場ニ整列シ番號ノ順序ニ1ノ地點ニ位置ス。
三、審査員ノ指示ニヨリ駈歩ヲ以テ略圖ノ如ク障碍ヲ飛越シ終了後ハ常歩ニテ第一集合場ニ歸還ス。
四、採點法左ノ如シ。

一 各地區ニ於ケル個人ノ得點ヲ二十點トシ人馬ノ姿勢誘導ノ可否、歩度其他扶助用法等一般ニ亘リ觀察シテ特ニ減點ス。

イ、落馬セルモノ　五十點
ロ、馬ヲ轉倒セルモノ　三十點
ハ、經路違反　五點
ニ、障碍ニ對シ馬ヲ拒止若クハ逃避セシメタルモノ　第一回五點　第二回十點（但二回以上復行チ許サス）

ホ、障碍ヲ落下若クハ轉倒セシメタルモノ
- 前肢ニヨルモノ　六點
- 後肢ニヨルモノ　四點

ヘ、硬障碍ニ肢ヲ觸レシメタルモノ
- 前肢ニヨルモノ　三點
- 後肢ニヨルモノ　二點

ト、障碍ヲ棄權セルモノ　五點

チ、馬裝不良ノ程度ニヨリ　十點以内

二　審査長ハ總點ニ對シ五點以内ヲ增減スルコトヲ得。

三　序列ハ終點ノ多少ニヨル若シ同點者アルトキハ審査長ノ裁決ニヨルモノトス。

自馬障碍飛越略圖

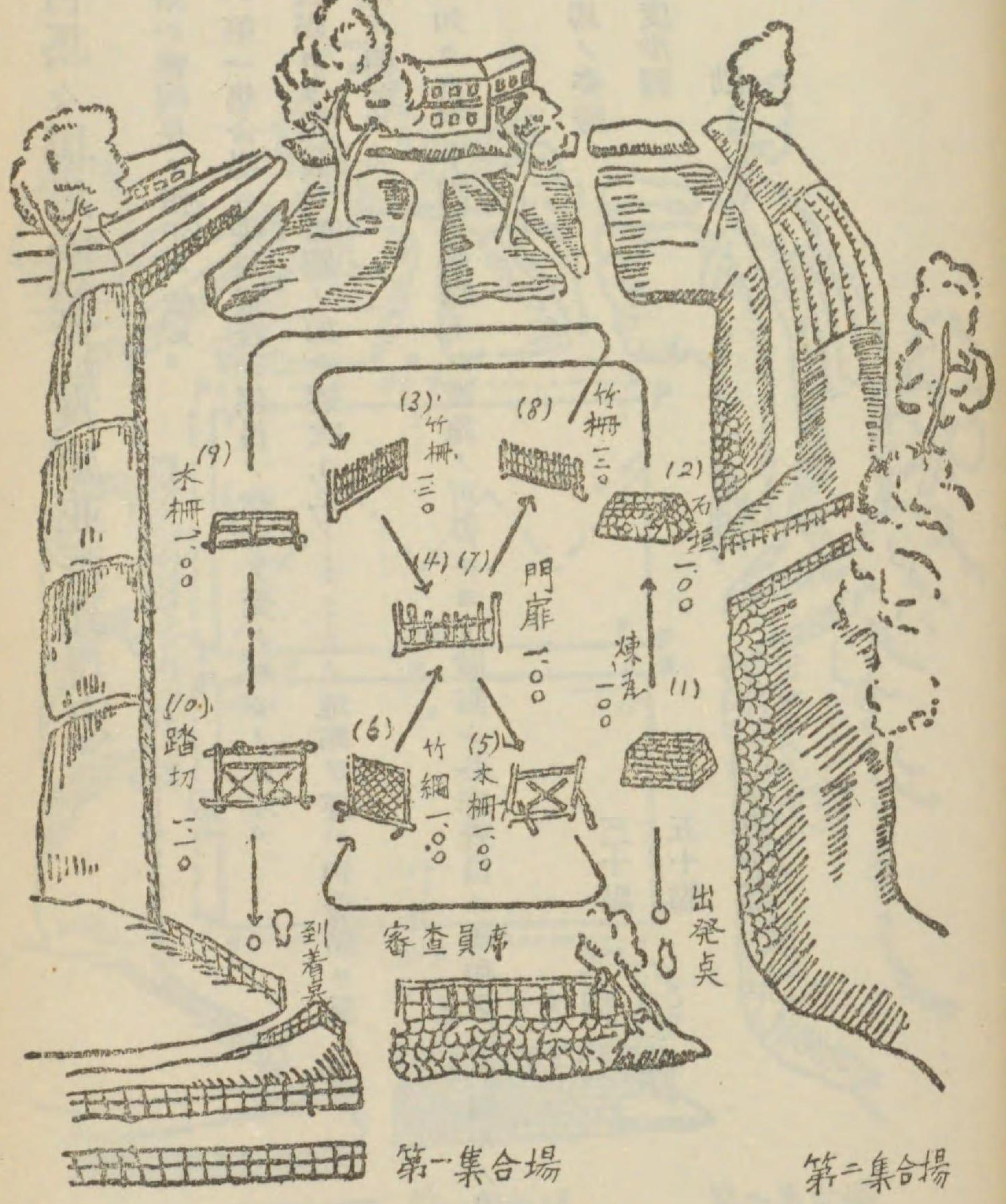

自馬々場馬術競技實施並審査規定

一、競技開始ハ審判長ノ指示ニ依ル。

二、競技者ハ第一集合場ニ乗馬集合シ係員ノ指示ヲ受クルモノトス。

三、單騎出發點ヨリ出發シ略圖ノ如ク逐次1.2.…… ……ノ地點ヲ經テ到着點ニ至ル。

四、採點法左ノ如シ。

左記各號ノ如ク百三十點ヲ滿點トシ實施ノ可否ニヨリ減點シ各審査員ノ總和ヲ以テ個人ノ得點トス。

イ、人馬ノ姿勢　三十點

ロ、歩度歩調　五十點

ハ、運　動　五十點

自馬々場馬術實施略圖

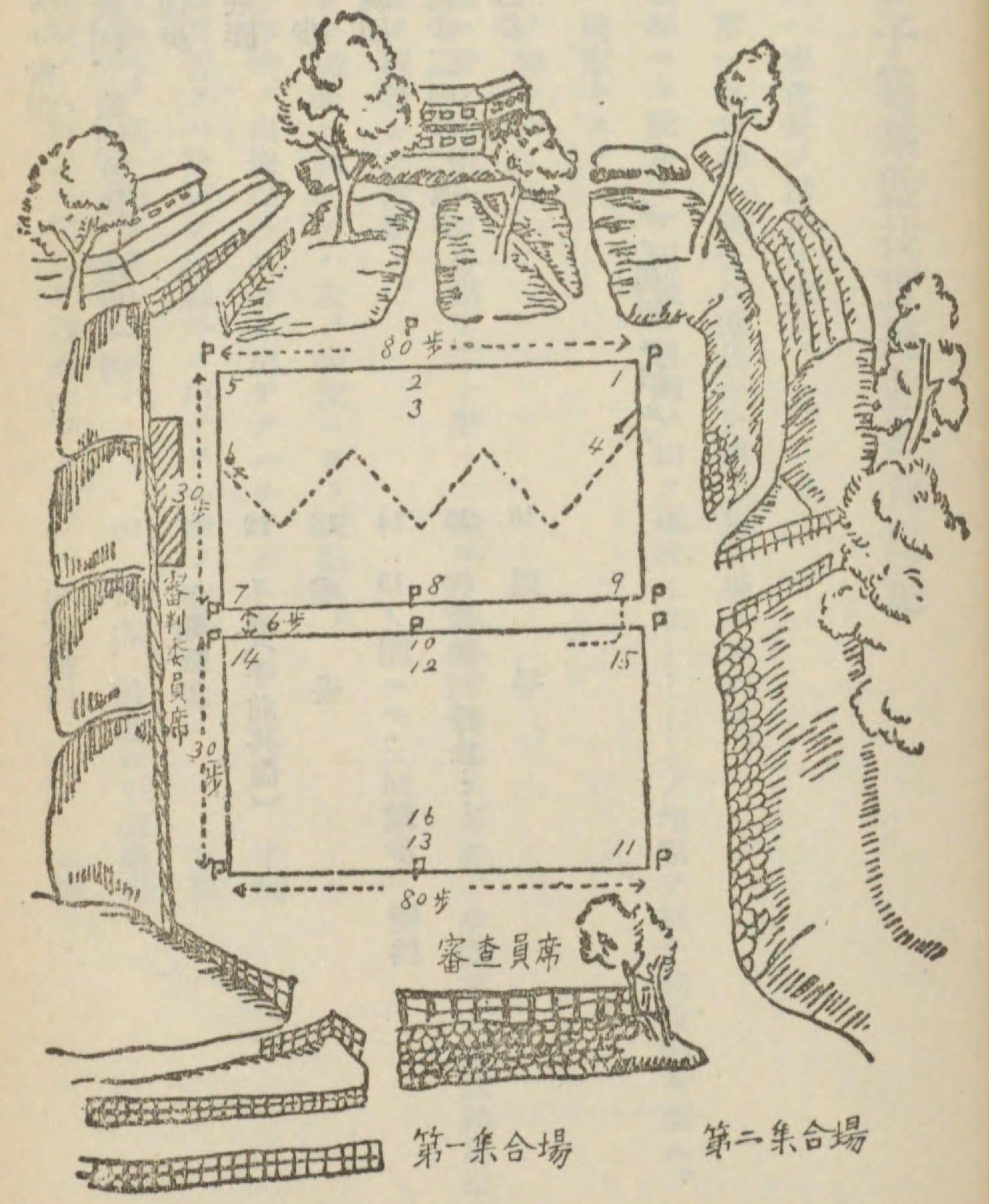

1 停止ヨリ常歩
2 後肢旋回、旋回直後、速歩一周
3 短縮速歩
4 山形乘腰
5 速 歩
6 後肢旋回
7 伸暢速歩二周後、速歩
8 短縮速歩
9 後肢旋回
10 停止、停止ヨリ駈歩
11 短縮駈歩
12 半卷(手前共儘)
13 卷 乘
14 15ノ間ニテ三回踏歩、變換
15 後肢旋回停止……
16 退 場

次ノ馬場ニ移ル。

女子卷乘競技實施竝審査規定

一、競技開始ハ審査長ノ指示ニ依ル。

二、競技者ハ第一集合場ニ集合シ乘馬シテ第二集合場ニ整列ス。

三、單騎出發點ヨリ駈歩ニテ出發シ略圖ノ如ク逐次1.2.………ノ地點ヲ經テ到着點ニ至ル。

馬ノ手前ハ隨意トス。

四、採點法左ノ如シ。

一 各地點ニ於ケル個人ノ得點ヲ二十點トシ騎手ノ姿勢、誘導ノ可否、歩度其ノ他扶助用法等一般ニ亘リ觀察シテ減點ス。

特ニ著シキ過失ニ對シテハ左ノ規定ニヨリ減點ス。

イ、各卷乘ノ白線以外ニ全ク出テタルモノハ　十點
ロ、前肢若クハ後肢ノ白線外ニ出テタルモノハ共ニ　五點
ハ、白線内ノ旗ニ觸レタルモノハ　十點
ニ、卷乘ノ入口又ハ出口ヲ通過セサルモノハ　五點

ホ、障碍又ハ指示通過ノ拒止、逃避　第一回五點　第二回十點（二回以上復行ヲ許サス）

ヘ、障碍飛越ヲ棄權セルモノハ　十五點

ト、障碍ノ轉倒｛前肢ニヨルモノ　三點｝｛後肢ニヨルモノ　二點｝

チ、經路違反　二十點

リ、落　馬　五十點

ヌ、人馬轉倒　十五點乃至三十點

ル、狂奔若クハ駈歩以外ノ歩度ヲ取リタルモノハ一地區毎ニ　五點

ヲ、馬裝不良ノ程度ニヨリ　十點以内

五、順位ノ決定ハ他ノ競技ニ同シ。

女子卷乘競技略圖

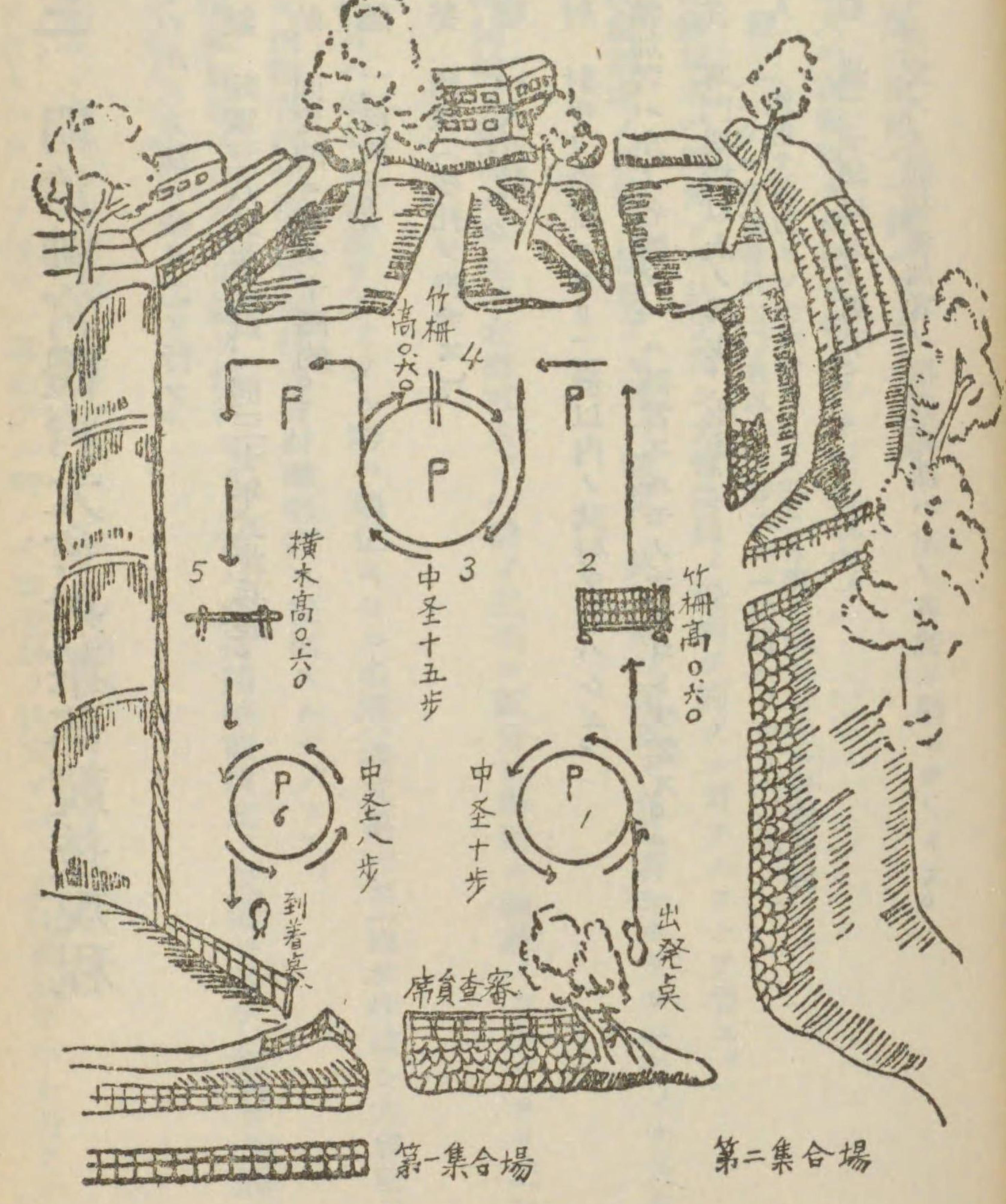

三、明治神宮體育大會射擊部競技規程

第一條　射擊ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ。

一　使用銃　陸軍三八式步兵銃、同三十年式步兵銃。

二　標　的　固定的ニシテ十圈的。

三　射距離　二百米。

四　姿　勢　隨意（依托ヲ許サス）。

五　發射彈　一人五發。

六　試　射　射手ノ希望ニヨリ二發以內ノ試射ヲ行ハシム。

第二條　競技參加者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルコトヲ要ス。

一　學　生　專門學校以上ノ學生、生徒。

二　在鄕軍人

三　一　般　滿二十歲以上ノ男子。

第三條　前條ニ規定スル競技參加者ノ推薦範圍ハ左ノ各號ニ據ルモノトス。

一　學　生　生徒ハ一校ニツキ五名以內。

二　在鄕軍人ハ在鄕軍人會一支部ニツキ三名以內。

三　一　般　（團體チ單位トシ大會當日ヨリ三ケ月前ニ成立シタル射擊團體ニシテ所屬會員二〇名以上ヲ有スル一團體ニツキ五名以內）

第四條　競技參加者ハ所定ノ申込ヲ爲シ大會委員ノ銓衡ヲ經タル者ナルコトヲ要ス。

第五條　競技參加者ノ服裝ハ制服アル者ハ制服、其ノ他ハ洋服トシ見苦シカラサルモノナルコトヲ要ス。

第六條　競技開始ノ順序ハ學生、在鄕軍人、一般ノ三班ニ區分シ班每ニ抽籤ノ方法ニヨリ之レヲ定ム。

各班ノ代表者ハ前項ノ抽籤ヲ了リタル時ハ順位ニヨル名簿（樣式第一）二通ヲ作成シ大會前日迄ニ遲滯ナク內務省內明治神宮競技大會射擊部宛ニ提出スルモノトス。

第七條　競技參加者ニシテ自用銃ヲ携行セサル者ハ競技開始前所定ノ位置ニ於テ掛員ヨリ銃ノ貸與ヲ受クルモノトス。

貸與銃ハ射手ノ希望ニヨリ他ノ銃ト交換スルコトヲ得ス。

第九條　天災若クハ止ムヲ得サル事由アル時ハ大會委員ノ決定ヲ以テ競技實施ヲ中止若クハ變更

スルコトアルヘシ。

第十條　競技ハ一等ヨリ三等迄ヲ優勝者トス。

第一　射撃競技實施規定

一　射撃場ノ設備及標的ノ配當ハ附表第一ノ如ク設ク。

二　試射ハ午前八時ヨリ、本射ハ試射ヲ終リタル者ヨリ逐次之レヲ開始ス。

三　競技ノ開始ハ審査長ノ指示ニ依ル。

四　競技參加者ハ別ニ指示スル集合場ニ集合シ指導掛ノ指示ニ依リ通常五名ヲ一群トシテ逐次射線集合場ニ至ルモノトス。

五　自用銃ヲ携行セサル者ハ掛員ヨリ銃ノ貸與ヲ受ケタル後自用銃携行者ト共ニ銃腔內ノ檢査ヲ受ケ所定ノ位置ニ就クモノトス。

六　參加者ハ參加中射票ヲ携帶シ掛員ノ要求アルトキハ之レヲ提示ス可シ。

七　彈藥ハ發射地點ニ於テ受領シ其ノ藥莢ハ撃チ終リタル後其ノ位置ニ於テ返納スルモノトス。

八　一本射ハ連續射撃トシ最後ニ點數ヲ示ス。

九　不發彈ノ外再射スルヲ得ス。

一〇　射撃ヲ了リタル者ハ銃器掛ヨリ銃腔內ノ檢査ヲ受ケ銃ノ手入ヲナシタル後掛員ノ指示ヲ受ケ逐次現位置ヲ離ルルモノトス。

第二　審査規定

一　成績ノ順位ハ得點ノ最モ多キ者ヲ第一位トス。
同點者多數アルトキハ零點ノ少キ者ヲ上位トス。
尚同點者アルトキハ逐次最下點ヨリ比較シテ高點ノ者ヲ上位トス。
五發共同點ナルトキハ更ニ五發再射シテ其ノ得點ニヨリ之ヲ決ス。

二　射票ニ記入シタル點數ト監的壕ニ於テ調製スル照點證ニ記入シタル點數ト差異ヲ生シタル時ハ照合證ニ登記シタル點ヲ以テ得點ト決定スルモノトス。

三　一標的ニ彈着六發以上アルトキハ最下點ノ彈着ヨリ之ヲ無効トシ殘五發ヲ以テ其ノ射手ノ得點トス。

第三　競技參加者ノ心得

一　競技參加者ハ射擊場內ニ於テハ左記各號ノ事項ヲ遵守スヘシ。

一　競技參加者ニシテ競技中大會ノ神聖ヲ瀆スカ如キ行爲ヲナサザルコト。

二　彈藥ノ裝塡、抽出ハ射擊姿勢ヲ取リタル位置以外ノ場所ニ於テ行ハサルコト。

三　本射及試射ヲ行フ場合ニ於テ空擊又ハ射擊豫行演習ヲ行ハサルコト。但貸與銃ニ引金ノ程度ヲ試驗スル爲メニ銃交付ノ位置ニ於テ空擊ヲ行フハ此ノ限ニアラス。

四　競技參加者休憩所ノ前方ニ於テ射擊豫行演習ヲ行ハサルコト。

五　射擊ヲ行フ場合ノ外射手集合線ヨリ前方ニ立入ラサルコト。

二　前項各號ノ一ニ該當スル者ニシテ掛員ノ制止ヲ肯サル者ハ射擊競技委員ノ決定ヲ以テ退場ヲ命スルコトアルヘシ。

附表第一（其一）

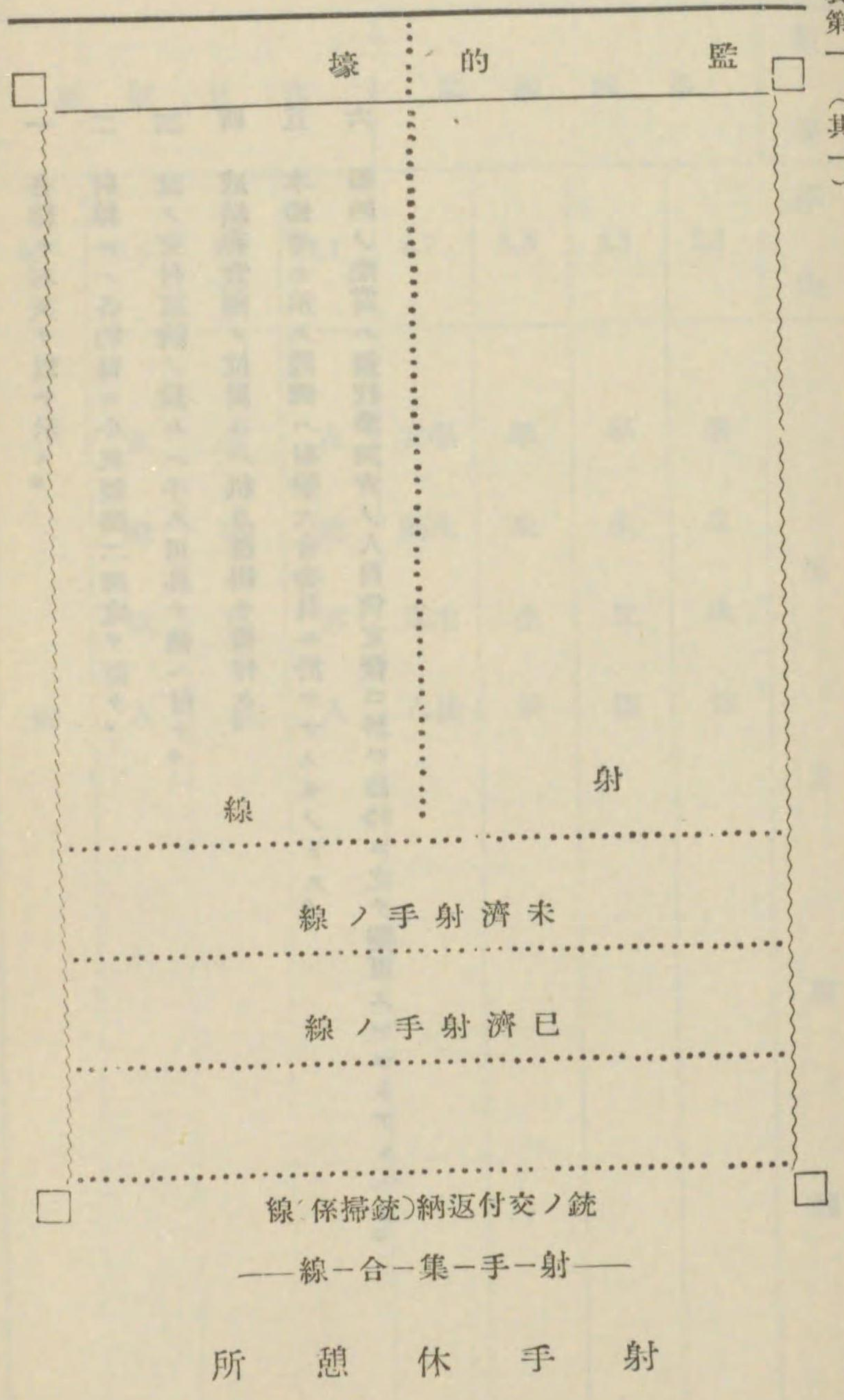

備考

一 各線ハ石灰ヲ以テ示ス。

二 射線ニハ各的毎ニ小机腰掛二脚宛ヲ置ク。

三 銃ノ交付返納ノ線ニハ手入用具ヲ備ヘ付ク。

四 成績審査係ノ位置ニハ机及腰掛ヲ備付ク。

五 本備考ニ示ス設備ハ射撃大會委員ニ於テナスモノトス。

六 標的ノ配當ハ競技參加者ノ人員決定後ニ於テ臨時ニ之ヲ變更スルコトアルヘシ。

附表第一(其二) 標的配當

射場	標的	配當團體
第四射場	2.1	學生生徒
	4.3	學生生徒
	6.5	學生生徒
	8.7	學生生徒 在鄕軍人
第五射場	2.1	在鄕軍人
	4.3	在鄕軍人
	6.5	在鄕軍人
	8.7	一般

附表第二

一、射場勤務員配當表

標的番號			1	2	3	4	5	6	7	8	計
軍部ヨリ差出	射場係	司令	一								一
		射場監視長	一				一				二
		監視兼記點係	一	一	一	一	一	一	一	一	八
		當番	一	一	一	一	一	一	一	一	八
		銃器係	二		二		二		二		八
		彈藥出納掛	長 助手二								三
		傳令	二								二
	監的係	司令	一								一
		監的取締長	一		一		一		一		四
		監的長	一	一	一	一	一	一	一	一	八
		監的手	二	二	二	二	二	二	二	二	一六
		傳令	一				一				二
	通信係	長	一								一
		助手	四								四
	計										六九
委員ヨリ割出	成績審査係	長	一								一
		委員	四								四
		助手	八								八
	射場指導係	長	一								一
		團體係長	三								三
		助手	九								九
	計										二六
合計											九五

備考

一、射場ハ第四、第五ノ二射場ヲ使用ス。

二、軍部ヨリ差出サルル人員ハ軍隊ノ都合ニ依リ若干變更セラルルコトアリ

三、委員ヨリ割出スヘキ人員ハ二射場ヲ通シ勤務スルモノヲ示ス。

様式第一號

班射撃順序連名簿

（學生）（在郷軍人）（一般）

成績序列	總點	射撃順席	射手團體名	氏名

備考 射撃順席ハ班毎ニ一連番號ニ附スルコト。

樣式第二號

射擊順席	番

射 票

第　　號射場第　　的第　　回

團體名	
團體及氏名	

彈着	一	二	三	四	五	計
登記						

記點係	射場監視長	試射

樣式第三號

照合證

第　　號射擊場　第　　的

發射番號＼彈着	一	二	三	四	五	計
第　回						
第　回						
第　回						
第　回						
第　回						
監的長						
監的取締長						

一四、明治神宮體育大會拳闘部規則

第一章　總　則

第一條　本部ハ明治神宮體育會ノ趣旨ヲ體シソノ定ムル所ニ隨ヒ明治神宮體育大會ニ於テ「學生」「一般第一部(アマチュア)」「一般第二部(プロフェショナル)」ノ三部ニ別チ明治神宮拳闘選士權競技ヲ行フ。

第二條　本部ハ大會ニ際シ準備委員會ヲ組織シ大會ノ準備並ニ遂行ノ任ニ當リ諸般ノ事務ヲ司リ必要ナル大會役員ヲ選任ス。

第二章　選士資格

第三條　「學生」及「一般第一部(アマチュア)」ノ選士資格ヲ次ノ如ク定ム。

一、「學生」トハ文部省又ハ之レニ準ズル官廳ノ定ムル學校ニ在學スル學生、生徒ニシテ「アマチュア」競技者タルモノヲイフ。

一、「一般第一部(アマチュア)」トハ學生ニ非サル競技者ニシテ單ニ運動競技愛好ノ爲メニノミ

ヲナスモノヲイフ。

第四條　「一般第一部(アマチュア)」選士ニシテ左ノ一ニ該當セル時ハ其資格ヲ喪フモノトス。

一、拳闘及拳闘以外ノ運動競技ニ於テモ金錢又ハコレニ代ル報酬ヲ受ケ又ハ受クル約束ノ下ニ競技ヲナシタルモノ。

一、前項ノ報酬ヲ受ケザル時ト雖モ拳闘競技會ニ於テ「プロフェショナル」ト競技ヲナシタルモノ又ハ「プロフェショナル」團體ノ一員トナリタル者。

拳闘以外ノ如何ナル運動競技ニ於テモ金錢又ハコレニ代ル報酬ノ爲ニ教授シ又ハ指導シタルモノ。

一、但シ國家若シクハ其他ノ教育團體ノ雇傭人又ハ代表者ニシテ其主タル職業又ハ業務ニ對シ偶發的ニ教授シ又ハ訓練指導スル者ハ全日本アマチュア拳闘聯盟及ビ全日本學生拳闘聯盟ノ公認ヲ得テ拳闘競技ニ於ケル本規定ヨリ除外サル、事ヲ得。

一、拳闘ニ關シ金錢又ハコレニ代ル報酬ノ收受ヲ目的トシテ行動シタルモノ。

一、自己ノ出場スル拳闘競技ニ關聯シ、賭ヲナシ、若シクハ右ニ關聯シ爲サレタル博戲又ハ賭金等ニ關係スル事。

一、競技ヲ記念スル文字又ハ語句ヲ適當ニ記入シ得ザルガ如キ賞品若シクハ記念品ヲ獲ル目的ノタメニ競技スル事。

（賞品、記念品ハ受賞者ガ生涯所有シ又ハ保持シ得ルモノナル事ヲ要ス）。

一、「全日本學生拳鬪聯盟」及ビ「全日本アマチュア拳鬪聯盟」ノ承認ヲ經ズシテ金參拾圓以上ノ價額アル賞品若シクハ記念品ヲ獲ル目的ノタメニ競技スル事。

一、賞品ヲ賣買シタルモノ、入質シタルモノ。

一、假名又ハ僞名ヲ用ヒテ競技會ニ參加シ又ハ試合シタルモノ。

一、所屬團體、又ハ學校ヲ僞リ或ハ資格ヲ僞ツテ出場シタルモノ。

一、理由ノ如何ヲ問ハズ、「プロフエショナル」及「アマチュア」トシス資格ニ缺陷アル競技者ニ對シテ挑戰狀ヲ發スルカ又ハ他ノ方法ニヨリテソノ意志ヲ表示スル事。

一、「プロフエショナル」又ハ「アマチュア」トシテ資格ニ缺陷アル競技者ヨリ發セラレタル挑戰狀ヲ受理スル事或ハ何等カノ方法ニヨリ承諾ノ意志表示ヲナス事。

一、學生競技者並ビニ「アマチュア競技者」ニ對シ、金錢若シクハコレニ代ル報酬ヲ目的トシテ競技ヲナス旨ノ挑戰狀ヲ發シ若シクハ何等カノ形式ニ於テ斯ル意志ヲ表示スル事。

一、競技ヲ行フ爲汽車賃、汽船賃、寢臺料金、及食事費、宿泊料等ヲ要スル場合ハ競技者ノミ實際ニ要シタル費用以外ハ理由及手續方法ノ如何ヲ問ハズ金錢又ハコレニ代ル報酬ヲ受ケタル時。

一、競技者ハ拳鬪競技出場ノ爲若クハ之ガ練習ニヨル時間ノ損失又ハ缺勤ニヨル俸給ノ損害ニ對シ直接又ハ間接ニコレガ補塡ヲ受クル事。

一、報酬ヲ受クル目的ノ下ニ商店、製造業者、又ハソノ代理人ガ商品其他製造業者等ノ商品ノ廣告又ハ推稱スル手段ト競技者ノ名ノ使用ヲ承諾スル事。

一、金錢又ハコレニ代ル報酬ヲ得テ顏見セ講演及ビ競技ニ關シ執筆スル事。

一、金錢及コレニ代ル報酬ヲ受ケテ鬪技臺及競技場並ニ使用品ノ管理設計ニ關與シ或ハ其援助ヲナシタル時。

一、「學生」アリテハ前各項ノ外スベテ全日本學生拳鬪聯盟ノ規約ニ牴觸シタル時一般「第一部」ニアリテハ全日本アマチュア拳鬪聯盟ノ規約ニ牴觸スルモノ。

第三章　中込手續

第五條　本大會參加申込手續ヲ次ノ如ク定ム。

一、本部規定ノ申込書ニ出場スベキ部名其他必要ナル事項ヲ記入シ。

一、參加料金一圓ヲ添エ申込ムベシ。

一、締切期日ニ遲レタルモノハ正當ノ理由アルニ非ザレバ申込ヲ拒絶ス。

一、申込ヲ受理シタル後ハ理由ノ如何ヲ問ハズ納入セル參加料其他ノ返還請求ニ應ゼズ。

一、記載事項ニ僞リタル時ハ無効トス此場合參加料ハ返還セズ。

一、本部ニ於テ參加ヲ承諾セル者ニハ選士票ト共ニ汽車、汽船割引券ヲ添付シテ送ルコトアル可シ。

一、宿舍ノ紹介ヲ希望スル者ハ參加申込ト共ニ書添ラルヽ可キ事。

第四章　選　士

第六條　選士ハ一人ニテ一部一種目ニ限リ出場スルモノトス。

第七條　召集ニ遲レタル者、及ビ役員ノ命ニ從ハザル者ハ競技ヨリ除外ス。

第八條　故ナク出場セザルカ又ハ棄權シタル者或ハ役員ノ命ニ從ハザル者ニハ退場ヲ命ジ且ツ次

回ヨリノ參加ヲ拒絶スルコトアルベシ。

第九條　選手權ヲ獲得シタル者ト雖モ其後ニ至リ資格ヲ欠缺アル事ヲ發見セル時ハ選手權者タルノ資格ヲ剝奪シ次ノ大會ヘノ出場ヲ許サズ。

第五章　會　場　規　定

第十條　會場ニアリテハ選手ソノ他何人ト雖モ係員ノ命ニ從フコト。

第十一條　鬪技臺ノ近ク規定ノ範圍内ニハ係役員及ビ現ニ出場スル選士及其ノ補手(セコンド)以外、絶對ニ入ル事ヲ許サズ。

第十二條　選士控室ニハ役員、選士、及ビ許可サレタル者ノ外、絶對ニ入室ヲ許サズ。

第十三條　理由ノ如何ヲ問ハズ不眞面目ナル服裝又ハ異裝ヲナセル者ハ會場内ニ入ル事ヲ謝絶ス

第十四條　選士及補手等ハ特ニ服裝ニ注意スベシ、不體裁ニ亘リ禮儀ヲ失ヒタル言動ハ愼ム事。

第十五條　選士ハ競技ニ出場スル場合ヲ除キ猥リニ裸體或ハ競技ヲナス支度ノママ控室以外ニ出ズル事ヲ禁ズ。

第十六條　酒氣ヲ帶ビタル者、及酒類ヲ携帶セル者ノ入場ヲ許サズ。

第十七條　學校其ノ他ヨリ團體入場ヲ希望スル時ハ大會一時間前ニ、責任者名、員數等ヲ屆出ヅ可シ、該責任者ハ其ノ團體ニ對シ終始責任ヲ負フモノトス、役員ニ於テ必要ト認メタル時ハ團體責任者ヲ召集スルコトアル可シ。

第十八條　團旗、優勝旗、應援旗其ノ他之ニ類スルモノノ携帶ヲ許サズ。

第十九條　應援ハ拍手以外之ヲ嚴禁シ、校歌應援歌ヲ唱フルコトヲ許サズ。

第二十條　個人又ハ團體ヲ誹謗スルガ如キ或ハ審判ニ對シ容喙的ノ言動ヲ許サズ。

第二十一條　會場規定ニ違反シ役員ノ指揮ニ随ハザル者ハ何時ニテモ退場ヲ命ズル事アルベシ。

第六章　資格審査委員會

第二十二條　本大會ニ於テ資格審査委員會ヲ設ケ選士ノ資格其他ニ關シ必要ニ應ジテ審査委員會ヲ開キテ處理セシム審査委員ノ詮衡推薦ハ準備委員ニ於テコレヲ行フ審査委員會ノ決定ニ對シテハ選手及其關係者ハ異議ノ申立ヲ許サズ。

第二十三條　選士權競技者ニシテ其部ニ於テ挑戰者ナキ場合該選手ノ過去ノ戰歷其他必要ナル事項ヲ調査審議シ選手權者タル資格アリト認メタル時ハ該選士權ノ認定ヲナス。

但シ此場合ハ審査委員會總數ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス。

第七章　競技ノ注意

第二十四條　競技ニ際シ競技者ノ注意スベキ事項左ノ如シ。

一、西洋寢卷類ノ着用ヲ禁ズ。
一、「短袴(パンツ)」ハ股下三寸ヲ標準トシテ、長カラズ、短カカラザルコト、ユニホーム及ビ、短袴ハ白色ノモノヲ禁ズ。
一、グロープ下ニ用ユル繃帶ハ巾一寸五分以下長サ八尺以下ノ柔軟ナル布タルコト。
一、固形ノ「プロテクター」ヲ短袴ノ下ニ着用ノコト。
一、競技靴ハ底ニ金屬及ビ厚キ皮ノ付着セルモノヲ許サズ。
一、如何ナル物タリトモ、相手方ニ危害ヲ加フル虞アルモノヲ用ユベカラズ。
一、グローブハ結ビ目ヲ外側(手ノ甲)ニ於テナスコト、兩端ヲ長ク垂レルコトヲ禁ズ。
一、グラブ紐、靴紐等ハ競技中解ケザル樣注意スベシ、モシ解ケタル際ト雖モ審判ハソノマヽ競技ヲ進行セシム。

第八章　補　手

第二十五條　競技者ニ付キ添フ補手ハ、三名以下トシソノ規定ヲ次ノ如ク定ム。

一、競技者ガ鬪技臺ニ登リタル後ハ休戰時間ヲ除ク外絕對ニ言語、又ハ暗號等ヲ用ヒテ之ヲ指導シ或ヒハ補佐スベカラズ。

一、競技進行中ハ一分間ノ休戰時間及ビ審判ノ命ニヨル競技者ニ對スル手當以外ハ鬪技臺ニ登ル事ヲ許サズ。

一、競技ノ中止ヲ乞フ時ハ「タオル」ヲ鬪技臺ノ中央ニ投ジ、其ノ相圖トナスベシ。

一、競技者ハ指定ノ控室ニ赴クニ際シ記錄部ニ自己ノ氏名、體重、所屬、年齡其ノ他ヲ傳ヘタル後拳ニヨリ其ノ陣ヲ決定スルモノトス(勝ハ東敗ハ西)。

一、競技者ハアナウンサーノ紹介終リタル後、審査ノ合圖ヲ得テ鬪技臺ニ登ルモノトス。

一、不戰勝者モ、一應ハ順序ニ從ヒ、記錄マデ出頭スベシ。

一、競技者、鬪技中ハ指定ノ場所ニ於テ靜肅ニ控エ競技者ニ應援又ハ指圖シ競技ノ進行ニ妨ゲアリト認メタル時ハ退場ヲ命ズル事アルベシ。

一、審査員ノ身邊ニ接近スル事ヲ禁ズ。

一、學生之部及ビ一般第一部競技者ノ補手トシテ專門競技者ノ從事スル事ヲ許サズ。

一、計時員ヨリ笛ニテ通告アリタル場合速ニ鬪技臺ヲ下ルベシ。

第九章　審　判

第二十六條　審判ハ競技最高ノ委員ニシテ鬪技臺ノ內ニアリ、競技ヲ監視判定シソノ嚴正ナル遂行ヲ期ス。

第二十七條　審判長ハ審判ニ疑義ヲ生ジタル場合、其ノ他ニ於ニ審判員ノ諮問ニ應ジ、其ノ決定ヲナスモノトス。

第二十八條　審判員ノ判決ハ最後ニシテ異義ノ申立ヲ許サズ。

第二十九條　規定ノ競技回數終了後ハ審判ハ審査員ノ判定ヲ參考トシテ勝敗ヲ決ス。

但シ延長戰トナルタル場合ハ其ノ回ノミヲ以ツテ勝敗ヲ決定スルモノトス。

第三十條　第一項一方ノ競技者ガ「加撃(ノック)ダウン」サレタル場合ハ他ノ一方ヲ彼レ自身ノ隅陣(コーナー)以外ノ最モ遠キコーナー、ニ遠ザケテ、呼數(カウント)ヲナス。

第三十一條　第二項唱數ハ一秒每ニ之ヲナシ、其ノ呼稱左ノ如シ。

一(ワン)、二(ツー)、三(スリー)、四(フォワー)、五(ファイフ)、六(シックス)、七(セブン)、八(エイト)、九(ナイン)、十(テン)、

三十二條　呼數、十(テン)ニ至ルモ立上ラザル場合ハ「ノックアウト」トシテ倒シタルモノノ勝トナス。

第三十三條　呼數半バニテ立上リタル時ハ其ノママ試合ヲ續行セシムモノトス。

第三十四條　競技者ガ「組付キ(クリンチ)」シタル時ハ用語「離レテ(ブレーク)」ト命ジ之ヲ分離セシム。

（但シ兩競技者ノ雙手ガ自由ナル間ハ「組付キ(クリンチ)」ト看做サズ。

第三十五條　審判ハ競技者ガ命ニ從ハザル場合及ビ鬪志ヲ失ヘル場合ノ外ミダリニ競技者ニ手ヲ觸レザルモノトス。

第三十六條　最終回戰ニ非ザル時ノ呼數半バニシテ「タイム」トナリタル場合ハ立チ所ニ呼數ヲ止メ、一分ノ休戰後ソノ競技ヲ續行スルモノトス。

第三十七條　審判ハ左ノ權力ヲ有ス。

一、該競技者及ビ觀衆ノ行爲又ハ他ノ特別ナル事情ニヨリ、競技ヲ適法ニ終了スルコトヲ得ズト考ヘタル時ハ時機ノ如何ヲ問ハズ何時ニテモ競技ヲ中止セシムルコトヲ得。

一、競技者トシテノ面目ヲ毀損スルガ如キ行爲アル者又ハ命令ニ從ハザル者ニハ退場ヲ命ズル

事ヲ得、補手ガ命令ニ從ハザル時モ又同ジ、此場合何レモ選手タルノ資格ヲ喪失スルモノトス。

一、故意ニ「反則(ファウル)」ノ行爲ニ出ヅル者（同一反則ヲ反覆スル時モ故意ト看做ス）及ビ故意ニ倒レタル者、競技ニ誠意ナキ者ハ選士タルノ資格ヲ失ハシム、又競技進行ト雖モ適時ソノ勝敗ヲ決スル事ヲ得。

一、競技者ノ力量、技術ガ段違ヒニシテ勝敗明確ナル時ハ競技ヲ中止シ勝敗ヲ決定スルコトヲ得。

第十章　審　査

第三十八條　審査員ハ相反スル鬪技臺ト外側ニ單獨シテ着席シ、各回戰毎ニ詳細ナル觀察ニヨリ審査用紙ニ戰績ノ採點ヲナスモノトス。

第三十九條　審査員ハ「嚴正ナル、ルールノ遂行」其ノ他ノ爲ニ口頭又ハ其ノ他ノ方法ニヨリ審判ヲ補佐シ得。

第十一章　採點法

第四十條　採點ハ各回戰毎ニ兩競技者ノ攻擊（得點）防禦（得點）等ノ優劣、反則（減點）其ノ他ノ事項ヲ參酙シ、優秀ナル方ノ競技者ニ必ズ基準點ノ、5點ヲ與エ、他方ニハ其レ以下4.8、4.5、4.2、3.5、3、2、1、點迄ノ相當ト認ムル點ヲ與フ。

第四十一條　技量伯仲ニシテ勝敗明カナラザル時ハ双方ニ5點ヅツヲ與フルモノトス。

第四十二條　採點ニ當ル攻擊ト防禦ノ內、攻擊ハ防禦ヨリモ重視スベキモノトス。

第四十三條　勝敗ハ最初定メタル回戰迄ノ通計ニヨリ判定ス。

但シ延長戰ヲ行ヒタル場合ハ其ノ延長戰ノミノ優劣ニヨリ採點シテ勝敗ヲ判決スルモノトス。

第四十四條　競技ノ時間ハ一回戰ヲ三分間トシ、休戰ヲ一分間トシ、之ヲ左ノ如ク行フ。

（イ）學生之部、及ビ一般第一部ハ三回戰トシ、第三回戰ヲ終ハルモ勝敗決シ難キ時ハ延長戰一回ヲ加フ。

（ロ）一般第二部ハ、六回戰トシ、延長戰ヲ行ハズシテ勝敗ヲ決ス。

第十二章　競技

第四十五條　體重ニヨリ次ノ八級ニ別ツ。

級名	體重
フライウエイト	十三貫四百四十匁以下（一一二ポンド以下）
バンダイムウエイト	十四貫百六十匁以下（一一八ポンド以下）
フエザー、ウエイト	十五貫百二十匁以下（一二六ポンド以下）
ライトウエイト	十六貫二百匁以下（一三五ポンド以下）
ウエルターウエイト	十七貫六百四十匁以下（一四七ポンド以下）
ミドルウエイト	十九貫二百匁以下（一六〇ポンド以下）
ライトヘビーウエイト	二十一貫〇〇匁以下（一七五ポンド以下）
ヘビーウエイト	二十一貫〇〇匁以上（一七五ポンド以上）

第四十六條　グラーブハ本部ニ於テ選定セルモノヲ用ヒ。

（イ）學生之部及ビ一般第一部ハ、フライ級乃至、ウエルター級迄ハ、一ケノ重量八オンスト

シミドル級以上ハ、一ケノ重量十オンス、トス。

（ロ）一般第二部ハ一ケノ重量六オンス（ウエルタ級迄）トシ、ミドルー級以上ハ、八オンストス。

第四十七條　刺戟劑其ノ他ノ使用ハコレヲ許サズ。

（コノ場合刺戟劑使用トハ、競技ノ成績ヲ普通以上ニ向上セシムベク平常用ヒザル刺戟物使用ヲイフ）

第四十八條　不當ニ成績ヲ向上セシムベク、身體ノ一部ニ塗料ヲ用ヒ、若シクハ用具ニ加工スルヲ得ズ。

第十三章　競技ノ勝敗

第四十九條　「加撃ダウン」ニ關スル規定左ノ如シ。

一、加撃（ノック）サレズシテ「滑リ倒レ（スリップダウン）」シタル時ハ速カニ立上ルヲ要ス、速カニ立上ラザルニヨリ唱數サレタル場合ハ「加撃ダウン」ト同一ノ効力ヲ生ジ、相手方ノ得點トナル。

一、闘志ヲ失ヒ「ロツプ」ニ倒レ掛レル時モ「加撃ダウン」ト看做ス。

一、加撃サレタルニヨリ足以外ノ部分ガ床上ニ觸レ居ル時ハ「加撃ダウン」トス。

一、減點トナル「加撃ダウン」ノ認定ハ審判ノ唱數ニヨリ始マル。

第五十條　「加撃アウト」トハ「加撃ダウン」サレシ後、呼數「十」ニ及ビタル時ヲイフ、コノ場合ハ勝敗ハ立チ所ニ決セラル。

第五十一條　左ノ各項ニ該當スル場合ハ之ヲ得點トス。

一、「加撃ダウン」ハ相手方ノ有力ナル得點トナル。

一、明確ニ定マレル急所ヲ加撃スル事。

一、効果アル加撃。

一、攻撃及ビ防禦ノ術相手方ヨリ長ゼル場合。

一、態度堂々トシテ優勢ナル場合。

一、常ニ攻撃ニ出ズル場合。

第五十二條　左ノ各項ニ該當スル場合ハ之ヲ減點トス。

一、反則アリタル場合。

一、怠惰ノ狀態ニテ競技時間ヲ空費セル場合。

一、競技ニ誠意ナキ場合。
一、防禦ノミナス場合。
一、相手方ヨリ技術ノ劣レル場合。

第五十三條　反則トハ次ノ各項ヲ指ス。

一、ベルト以下（臍下）ヲ加撃スル事。
一、倒レテ居ル相手ヲ加撃スル事。
一、相手ニ組付ク事、又ハ片手ニテ抱キ加撃スル事。
一、握リ拳ノ正端以外ノ部分（握リノ内側、握リ尻、手首、其ノ他平手、グラーブノ尖端其ノ他）ニテ加撃スル事。
一、「外返シ打」ヲ用ユル事。
一、頭、肘、膝等デ體當リスル事。
一、相撲ノ行爲ニ出デ或ハ相手ヲ「ロツプ」ニ抑エ付ケテ加撃スル事。
一、脊髓、後頭部ヲ加撃スル事。
一、故意ニ腎臟、耳後ヲ加撃スル事。

一、拇指ヲ目、口等ニ入レル事。
一、相手ヲ罵言シ、又ハ非紳士的ノ行爲ヲナス事。
一、競技者及ビ捕手ガ審判ノ命ニ從ハザル時。

第十四章　競技役員ノ職責

第五十四條　記録

記録員ハ競技ノ日時、天候、觀衆ノ狀況、闘技臺設備ノ詳細、競技委員及ビ大會委員ノ出缺ニヨル移動競技者ノ出缺、競技ノ順序種類、競技ノ進行狀態結果、等細大モレナク細心ノ注意ヲ以ツテ記録スベシ。

第五十五條　記録員ハ一競技ノ終ル毎ニ審査紙ノ上ニ審判紙ヲ重ネ綴メ置ク可シ。

第五十六條　記録員ハ競技會終了後、可及的速力ニ記録ヲ整理シ、競技會本部ヘ提出スベシ、其ノ期日ハ遲ク共、競技會終了後一週間ヲ經ル可カラズ。

第五十七條　審判紙、審査紙ハ、記録ト別冊トナシ、兩審査紙（都合二枚）ノ上ニ順序ニ從ヒ重ネテトヂオク可シ。

第五十八條　記錄員ハ、時宜ニ應ジ競技記錄ニ必要ナル「タイム」ノ記入ヲナス爲、計時員ト隣席シテ着席スベシ。

「加聲ダウン」ノ「タイム」記入ハ、審判ノ唱數止ミタル時、其ノ數ト共ニタイムヲ記入シ置ク可シ。

第五十九條　計　時。

第六十條　計時員ハ「鬪技臺」ノ近クニ着席シ、各回戰ノ開始、及ビ終了ヲ鐘ノ音ヲ以ツテ通告ス。

第六十一條　計時員ハ第二回戰ヨリ開始五秒前ニ笛ノ音ヲ以ツテ補手ヲ鬪技臺ヨリ去ラシム。

第六十二條　計時員ハ一方ニ於テ記錄員ニ必要ナル「タイム」ヲ知ラシメ記錄ヲ補佐スベシ。

第六十三條　「加聲アウト」ニヨリ勝敗決シタル場合、計時員ハ其ノ所用「タイム」ヲ通報セシム。

第六十四條　アナウンサーノ職責ハ競技者ガ鬪技臺ニ出場スル前ニ其ノ氏名、所屬、其ノ他必要ナル事項ノ一般ヲ通報シ、競技終了後其ノ結果ヲ通報ス。

第六十五條　召集員ハ凡テ競技者ノ召集及ビ解散ハ召集員ニヨリ行ハルルモノトス。

（競技者ハ斯定ノ場所ヲ放ル、時ハ召集員ノ許可ヲ受ケザル可カラズ）

第六十六條　召集員ハ競技ノ順序ニ從ヒ少ク共、十五分以前ニ其ノ競技ニ出場準備ヲ整ヘシム可シ、

第六十七條　場內司令ハ場內整理ニ任ジ競技ヲ圓滑ニ進行セシメ、場內全體ヲ整理スルノ職責ヲ有ス。

一五、明治神宮體育大會水上競技第二部規則

第一條　役員

審判長　一名	審判員　五名	出發合圖員　一名
計時員　五名	召集員　二名	測定員　一名
記錄員　一名	通告員　一名	場內司令　一名

（A）出發合圖員ハ出發ノ合圖ノ與ヘラル、迄各競技者ヲ統轄ス、出發合圖員ハ他ノ各役員ガ適當ナル位置ニ就キタルヲ認メタル後競泳ヲ開始セシム。

（B）審判員ハ出發合圖ノ與ヘラレタル直後ヨリ各競技者ニ關スル審判權ヲ有ス、且各競技者ノ着順ヲ決定ス、各審判員ハ各自ノ決定シタル事項ヲ用紙ニ記載シ署名スベシ。

（C）審判長ハ各審判員ノ意見ニ相違アル場合之ニ就キテ決定ヲ與フベシ。

（D）計時員ハ第十三條ノ規定ニ從ヒ競泳ノ時間ヲ測定ス、各時計員ハ各自ノ測定結果ヲ用紙ニ記載シ署名スベシ。

（E）審判長ハC項記載ノ外ニ競技會ヲ統轄シ規則ヲ勵行セシメル各役員ニ任務ヲ指導シ規則ニ

ヨリテ判斷シガタキ事項ニ就キテ解決ヲ與フ、而シテソノ決定ヲ最終トス。

（F）召集員ハ競技者ノ水泳ヲ定メ各競技者ヲ出發線迄導クベシ、競技者ノ水泳ヲ定ムルハ抽籤ニヨルベシ。

（G）測定員ハ競技場ノ測量ヲナスベシ。

（H）記錄員ハ各競技ノ狀況ヲ完全ニ記錄スベシ。

（I）通告員ハ役員長ノ交付セル材料ニヨリ一般ニ通告スベシ。

（J）救護員ハ競技者ノ傷病ニ關シテ適當ナル處置ヲナスベシ。

（K）場內司令ハ競技ノ進行ニ支障ナカラシムル爲メ及ビ役員ノ行動ニ障害ナカラシムル爲メ整理ノ責ニ任ジ競技ニ出場スル競技者及ビソノ競技ニ對シテ必要ナル役員以外ノ者ヲ管理ス。

第二條　組合セ

第一豫選ノ組數ハ競技者ノ數ト水泳ノ數トニヨリテ組數ヲ最小ナル如ク定ムベシ。

豫選ニ於ケル各組ノ第一着第二着及ビ各組ヲ通ジテ最速ナリシ第三着者一名ハ次回ノ豫選ニ出場スル資格ヲ有スルモノトス。

第二豫選ノ組合セハ第一豫選ノ完了後直チニ記錄員ニ於イテ原案ヲ作成シ審判長ノ承認ヲ經テ發

表スベシ、左ノ諸項ヲ考慮スベシ。

一、各組ノ强サヲ出來得ル限リ均一ニナスコト。

二、前豫選ニ於テ同一ノ組ニ於テ競技シタル競技者ヲ出來得ル限リ別組ニ分ツコト。

三、同一ノ團體ニ屬スル競技者ヲ出來ル限リ別組ニ分ツコト。

豫選及ビ決勝ノ水路ハ各別ノ抽籤ニヨツテ定ムベシ。水路ニ面シテ右端ヲ第一路トス。

第三條　出　發

總ベテノ競泳ノ出發ハ飛込ニヨルベシ（但シ背泳競泳ノ場合ヲ除ク、背泳競泳ハ第十九條ヲ見ヨ）審判長ハ出發合圖ノ與ヘラル、前ニ各役員ノ準備成レルコトヲ出發合圖員ニ合圖スベシ。

反則出發ノアリタル場合、出發合圖員ハ競技者ヲ呼ビ戻シ、銃聲前ニ出發セザルコトノ注意ヲ與フベシ。同一ノ組ニ於テ再度反則出發アリタル場合、其ノ反則者ハ失格ス。（最初ノ反則者ト同人ナルコト否トニ拘ラズ）。但シ其場合ノ反則者ハ出發ノ位置ニ戾リ而シテ再ビ飛込ミタル時ハ失格セズ。

第四條　出發合圖員

出發合圖員ハ競泳開始前ニ各競技者ニ次ノ諸項ノ說明ヲナスベシ。

（a）出發ノ合圖又ハ言語

（b）競技ノ距離及ビ競泳ノ終結スベキ場所

（c）水面ガ區劃セラレザル時ハ、廻泳スベキ目的物ノ指示及ビ廻泳ノ方法

出發合圖員ハ競技者ガ整列シテ上記ノ諸項ヲ申渡シタル後、審判長ノ合圖ヲ俟チ競技者ノ準備成レル時「用意」ト豫令シ、直ニ銃聲ニヨリテ出發セシムベシ。豫令ニテ行動ヲ起スハ差支ヘナキモ銃聲前ニ出發臺ヨリテ離レタル場合ハ反則トス。

出發合圖員ハ競技者ノ水泳着ヲ檢シ、不當ナルモノノ出發ヲ禁ズルコトヲ得。

出發合圖員ハ連發拳銃ヲ使用シ、每回三個以上ノ空包ヲ裝塡シ置クベシ。

出發合圖員ノ豫令ナキ發砲及ビ豫令アリタル時ト雖モ不發ノ場合ハ出發ノ合圖ト認メズ。

第五條　競　泳　池

競泳池ノ兩端壁ハ互ニ平行セル平面ニシテ直立シ、競技者ガ折リ返ス際手又ハ足ニテ體ヲ押シ出シ得ル如ク堅固ナルベシ。

端壁ハ、水面ヨリ少クトモ水面下一米以上ノ深サ迄存在スルコトヲ要ス。

出發臺ハ水面ヨリノ高サ七五糎以下三〇糎以上ナルコトヲ要ス。區劃セラレザル水面ニ於テハ

一五〇糎以下三〇糎以上ナルコトヲ要ス。出發臺ノ上面ハ棕櫚筵又ハ同様ナル品ニテ被覆セラル、ヲヨシトス

第六條　水　路

靜水ニ於ケル競泳ニテハ、水路ハ浮綱ニテ明瞭ニ區分セラル、コトヲ要ス。浮綱ハ針金ニ木又ハコルク製ノ圓筒又ハ球ヲ貫通シタルモノニシテ、之ヲ水面ニ張リ、左右ニ動搖セザル様十分ニ緊張セシムベシ。水路ノ幅ハ二米以上タルコトヲ要ス。

水路ハ出發線及ビ終結線ニ直角ナルコトヲ要ス。競泳ノ終結ガ水路ノ一端ナラザル場所ニ於テ成サル、場合ハ、此終結線ニハ固定セル棒ヲ立テ且競技者ノ容易ニ認メ得ル様ニ標識セラル、コトヲ要ス。

第七條　競　泳

（a）競技者ガ自己ノ水路ヲ出デタル場合、又ハ他ノ競技者ヲ妨害シタル場合ハ失格ス。而シテ此反則ガ故意ニナサレタル場合ハ、審判長ハ主催團體及ビ反則者ノ所屬スル團體ニ事情ヲ報告スベシ。

（b）他ノ競技者ノ反則ニヨリ競技者ガ成功ノ機會ヲ失ヒタル場合ハ、審判員ノ決定ニヨリ審

判長ハ其競技者ヲ次回ノ豫選又ハ決勝ニ出場セシムルコトヲ得。決勝競泳ニ於テ反則ノ起リタル場合ハ再競泳ヲナサシムルコトヲ得。

（c）折返ノ際、競技者ハ競泳池又ハ水路ノ端壁ニ片手又ハ兩手ニテ觸ル、コトヲ要ス。（背泳ノ場合ハ第十九條ニ、平泳ハ第十八條ニ記載ス。）

（d）競泳中水底ニ立ツコトハ競技者ヲ失格セシメザルモ、水底ヲ歩ミ又ハ水底ヨリ飛上ラザルコトヲ要ス。又浮綱ヲ拷ルベカラズ。

（e）平泳以外ノ競泳ニアリテハ競技者ノ身體ノ如何ナル部分ニテモ決勝面（競泳ノ終結スル直立平面）ニ觸レタル時ヲ以テ其競泳ノ終結トス。平泳ニテハ兩手先ヲ揃ヘテ觸ル、ヲ要ス。

第八條　平　泳

（a）兩手ヲ前方ヘ一緒ニ出シ、後方ヘ同時ニ搔クベシ。

（b）體ハ完全ニ下向キニ保チ、兩肩ハ水面ト平行ニ保ツベシ、兩肩ハ常ニ進行ノ方向ニ直角ナルベシ。

（c）足ハ一緒ニ縮メ、膝ハ曲ゲ且開クベシ。ソレヨリ直ニ縮メタル足ヲ外方ヘ丸ク蹴出シテ兩足ヲ合スベシ。

(d) 折返シニテ觸ル、時、或ハ競泳ノ終結ニテ觸ルトキハ、兩手ヲ以テ同時ニナスベシ。

(e) 横泳ノ動作ヲ加味シタル競技者ハ失格ス。

平泳ニテハ、身體ノ左右兩側ガ常ニ全ク同樣ナル狀態ニアルコトヲ要ス。足モ左右同樣ナルベシ。肩ヲ水平ニセズ、又一方ノ肩ヲ前ヘ出スベカラズ。折返或ハ終結ニテ片手ヲ伸バスベカラズ一方ノ足ノ甲ニテ水ヲ押シ、他ノ足ニテハ踵ニテ水ヲ押スベカラズ。之等ハ皆不正泳方ノ證左ニテ、カヽル泳方ノモノハ失格スベシ。

第九條　背　泳

(a) 競技者ハ水中ニ在リテ出發端ニ向ツテ整列シ、兩手ヲ出發端又ハ水面以上ニ固定セラレタル横棒ニ置クベシ。

(b) 出發合圖ニヨリ蹴出シ、而シテ競泳中ハ終始仰向キニナリテ泳グベシ。銃聲前ニ手ヲ放ス時ハ反則トス。

(c) 水路ノ各端ニ於テ、折返シ蹴出ス前ニ片手又ハ兩手ニテ端壁ニ觸ルベシ。折返又ハ終結ノ際、手ガ端壁ニ觸ル、以前ニ下向キトナリタル競泳者ハ失格ス。

第十條　リ　レ　ー

(a) リレーハ數人ニテ一チームヲ組織シ、各人ガ同一ノ距離ヲ泳ギ、引繼ギテ競泳スルモノナリ。チームノ人數ハ主催團體ノ意向ニヨリ變更シ得ルモノナルモ、申込ヲ受クル以前ニ發表スベシ。尙補缺トシテ二名ヲ許スベシ

(b) 選手權競技ニ於テハ、四名ノチームニテ競泳ヲナスモノノミヲ行フ。チームハ六名以下四名以上ヨリ成リ、其ノ内ノ四名ガ實際ニ競泳スルモノニテ、各回出場者ヲ變更スルモ差支ヘナシ。但シ出場者ノ氏名及ビ順序ハ其都度召集員迄文書ニテ通告スルコトヲ要ス。

(c) 第一ノ競技者ノ出發ハ、普通ノ出發ト同一ナリ。第二以下ノ競技者ハ、其前ニ出發シタ競技者ノ終結ト同時ニ飛込ニヨリテ出發スベシ。前競技者ノ終結以前ニ出發臺ヨリ離レタル場合ハ、引返シテ正シク出發シタル場合ニ限リ失格セズ。最終ノ競技者ノ終結ヲ其チームノ終結トス。

(d) 競泳ノ際、一組中ノ一人ニテモ失格シタル場合ハ、其チームハ失格セルモノトス。

第十一條　抗　議

競泳中起リシ事項ニ關スル抗議又ハ苦情ハ競泳ノ直後出發合圖員、審判員又ハ審判長ニ申出ヅベシ。競泳開始前ニ知レル事項ニ關シテハ、出發合圖ノ與ヘラル、前ニ申出デヲナシ置クコトヲ

要ス。總ベテノ抗議及ビ苦情ハ競技會開始前ニ主催團體ノ任命公表セル競技會委員ニ於テ考慮シ且ツ決定ヲ與フ。

役員ガ日本水上競技聯盟ニヨリ承認セラレ又ハ任命セラレタル場合ニ於テハ反則ノ決定又ハ着順ノ決定ニ對シテハ抗議ヲ許サズ。之等ノ點ニ關スル決定ハ最終ノモノトス。

第十二條　水泳着

總ベテノ競技（競泳、飛込競技丼ニウォーター・ポーロー）ニ於テ左ノ規定ニ從フ水泳着ヲ着用スベシ。

（a）水泳着ハ上下續キノモノニシテ、其色ハ黑又ハ紺トス。水泳着ノ地質ハ密ナルモノニテ膚ノ見ヘ透カザルモノナルコトヲ要ス。

（b）水泳着ハ少クトモ一方ノ肩ニ於テボタン留メヲセルモノナルコトヲ要ス。

（c）肩紐ノ幅ハ三糎以上ナルベシ。

（d）脇下ハ腋窩ヨリ八糎以上刳リ取ルベカラズ。

（e）頸ノ前後ノ刳リハ、頸ノ付根ヨリ八糎以内トス。

（f）胯部ハ内側ノ分岐ヨリ一〇糎以上延長セシムベシ。且下端ハ直線狀ニ切リ外側内側共同ジ長サヲ有スベシ。

（g）八糎以上ノ長サノキルト（短キスカート）ナキ水泳着ニテハ、其下ニ下穿キヲ着用スベシ。此ノ下穿ハ三角形ノモノニシテ、下ノ又ノ幅八糎以上ニシテ、兩腰ニテ合スベシ。之ヲ着用シタル時、兩側ノ幅六糎以上ナルベシ。水褌ヲ下穿キトナスコトヲ得、但シ大體上記ノ要求ニ合フ事ヲ要シ、餘リニ狹キモノヲ使用スベカラズ。

（h）水泳着ニ縞ヲ入ルルコトヲ得。又徽章ヲ附スルコトヲ得レドモ腰部以下ニハ嚴禁ス。出發合圖員ハ競技者ノ水泳着ガ此等ノ規定ニ合格スルヤ否ヤヲ見ルベシ。上記ノ規定ニ合格セザル水泳着ヲ着用シタル競技者ハ出發スルコトヲ許サレズ。

第二篇　飛込競技規則

第一章　通　則

A、飛込競技ニ於テ飛込ノ實行ノ審判ハ次ノ規定ニ從フベシ・

B、飛込競技ハ「スプリング・ボード」飛込及ビ高飛込ノ二種ニシテ、高飛込ハ更ニ高逆飛・高曲飛及ビ高飛込混合競技ノ三種ニ分タル。

C、スプリング・ボード及ビ高飛込臺ハ、競技會ノ審判員ノ承認セルモノナルコトヲ要ス。

D、競技ニ使用スルスプリング・ボード及ビ高飛込臺ハ競技當日ノ十日以前ヨリ競技者ノ練習ニ使用シ得ルコトヲ要ス。

E、競技者ノ順序ハ抽籤ニヨリテ定ム。必要アル場合ハ豫選ヲ行フ。豫選ヲ行フ場合ハ、豫選ノ各組ヨリ何人決勝競技ニ出場シ得ルカヲ豫メ發表スベシ。

F、競技者ガ飛込ヲ行フ爲位置ニ就ク以前ニ、氏名及ビ行ハントスル飛込名ヲ通告スベシ。而シテ飛込ヲ行フニ十分ナル時間ヲ與フルヲ要ス。飛込開始ノ位置ニ就ク迄ノ樣子ハ審判ニ入レズ審判ハ競技者ガ開始ノ位置ヲ取ル迄開始セズ。

G、上揭ノ國際アマター水上競技聯盟ノ飛込表ニ揭載シタル以外ノ飛込ハ行フコトヲ得ズ。

H、總ベテノ飛込（規定飛ニ於テモ選擇飛ト同樣ニ）ハ表ニ示ス乘數ヲ乘ズベキモノトス。

J、競技者ハ競技當日ヨリ五日以前ニ其行ハントスル選擇飛込名及ビ高サヲ詳細ニ明記シタル完全ナル申告書ヲ提出スベシ。此申告書ガ規定ノ時間迄ニ到着セザル事、及ビ內容ノ誤謬ニツキテハ競技者自身ノ責任トス。

國際競技ニ於テハ申告書提出ハ競技開始ノ二十四時間以前トス。

K、總ベテノ飛込ハ競技者自身ニヨリテ行ハルベキモノニシテ、他ノ者ノ助力助勢ヲ借ルベカラズ。

L、審判員ガ特ニ例外ト認メタル場合ニ限リ、飛込ノ再行ヲ許可スルコトアルベシ。

第二章　審判員の任務及び採點

一、各競技ニ對シテ大日本水上競技聯盟ニ於テ認メラレタル五名ノ飛込競技審判員ヲ要ス。其外ニ競技會ヲ適當ニ進行セシムル爲ニ飛込競技審判長一名ヲ置ク。飛込競技審判長及ビ五名ノ審判員ハ、競技者ニ飛込開始ノ合圖ヲ與ヘタル後、競技者ニ對シテ全審判權ヲ有ス。

五名ノ審判員ハ互ニ相談スルコトナク各自獨立ニ審判シ、各飛込ヲ十點ヲ滿點トシテ採點スベシ。

（端數ヲ付スベカラズ）

審判員ハ審判長ノ指示ニ從ヒテ飛込臺ノ側方ニ於テ各異リタル位置ニ居ルベシ。

審判長ハ飛込ヲ容易ニ見ルコトヲ得、且五名ノ審判員及ビ其示ス點數ヲ容易ニ見得ル爲ニ飛込臺ノ近クニ位置ヲ取ルヲ最モ好都合トス。

各飛込ノ終了後、審判長ハ審判員ニ合圖ヲ與フ（例ヘバ呼笛ヲ吹ク）合圖ニ應ジテ五名ノ審判員ハ直ニ且同時ニ、飛込ニ付シタル點數ヲ大書シタル、點數板ヲ差上ゲテ審判長ニ示スベシ。（之ハ又電氣的方法ニテ行フモヨシ）。

各採點ハ總ベテ次ニ記ス二表ニ逐次記入スベシ。

第一表　ニ於テハ、五名ノ採點ノ平均點及之ニ其飛込ノ乘數ヲ乘ジタル積（平均競技得點）ヲ記入スベシ。飛込審判長ハ此平均値ヲ次ノ飛込ノ行ハル、以前ニ通告スベシ。

第二表　ニ於テハ、飛込記錄員ハ各審判員ノ採點及ビ之ニ其飛込ノ乘數ヲ乘ジタル積（競技得點）ヲ記入スベシ。競技終了後、此ノ競技得點ヲ各審判員毎ニ、且各競技者毎ニ合計シテ表ニ記入スベシ。斯クシテ審判員各自ガ各競技者ニ與フル順位點ヲ決定スルニ備フベシ。

各審判員ハ、彼ガ最高競技得點合計ヲ與ヘタル競技者ニ、順位點ヲ附シ、其次ノ得點合計ノ者ニ順位點2ヲ與ヘ、以下之ニ準ズ。若シモ得點合計ノ同一ナル競技者二名以上アル時ハ、其等ノ競技者ニ附スベキ順位點ヲ合計シ、人數ニテ除シタル點ヲ各人ニ與フベシ。例ヘバ第三順位者ト第四順位者トガ同點ナル時ハ、$\frac{1}{2}(3+4)=\frac{7}{2}=3.5$ナルガ故ニ各人ニ3.5點ヲ與フベシ。又第一順位者ヲ除キ、以下三人ガ同點ナリシ時ハ$\frac{1}{3}(2+3+4)=\frac{9}{3}=3$ナルガ故ニ、各人ニ3點テ與フベシ。審判

ノ多數ガ順位點1ヲ與ヘタル競技者ヲ最優勝者トス。若シモ審判員ノ絶對多數ヨリ順位點1ヲ受ケタル競技者無キ時ハ、各審判員ノ附シタル順位點ノ合計ノ最小ナル競技者ヲ最優勝者トス。斯ノ如クシテ、尙二三名が同點ナル時ハ、第一表ニ依リ平均競技得點ヲ總計シ、之ノ最モ多キ競技者ヲ最優勝者トス。尙同點ナリシ場合ハ、規定飛ニ對シテ與ヘラレタル點ノ總計ニヨリテ決定スベシ。二等三等以下モ同樣ニシテ定メラル。

第一表及第二表ノ十分ナル管理ノ爲ニ、第二表ヨリモ競技得點總計ヲ計算スベシ。其ノ算出方法ハ、五名ノ審判員ガ順位ヲ決定スル爲ニ用ヒタル競技得點合計ヲ、各競技者毎ニ合計シテ、之ヲ五ニテ除スレバヨシ。此ノ結果ハ順位ヲ決定スルモノニハ非ズ、單ニ假ノ結果ヲ與フルモノニシテ、第一表ノモノト同一ナルベキモノナリ。各競技者ノ等順ハ大體競技得點總計ノ多寡ノ順ト同一ナルモ次ノ例外ノ場合ハ異動アルベシ、例ヘバ、

一、競技得點ノ差ノ最小ナル場合。

二、一審判員又ハ其ノ他ノ、無資格又ハ偏見ノ爲ニ競技得點總計ガ大イニ影響サレタル場合等ナリ。

飛込競技ニ對シテ、次ノ如キ各種ノ用途ニ使用セラルベキ印刷書式ヲ使用スル事ヲ奬ム。

一、規定飛及選擇飛ノ表、(競技者ノ書入レルモノ、)

二、第一表

三、第二表

四、順位點ノ結果ノ表

兩表ハ各競技者ニ就キ一葉ヲ用ヒ、規定飛及選擇飛ヲ記載スベシ。用紙ノ取扱ヒ方ハ抽籤ニヨリテ決定シタル競技者ノ順序番號ヲ記入シ、次ノ如クナスベシ。即、各飛込後、最上位ノ用紙ニ記入ヲナシ、之ヲ最下位ヘ廻シ、次ノ競技者ノ用紙ガ常ニ最上位ニアル如クナスベシ。

二、行ハレタル飛込ハ左記ノ如キ標準ニテ採點セラル。

全然失敗シタルモノ　〇點

不滿足ナルモノ　一――二點

完全ナラザルモノ　三――四點

滿足スルニ足ルモノ　五――六點

良好ナルモノ　七――八點

甚良好ナルモノ　九―一〇點

三、審判員ハ採點ノ際飛込難易ニ拘ラズ行ハレタル飛込ノ成績ノミニツキ、次ノ諸項ヲ考慮シテ採點スベシ。

第一位　飛込全體ノ樣子(正シキ動作、勇氣及ビ形)

第二位　飛込ノ力及ビ速サ

第三位　水ニ入リ工合

第四位　踏切リ方及ビ走リ方

四、飛込ノ動作ハ自然ニシテ安易ニ、柔軟ニシテ優雅ニ、頭ヲ起シ、足ハヨク着ケ、足首ヲ伸バシ爪先ヲ爪立テ、手ノ安易ナル動作及ビ指ヲ離サザルヲ最優トス。

五、逆飛ニ於テハ姿勢ハ安易ニ、柔軟ニ且優雅ニシテ、頭、體及ビ足(足先ヲ爪立テ)ニテ一ツノ優雅ナルナダラカナル曲線ヲ形作ルベシ。空中ヲ行ク間、手ハ體ノ側方ニ伸バシ、肩ノ線ヨリ少シ背後ヘ引クベシ。手ノ指ハ伸バスモヨシ又握拳ニナスモヨシ。

六、逆飛以外ノ曲飛ニ於テハ、競技者ハ他ノ助勢又ハ注告ヲ受ケズ、競技者各自獨立ニ行フベキモノニシテ、審判員ハ左ノ諸項ヲ考慮ニ取リ飛込ノ一般ノ實行ヲノミ考フベシ。即チ樣子ノ容易、柔軟、且優雅ナルコト、水ニ入ル際ノ體ハ綺麗ニ眞直ニナルコト、及ビ大膽ニシテ且勇氣

アル仕方ニテ飛込ヲナスコト等。

七、水ニ入ル工合ハ、頭ヨリ入ル飛込ニテハ、手ヲ頭上ニ伸バシ頭ノ兩側ニテ頭ト同一ノ平面中ニ置クベシ。指ヲヨク伸バシテ離レザル樣ニナシテ兩拇指ヲツケルカ或ハ握拳ヲナスベシ。足ヨリ水ニ入ル飛込ニテハ、兩手ヲ伸バシテ體ノ兩側ニツクベシ、足ハ兩足ヲ伸バシテ密着セシメ足先ヲ爪立テ全足ヲ眞直ニ且密着シテ保チ體ト同一ノ平面ニ置クベシ。體ヲ倒サル、ベカラズ。

八、踏切ノ審判ニ於テ、審判員ハ勇氣アリ且優雅ニシテ力强キ仕方ニテ爲サレタルカ、上前方ヘ跳上ゲタルカ、又ハ逆立飛ニテハ飛込ノ前ニ十分平衡ヲ取リタルカ否ヤヲ考慮ニ取ルベシ。走リ飛込ニアリテハ、走リ方ハ平滑ナルベシ。而シテ固定臺上ヨリノ飛込ニ對シテハ走リ方ハ大膽ナルコトヲ要シ、スプリング・ボードヨリノ飛込ニ對シテハ三歩以上走ルコトヲ要ス。走リ飛込ハ何レモ實際走ル事ニヨツテ始マラザルベカラズ。然ラザル場合ハ零點トナルベシ。

九、總ベテノ飛込ハ、競技ノ際教師、指導者又ハ其他ノ者ヨリ助勢又ハ暗示サル、コトナク、競技者ノ自力ニヨリテ遂行セラルベキモノトス。

十、審判員ノ居場所ハ飛込臺ヨリ側方ナルベシ。

十一、審判員ハ飛込ノ遂行ニ從ツテ採點スベシ。結果ノ決定ハ計算員(飛込記錄員)ニヨリテナサルベシ。

十二、各飛込ニ對シテ與ヘラレタル採點ハ、飛込表ニアル、其ノ飛込ノ乘數ヲ乘ゼラルベキモノトス。競技ノ終リニ於テ、各審判員ノ附シタル競技得點ヲ合計シ、各審判員ハ此合計ノ多キ競技者ヨリ順ニ、1、2、3、等ノ順位點ヲ附スベシ。

二名以上ノ競技者ガ一審判員ヨリ、同ジ競技得點合計ヲ得タル場合ニハ、同ジ順位點ヲ受クベシ。其順位點ハ同點ナラザリシ場合ニ受クベキ順位點ノ平均點トス。例ヘバ1、2.5、3.5、4、5等ノ如シ。

優勝者ハ審判員ノ絕對多數(四名以上)ヨリ順位點1ヲ得タルモノトス。絕對多數ヲ得タル競技者無キ場合ハ、各審判員ノ與ヘタル順位點ノ合計ニヨリテ等順ヲ決定ス。若シモ二名以上ノ競技者ノ順位點合計ガ同點ナリシ場合ハ、其等順ハ各審判員ヨリ得タル競技得點ノ總計ニテ決定ス尙同點ナリシ場合ハ、規定飛ニ關スル得點總計ニヨリテ決定ス。

二等以下ノ決定モ同法則ニ依ル。(注意――競技會ニ於ケル競技者ノ最終ノ點ハ各、審判員ニ依リテ與ヘラレタル各點ノ總計ヲ審判員ノ數ニテ除シタルモノトス。順位點及競技得點合計)

十三、抗　議

競技中ニ起リタル事項ニツキテノ抗議又ハ苦情ハ、競技ノ直後書面ニテ審判員又ハ審判長ニ提出スベシ。競技前ニ知ラレタル事項ニ關シテハ、競技開始前ニ申出ヲナシ置クニ非ザレバ考慮セラレザルベシ。

順位ニ關スル審判員ノ決定ハ最終ノモノニシテ抗議スルコトヲ得ズ。

抗議、苦情、及ビ本規則ニ規定セラレザル事項ヨリ起リシ爭論ハ競技會開催前主催團體ノ任命公表セル當該競技會委員ニ於テ考慮シ且決定ヲ與フ。

最高點ヲ得ル方法

一、立飛込ニ於ケル始メノ形體ヲ眞直ニシ、頭ヲ起シ、足ヲツケ、手ハ前方ニ肩ノ高サニ眞直ニ伸バシ、指ヲツケル。開始ノ位置ニ就ク迄ノ樣子ハ審判セズ。審判ハ開始ノ位置ヲ取リタルヨリ始マル。

二、踏切ハ體ヲ上前方ニ跳ネ出シ、大膽ニシテ勇氣アルモノナルベシ。

三、空中ニ於ケル姿勢ハ、頭ヲ後方ヘ反リ返ラザル程度ニ上グベシ。顎ヲ引キ過グルベカラズ。

四、體ハ眞直ニシテ背後ヘ少シ反ラスベシ。但シ反ラシ過グルベカラズ。足ハ眞直ニナシテ密着

セシメ、足首及爪先ヲヨク伸バシ足先ノ内側ヲ密着セシムベシ。

五、手ハ兩肩ノ線ノ延長ノ方向ニ伸バシ（以下之ヲ側方ヘ伸バスト記ス）。背後ヘ少シ上ゲ胸ヲ張ルベシ。手ハ垂レ下リ又ハ後方ヘ行キ過グルベカラズ。手ハ水ニ入ル直前迄其儘ニ保チ、水ニ入ル直前ニ速ニ着ケテ頭上ニ體ノ方向ニ伸バスベシ。

六、水ニ入リ方　體ノ樣子ハ變化セシメズ其儘ニ保ツベシ。腰膝足首等ノ曲ガルコトハ減點ヲ來スベシ。體ガ水ニ着キタル際、體ノ運動ノ方向ハ體ノ縱ノ方向ト一致スベシ。運動ノ方向ガ體ノ縱ノ方向ヨリ外ル、コトハ減點ヲ招クベシ。手ハ全身ガ水中ニ沒スル迄伸バシ着ケテ保ツベシ。カクスレバ水ニ入ル際起ル飛沫ヲ出來得ル限リ少量ニナスコトヲ得ベシ。水ニ入ル際、手足ヲ體ノ方向ニ伸バシ、指ヲツケ、而シテ足首及爪先ヲ伸バスヲ良好ナル樣子トス。

七、走リ方ハ安易ニシテ眞直ナルベシ。飛上リ又ハ足ヲ踏ミ替ヘルベカラズ。手ハ體ノ兩側ニ樂ニ下グベシ。高飛込ニ於テハ、踏切リ以前ニ手ヲ側方ニ伸スベカラズ。

第四章　スプリング・ボード飛込競技

一、スプリング・ボード

スプリング•ボード飛込ニ使用セラル、スプリング•ボードハ水面上ノ高サ一米及三米ノ兩者ナリ。

スプリング•ボードハ少シ彈力性ヲ有シ、長サ四米以上幅〇•五米以上ニテ棕櫚筵ニテ覆ハレタルモノニシテ水泳池ノ壁ヨリ一米以上先端ヲ水面ヘ突出セシムベシ

スプリング•ボードハ長サ五米、幅〇•五米、厚サ先端三•八糎、元ニ於テ七•六糎直柾目ノ米松一枚板ヲ使用シ、厚端ヲ固定シ、其處ヨリ二•四米ノ處ヲ中心トシテ前後ヘ總體ニテ一米丈ケ移動シ得ル支臺（板ノ長サニ直角ナル方向ニ設置セラレタル太キ圓鐵管ニテヨシ）ヲ設ケ其邊ヨリ先端ヘカケテ板ノ下面ノ厚ミヲ削リタルブランドステン•ボード(Brandsten Board)ヲ推薦ス。構造ニツキテハ第四圖及第五圖ニ揭ゲタル設計圖ヲ參照スベシ。

又之ト同樣ナル彈力性質ヲ有スル鋼鐵製板ヲ使用スルモヨシ。

スプリング•ボードノ傾斜ハ水平面ニ對シテ二度ヲ超スベカラズ。

二、水　深

三米ノ高サノボードノ下ノ水深ハ四米以上ナルコトヲ要シ、一米ボードニテハ二•五以上ノ水深ヲ要ス。

三、男子スプリング•ボード飛込競技

男子スプリング•ボード飛込競技ハ規定飛五種及ビ選擇飛六種ヨリ成ル。規定飛ハ總ベテ三米板ヨリ行ハルベキモノニシテ左ノ如シ。

（a）走リ前逆飛　Running plain header forward.　一•二

（b）立後逆飛　Backward header, standing.　一•六

（c）走イザンダー飛（半ゲイナー飛）Running Isander (Half-Gainer.)　一•九

（b）後踏切前逆飛　Backward spring and forward dive.　一•一

（e）走リ前逆飛半捻　Running heaber forw.rb with half screw.　一•七

六種ノ選擇飛ハ、一米或ハ三米ノ板ヨリ行フモノニシテ、左ノスプリング•ボード飛込表ヨリ選出スベシ。而シテ表中ノ五群ノ各群ヨリ少クトモ一種ヲ選出スベキモノトス。但シ規定飛ヲ一米又ハ三米ノ板ヨリ繰返スコトヲ得ズ。選擇飛ハ同一ノモノヲ同一ノ高サヨリ又ハ異リタル高サヨリ二回選出スルコトヲ得ズ。

立飛ト走飛トハ同一ノ飛込ト見做ス。

四、女子スプリング•ボード飛込競技

女子スプリング・ボード飛込競技ハ規定飛三種及ビ選擇飛三種ヨリ成ル。規定飛ハ三米ノ板ヨリ行フモノニシテ左ノ如シ。

（a）走リ前逆飛　Running plain header forwarb.　一•二

（b）立後逆飛　Backwarb header, s'anding.　一•六

（c）後踏切前逆飛　Backward spring and forward dive　一•一

三種ノ選擇飛ハスプリング・ボード飛込表中ヨリ選出セラルベキモノトス。其他前條ノ規定ト同ジ。

五、スプリング・ボード飛込ノ實行ニ關スル通則

A、踏切ハ力及ビ自制ヲ以テナスベシ。而シテスプリング・ボードハ出來得ル限リ最大限度ニ利用シ高ク飛ブ樣ニナスベシ。

B、スプリング・ボードヨリノ踏切リハ總ベテ兩足ヲ揃ヘテナスベシ。

C、走リ飛ビニアリテハ走リ方ハ平滑ニシテシカモ活氣アリ三歩以上ナル事ヲ要ス。

D、スプリング・ボードヲ離レシ瞬間ヨリ、頭、手及ビ胸ハ、行ハル、飛込ニ對シテ最モ自然的ナル風ニ運ビ、運動ヲ安易ニ且優雅ナル樣ニナスベシ。

E、宙返リハ敏捷ニ且柔軟ニ行ヒ水ニ入ル前ニ全身ノ伸ビタル形ヲ出來得ル限リ長ク保ツベシ

F、捻リ飛ビニテハ身體ヲ捻ルベシ但シ此ノ捻リハ踏切前ニ好マルベカラズ。踏切前ニ捻リノ加ハレルコトガ明ニ觀察シ得ル事ハ不可ナリ。（捻リトハ體ノ縱ノ方向ノ中心線ヲ中心トシテ體ヲ廻轉スルコトヲ云フ）

G、頭ヨリ水ニ入ル場合、手ハ頭上ニ伸バスベシ。足ヨリ水ニ入ル場合ハ、手ハ兩側ニ沿ヘテ伸バシテ保ツベシ。

六、スプリング・ボード飛込表

第一群　前飛込（體ハ水ニ向フ）Forward dives: Body facing the water.

		一米（乘數）	三米
一、立前逆飛ビ	Standing plain header	一•〇	一•一
二、走リ前逆飛ビ	Running plain header	一•一	一•二
三、立パイク飛ビ	Pike dive, standing	一•二	一•三
四、走リパイク飛ビ	Pike dive, runninig	一•三	一•四
五、立前一回宙返リ	1 somersault, foward, standing	一•四	一•六
六、走リ前一回宙返リ	1 somersault, forward, running	一•五	一•八

七、立前一回半宙返リ……………$1\frac{1}{2}$ somersault, forward, standing……………一•七……一•六

八、走リ前一回半宙返リ……………$1\frac{1}{2}$ somersault, forward, running……………一•六……一•八

九、走リ前二回宙返リ……………$2\frac{1}{2}$ somersaults forward, running……………二•〇……二•一

十、走リ前二回半宙返リ……………$2\frac{1}{2}$ somersault, forwards, running……………二•二……二•一

十一、途中宙返リ（逆飛ノ後、宙返リニテ終ル）……………

……Flying forwad somersault(well-pointed header finished with somersault.)……一•五……一•七

第二群　後飛込（體ハ板ニ向フ）Backward Dives : Body facing spring board.

十二、立後逆飛ビ……Backward header, standing……………一•四……一•六

十三、後一回宙返リ……1 Somersault, backward……………一•三……一•四

十四、後一回半宙返リ……$1\frac{1}{2}$ Somersault, backward……………一•九……二•一

十五、後二回宙返リ……2 Somersaults, backward……………二•〇……一•九

第三群　後飛込（體ハ水ニ向フ）Backward Dives : Body facing water.

十六、立イザンダー飛ビ（半ゲイナー）……Isander (half Gainer), standing……………一•六……一•七

十七、走リイザンダー飛ビ……Isander. running……………一•七……一•九

十八、立モルベルグ飛ビ（一回ゲイナー）……Mollberg (full Gainer), standing……………一•八……一•九

十九、走リモルベルグ飛ビ……Mollberg, running, ……………一•七……二•〇

二十、立一回半モルベルグ飛ビ（一回半ゲイナー）$1\frac{1}{2}$ Mollberg ($1\frac{1}{2}$ Gainer), standing……二•二……二•二

二十一、走リ一回半モルベルグ飛ビ……$1\frac{1}{2}$ Mollberg ($1\frac{1}{2}$ Gainer), running……………二•二……二•三

二十二、立二回モルベルグ飛ビ……Double Mollberg, standing……………——……二•〇

二十三、走リ二回モルベルグ飛ビ……Double Mollberg, running……………——……二•一

第四群　前飛込（體ハ板ニ向フ）Forward Dives : Body facing spring board

二十四、後踏切リ前逆飛ビ……Backward spring and forward five……………一•〇……一•一

二十五、後踏切リ前一回宙返リ……Backard spring, 1 somersault……………一•六……一•六

二十六、後踏切リ前一回半宙返リ……Backward sprrng, $1\frac{1}{2}$ somersault……………二•一……二•〇

二十七、後踏切リ前二回宙返リ……Backward spring and double somersault……………——……二•〇

第五群　捻り飛　Screw Dives

二十八、立前飛ビ半捻リ……Header forward, $\frac{1}{2}$ screw, standing……………——……一•六

二十九、走リ前飛ビ半捻リ……Header forward, $\frac{1}{2}$ screw, running……………一•六……一•七

三　十、立後踏切リ前逆飛ビ半捻リ…………Backward spring, foward dive, ½ screw standing…………—……一・九

三十一、立前パイク飛ビ半捻リ………Pike dive foward, ½ screw, s'anding…………—……一・八

三十二、走リ前パイク飛ビ半捻リ……Pike dive forward, screw, runing…………一・七……一・九

三十三、立前飛ビ一回捻リ…………Header forward, 1 screw, standing…………—……一・九

三十四、走リ前飛ビ一回捻リ…………Header forward, 1 screw, running…………一・七……一・九

第五章　高飛込競技

一、高飛込臺

高飛込競技ハ左ノ如キ高飛込臺ヨリ行フ。高飛込臺ハ長サ五米以上、幅二米以上ナル堅牢ナル弾性ナク固定セラレタル臺ニシテ表面ニ棕櫚筵ヲ張リ敷ク。兩側及ビ背面ハ手欄ニテ圍ムベシ。飛込臺ノ先端ハ其眞下ニアル飛込臺又ハ飛板ノ先端又ハ水槽ノ縁ヨリ一米以上突出セシムベシ。

飛込臺ノ高サ水面上五米及ビ十米ノ二段トス。

二、水　深

飛込臺前方ノ水深ハ五米臺ニ對シテハ四米以上、十米臺ニ對シテハ五米トス。

三、競技ノ性質

高飛込競技ハ左ノ三種トス。

(a) 高逆飛　Plain diving

(b) 高曲飛　Fancy Diving.

(c) 高飛込混合競技　Combined Plain nd fancy diving.

四、高逆飛競技

高逆飛競技ハ左ノ四種ノ飛込ヨリ成ル。

1、五米立前逆飛ビ

2、五米走リ前逆飛ビ

3、十米立前逆飛ビ

4、十米走リ前逆飛ビ

五、高曲飛競技

高曲飛競技ハ規定飛四種及ビ選擇飛四種ヨリ成ル。規定飛ハ何レモ五米臺ヨリ行フモノニシテ

左ノ四種トス。

		乗數
1、後踏切リ前逆飛ビ	Backward spring and forward dive.	1・〇
2、後宙返リ	Backward somersault.	1・二
3、走リ前一回半宙返リ	Running one and a half forward somersault.	1・二
4、走リモルベルグ飛ビ逆ノ前宙返リ	Running Mollberg dive (revers) somersault	1・二

選擇飛ハ高曲飛表中ヨリ選擇スベシ。同一ノモノヲ繰返スコトヲ得ズ。且規定飛ノ中ノモノヲ同ジ五米臺ヨリ行フコトヲ得ズ。

立飛込ミト走飛込トハ同一種ト見做ス。

六、高飛込混合競技

高飛込ハ混合競技ハ規定飛四種及ビ選擇飛四種ヨリ成ル。規定飛ハ左ノ如シ。

		乗數
1、走リ前逆飛ビ(五米)		1・〇
2、後宙返リ(五米)	BacKward somersault.	1・二
3、立前逆飛ビ(十米)		1・〇
4、走リ前逆飛ビ(十米)		1・〇

選擇飛四種ハ高曲飛表中ヨリ選出スルモノニテ同一ノモノヲ繰返スコトヲ得ズ。又規定飛中ニアル後ロ宙返リハ五米臺ヨリ行フコトヲ得ズ。

立飛込ミト走飛込トハ同一種ト見做ス。

七、高飛込ヲ行フニ就キテノ一般規則

A、踏切ハ力及自制ヲ以テナシ、上前方ヘ跳ネ上ラザルベカラズ。

B、踏切ハ片足ニテモ兩足ニテモヨシ。

C、走リ飛込ニアリテハ走リ方ハ平滑ニシテシカモ活氣アルモノニシテ、速サト力トヲ以テナサレザルベカラズ。

D、空中ニテハ頭、手及ビ胴ハ飛込ノ運動ガ安易ニ且優雅ナル爲ニ飛込ニ對シテ最モ自然的ナル風ニ運バレザルベカラズ。

E、宙返リヲ行フ場合、回轉ハ誇張セル仕方ナク全然自然的ニ行ハレザルベカラズ。五米臺ヨリ行フ場合タツク(四肢ヲ屈メ縮メテ)ニテ行フハ自然ニシテ減點ヲ來サズ。

F、後宙返リ及ビ逆ノ宙返リ(モルベルグ飛ビ)ニ於テハ胴及ビ特ニ足ハ出來得ル限リ眞直ニ保ツベシ。背中ハ少シ反ラスベシ。

前宙返リニ於テハ腰ヲ明瞭ニシカモ激シカラザル程度ニテ屈ムベシ。

G、一回半宙返リニ於テハ宙返リハ速ニ行ヒ水ニ入ル前ニ體ノ完全ニ伸ビタル形ヲ取ル樣ニナスベシ。二回及二回半宙返リニ於テハ宙返リハ各乘込ノ說明ニ從ツテ行フベシ。

H、逆立ヨリスル飛込ニ於テハ逆立ニ立チタル迄ノ樣子ハ審判セズ。第一回ノ逆立ニテ平衡ノ取レザル場合ハ減點ス。

體ガ過當ニ平衡ニ達セザル逆立ヨリ飛込ミタル時ハ六點以下ニ採點セラル。

I、頭ヨリ水ニ入ル場合ニテハ手ハ頭上ニ伸バスベシ。足ヨリ先ニ水ニ入ル場合ニテハ手ハ體ノ兩側ニ沿ヘテヨク伸バシテ保ツベシ。

腰ヲ屈ムル事ヲ要スル飛込ニアリテハ水ニ入ル以前ニ體ヲ眞直ニ伸バサザルベカラズ。

八、高曲飛表

第一群　立飛ビ（體ハ水ニ向フ）Standing Dives ; Body facing t.e water

	乘數 五米	十米
一、前　宙　返　リ……Forward somersault……	一・二……	一・七
二、前一回半宙返リ……One-and-a-half forward somersault……	一・二……	一・六
三、前二回宙返リ……Double forward somersault,……	一・二……	一・八
四、前二回宙返リ……Two-and-ah-alf forward somersault……	一・三……	一・八
五、イザンダー飛ビ（逆ノ逆飛ビ、前向ニ踏切リ後方ニ回轉シテ逆飛トナル）…Isander's dive (reverse head dive take-off forward, turning backwards and he.d dive……	一・三……	一・九
六、モルベルグ飛ビ（逆ノ宙返リ、前向ニ踏切リ後方ニ宙返リヲナス）……Mollberg's di.e(reverse somersault: take-off forward, turning backwards and somersault)……	一・二……	一・七
七、一回半モルベルグ飛ビ（逆ノ一回半宙返リ）……One-and-a half Mollberg's dive(reverse one-and-a-half somersault……	一・六……	二・〇
八、二回モルベルグ飛ビ……Double Mollberg……		一・九

第二群　立飛び（體ハ臺ニ向フ）Standing Dives Body facing the platform

	五米	十米
九、後踏切リ前逆飛ビ……Backward spring and forward dive……	一・〇……	一・一
十、後踏切リ前宙返リ……Backward spring and forward somersault,……	一・三……	一・六
十一、後踏切リ前一回半宙返リ… Backward spring and 1½ forward somersault,……	一・五……	一・七
十二、後踏切リ前二回宙返リ……Backward spring and double forward somersault.…	一・七……	一・九
十三、後　逆　飛　ビ……Backward header……	一・一……	一・七

十四、後宙返リ……Backward somersault……一・二……一・六

十五、後一回半宙返リ……1½ backward somersault……一・六……二・一

飛込計算表

得點＼乗數	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3
0.2	0.22	0.24	0.26	0.28	0.30	0.32	0.34	0.36	0.38	0.40	0.42	0.44	0.46
0.4	0.44	0.48	0.52	0.56	0.60	0.64	0.68	0.72	0.76	0.80	0.84	0.88	0.92
0.6	0.66	0.72	0.78	0.84	0.90	0.96	1.02	1.08	1.14	1.20	1.26	1.32	1.38
0.8	0.88	0.96	1.04	1.12	1.20	1.28	1.36	1.44	1.52	1.60	1.68	1.76	1.84
1.0	1.10	1.20	1.30	1.40	1.50	1.60	1.70	1.80	1.90	2.00	2.10	2.20	2.30
1.2	1.32	1.44	1.56	1.68	1.80	1.92	2.04	2.16	2.28	2.40	2.52	2.64	2.76
1.4	1.54	1.68	1.82	1.96	2.10	2.24	2.38	2.52	2.66	2.80	2.94	3.08	3.22
1.6	1.76	1.92	2.08	2.24	2.40	2.56	2.72	2.88	3.04	3.20	3.36	3.52	3.68
1.8	1.98	2.16	2.34	2.52	2.70	2.88	3.06	3.24	3.42	3.60	3.78	3.96	4.14
2.0	2.20	2.40	2.60	2.80	3.00	3.20	3.40	3.60	3.80	4.00	4.20	4.40	4.60
2.2	2.42	2.64	2.86	3.08	3.30	3.52	3.74	3.96	4.18	4.40	4.62	4.84	5.06
2.4	2.64	2.88	3.12	3.36	3.60	3.84	4.08	4.32	4.56	4.80	5.04	5.28	5.52
2.6	2.86	3.12	3.38	3.64	3.90	4.16	4.42	4.68	4.94	5.20	5.46	5.72	5.98
2.8	3.08	3.36	3.64	3.92	4.20	4.48	4.76	5.04	5.32	5.60	5.88	6.16	6.44
3.0	3.30	3.60	3.90	4.20	4.50	4.80	5.10	5.40	5.70	6.00	6.30	6.60	6.90
3.2	3.52	3.84	4.16	4.48	4.80	5.12	5.44	5.76	6.08	6.40	6.72	7.04	7.36
3.4	3.74	4.08	4.42	4.76	5.10	5.44	5.78	6.12	6.46	6.80	7.14	7.48	7.82
3.6	3.96	4.32	4.68	5.04	5.40	5.76	6.12	6.48	6.84	7.20	7.56	7.92	8.28
3.8	4.18	4.56	4.94	5.32	5.70	6.08	6.46	6.84	7.22	7.60	7.98	8.36	8.74
4.0	4.40	4.80	5.20	5.60	6.00	6.40	6.80	7.20	7.60	8.00	8.40	8.80	9.20
4.2	4.62	5.04	5.46	5.88	6.30	6.72	7.14	7.56	7.98	8.40	8.82	9.24	9.06
4.4	4.84	5.28	5.72	6.16	6.60	7.04	7.48	7.92	8.36	8.80	9.24	9.68	10 12
4.6	5.06	5.52	5.98	6.44	6.90	7.36	7.82	8.28	8.74	9.20	9.66	10.12	10.58
4.8	5.28	5.76	6.24	6.72	7.20	7.68	8.16	8.64	9.12	9.60	10.08	10.56	11.04
5.0	5.50	6.00	6.50	7.00	7.50	8.00	8.50	9.00	9.50	10.00	10.50	11.00	11.50
5.2	5.72	6.24	6.76	7.28	7.80	8.32	8.84	9.36	9.88	10.40	10.92	11.44	11.96
5.4	5.94	6.48	7.02	7.56	8.10	8.64	9.18	9.72	10.26	10.80	11.34	11.88	12.42
5.6	6.16	6.72	7.28	7.84	8.40	8.96	9.52	10.08	10.64	11.20	11.76	12.32	12.88
5.8	6.38	6.96	7.54	8.12	8.70	9.28	9.86	10.44	11.02	11.60	12.18	12.76	13.34
6.0	6.60	7.20	7.80	8.40	9.00	9.60	10.20	10.80	11.40	12.00	12.60	13.20	13.80
6.2	6.82	7.44	8.06	8.68	9.30	9.92	10.54	11.16	11.78	12.40	13.02	13.64	14.26
6.4	7.04	7.68	8.32	8.96	9.60	10.24	10.88	11.52	12.16	12.80	13.44	14.08	14.72
6.6	7.26	7.92	8.58	9.24	9.90	10.56	11.22	11.88	12.54	13.20	13.86	14.52	15.18
6.8	7.48	8.16	8.84	9.52	10.20	10.88	11.56	12.24	12.92	13.60	14.28	14.96	15.64
7.0	7.70	8.40	9.10	9.80	10.50	11.20	11.90	12.60	13.30	14.00	14.70	15.40	16.10
7.2	7.92	8.64	9.36	10.08	10.80	11.52	12.24	12.96	13.68	14.40	15.12	15.84	16.56
7.4	8.14	8.88	9.62	10.36	11.10	11.84	12.58	13.32	14.06	14.80	15.54	16.28	17.02
7.6	8.36	9.12	9.88	10.64	11.40	12.16	12.92	13.68	14.44	15.20	15.96	16.72	17.48
7.8	8.58	9.36	10.14	10.92	11.70	12.48	13.26	14.04	14.82	15.60	16.38	17.16	17.94
8.0	8.80	9.60	10.40	11.20	12.00	12.80	13.60	14.40	15.20	16.00	16.80	17.60	18.40
8.2	9.02	9.84	10.66	11.48	12.30	13.12	13.94	14.76	15.58	16.40	17.22	18.04	18.86
8.4	9.24	10.08	10.92	11.76	12.60	13.44	14.28	15.12	15.96	16.80	17.64	18.48	19.32
8.6	9.46	10.32	11.18	12.04	12.90	13.76	14.62	15.48	16.34	17.20	18.06	18.92	19.78
8.8	9.68	10.56	11.44	12.32	13.20	14.08	14.96	15.84	16.72	17.60	18.48	19.36	20.24
9.0	9.90	10.80	11.70	12.60	13.50	14.40	15.30	16.20	17.10	18.00	18.90	19.80	20.70
9.2	10.12	11.04	11.96	12.88	13.80	14.72	15.64	16.56	17.48	18.40	19.32	20.24	21.16
9.4	10.34	11.28	12.22	13.16	14.10	15.04	15.98	16.92	17.86	18.80	19.74	20.68	21.62
9.6	10.56	11.52	12.48	13.44	14.40	15.36	16.32	17.28	18.24	19.20	20.16	21.12	22.08
9.8	10.78	11.76	12.74	13.72	14.70	15.68	16.66	17.64	18.62	19.60	20.58	21.56	22.54
10.0	11.00	12.00	13.00	14.00	15.00	16.00	17.00	18.00	19.00	20.00	21.00	22.00	23.00

第三群　逆立飛ビ　Handstanding Dives

十六、逆立飛ビ……Arms and dive……一・一……一・三

十七、逆立チ倒レ飛ビ……Armstand backward fall dive……一・一……一・六

十八、逆立チ宙返リ……Armstand and somersault……一・二……一・四

十九、逆立チ中抜ケ飛ビ……Armstand with forward cut through……一・一……一・四

第四群　走リ飛ビ　Running Dives

二十、前宙返リ……Forward somersault……一・二……一・七

二十一、途中宙返リ……Flying forward somersault……一・二……一・八

(well marked head dive finished with somersault)

二十二、前一回半宙返リ……1½ forward somersault……一・二……一・九

二十三、前二回半宙返リ……2½ forward somersault……一・四……二・〇

二十四、イザンダー飛ビ……Isander'a dive (reverse head dive)……一・四……二・〇

二十五、モルベルグ飛ビ……Mollberg's dive (reverse somersault)……一・二……一・八

二十六、一回半モルベルグ飛ビ……1½ Mollberg's dive (reverse ½ somersault……一・七……二・二

二十七、二回モルベルグ飛ビ……Double Mollberg……——……二・〇

第三篇　ウオーター・ポーロ　(Water Polo)

競技規則

第一章　競技の概要

國際アマター水上競技聯盟ノウオーター・ポーロー競技規則ハ第二章及第三章ニ掲載シアルモ、該競技ニ通ジタル者ヲ標準トシテ作成シアルニヨリ、然ラザル者ニ取リテハ甚ダ難解ナリ、依リテ競技規則ニ先チテ、該競技ノ概要ヲ記シ、以テ規則ノ理解ニ便ナラシム。

一　競技ノ性質

本競技ハ七名宛ヨリ成レル二チーム間ニテ行フベキモノニシテ、各チームハ帽子ノ色(白又ハ藍)ニヨリテ區別セラル。相手方ノゴールヘボールヲ投入シタル場合、得點トナリ、規定時間內ニ得點ノ多キ方ヲ勝トス。

二　競技場ノ設備

競技場ハ水面ヲ浮綱(綱ニ圓筒形又ハ球形ノ木材又ハコルクヲ通シタルモノ)ニヨリテ正長方

形ニ區劃シタルモノナリ。長方形ノ長邊ヲ側線 Side Line) ト稱シ、短邊ヲゴール●ライン (Goal Line) ト稱ス。

ゴールラインノ中央部ニゴール(Goal)ヲ設ク。

ゴールハ水面ニ二本ノ棒即チゴール●ポスト (Goal Post) ヲ垂直ニ立テ其上端ニ水平ニ横木即チクロス●バー (Cross Bar) ヲ取リツケタルモノナリ。ゴールハ移動セザル樣ニ固定スベシ、而シテゴール●ポスト間ニ浮綱ヲ張ルベカラズ。ゴールハボールノ逸出及ビ得點ヲ明確ナラシムル爲ニ必ズネツトヲ張ルベシ。但シボールノ全體ガゴールヲ通過シ得ル爲ニ、ネツトハゴールノ面ヨリモ外方ニ垂ラスコト必要ナリ。而シ投ゲ込マレタルボールガネツトニ當リテ、ネツト共ニネツトノ背後ニアル水泳池ノ端壁等ニ當リテ、撥ネ反ササル樣ニネツトノ背後ハ十分餘地アルコト必要ナリ。

ゴールハ木材ニ組ミ、コ形ノ木材ノ上ニ置キテ浮カスモヨシ、又鐵類ニテ作リ上ヨリワイヤーロープ等ニテ懸吊スルモヨシ。但シゴール●ポストノ間ニハクロス●バー以外ノ物ヲ出スベカラズ。

(空中ハ勿論水中ニテモ不可ナリ)

ゴール 鐵材ニテ作リテ上ヨリ懸吊スル時ハ、前後、左右ニ傾カザル樣注意スベシ。又木材ノ上ニ浮ス時ハ、以上ノ注意ノ外ニ、水面ニアル木材ニゴールノ内方ニ於テボールガ當ラザル樣ニネツトノ張リ方ニ注意スベシ。

ゴールヲ作ル材料ハ鐵ニテモ木材ニテモ其太サガ過大ナルモノハ不可ナリ。七五糎角又ハ直徑五糎丸以下ナルコトヲ要ス。

ゴールハ成可ク目立ツ色ニテ一樣ニ塗ルベシ。ゴール●ラインノ浮綱ハゴール●ポストニ結ビ付クベシ。側線トゴール●ラインノ角ハ大ナル浮標ヲ付ケ、之ヲ綱ニテ外方ヘ引張リ、長方形ヲ保タシムベシ。

左右ノ側線ノ上ニハ角ヨリ一●八三米(二碼)ノ處及ビ三●六六米(四碼)ノ處ニ大ナル浮標ヲ通シ置クベシ。又側線ノ中央ニモ同樣ニ大ナル浮標ヲ通シ置クベシ。之等ノ浮標ハ二碼線、及ビ四碼線ノ兩ペナルティー●ライン(Penalty lines)及ビ中央線 (Helf distance) ヲ示スモノナレバ、出來得ル限リ目立ツ樣ニスベシ。之等ノ線ハ實際ニ引クニアラズシテ側線上ノ標識ニヨリテ之ヲ表示ス各線ヲ區別スル爲ニ浮標ヲ各異リタル色ニ塗ルカ或ハ色ノ異リタル旗ヲ立テ置クヲヨシトス。

尙ボールヲ競技場ノ中央ハ留メ置キ開始ノ際之ヲ放ツ樣ニナシ得ル裝置ヲ設ケ置ク方便利ナリ

此ノ裝置ハ空中ニボールヲ吊ルシテ之ヲ落スモヨシ、或ハ木製ノ臺ヲ浮カシ之ニボールヲ載セ其臺ヲ下ニ沈ムルモヨシ。(臺ニハ綱ヲツケ綱ハ水底ニ沈メアル滑車ヲ通リ其端ヲ引クコトニヨリ臺ヲ沈メ得ベシ。)

競技者ノ呼稱

七名ノ競技者ノ內、三名ハフォアワード (Forward) ト稱シ、大體敵陣ヲ攻ムル役ナリ。他ノ三名ハバツクワード(Backward)ニテ、大體自陣ヲ守ル役ナリ。殘リノ一名ハゴールキーパー (Goal keeper—G.K. ト略記ス) ニシテ自己ノゴールヲ守護スル役ナリ。

フォアワード及ビバツクワードハ其位置ニヨリ、レフト・フォアワード (Left Forward—L. F. ト略記ス)、センター・フォアワード(Center Forward—C.F.ト略記ス)、ライトフォアワード (Right Forward—r.F.ト略記ス)・レフト・バツク (Left Back —L.B.ト略記ス)、センター・バツク (Center Back—C.B. ト略記ス) 又之ハハーフ・バツク (Half Back—H.B ト呼ブ) ライトバツク (Right Back—R.B ト略記ス) ト稱セラル。

ゴールキーパーハ他ノ競技者ト異リ種々ノ除外例並ニ拘束アリ委シクハ規則ニツキテ見ルベシ。

競技ノ要領

競技開始ノ際、各競技者ハ自己ノゴール・ラインニ並ビテ開始ノ合圖ヲ待ツベシ。

審判員ハ兩チームノキヤツプテンニ用意ヨキカヲ尋ネ、兩キヤツプテンヨリ用意成リタル報ヲ聞キタル後、呼笛ヲ吹キテ開始ノ合圖ヲナス。此時ヨリ競技ハ開始ス、計時モ始マル。

開始ノ合圖ノ後審判員ハボール　競技場ノ中央ニ置ク。之ハ投ゲ入ルルモヨシ、又設備アルトキハ豫メ中央ニ留メ置キタルボールヲ放ツモヨシ。

開始ノ合圖ニヨリ兩チームノフォアワードハ出來得ル限リノ速サニテ前進ス。C.F. ボールヲ目懸ケテ突進シ、L.F. 及ビR.F. ハ敵陣ニ入ルベシ。C.F.ガボールヲ得タルトキ、之ヲC.B. ニ送ルカ又ハ直ニ兩フォアワードノ何レカニ送リ直ニゴールニ投入セシムルモ一策ナリ。斯クシテボールハ轉々シ敵ゴール投入シタル時ハ一點トナルナリ。得點トナリタル時ハ競技ハ一段落トナリ、兩チームハ自己ノゴール・ラインニ歸リ、審判員ノ再開ノ合圖ヲ待ツベシ。再開ハ開始ト同樣ナリ。

斯クノ如クボールガ敵ノゴールニ投入セラレタル時、普通ハ得點トナルモ、然ラザル例外ノ場合一アリ。即チ之ハボールガ一方側ノ競技者ノ手ニノミ渡リタル後、中央線ヲ越エテ前進シ居ラザル共側ノ競技者ガボールヲ投ジテゴールセシメタル場合ニテ此場合ハ得點トナラズシテゴール

スロートナル。

敵競技者ガボールニ觸レルトモ手(手頸ヨリ先)ニテ觸レタルニ非ザレバ敵競技者ノ取扱ヒタルモノト認メズ。最初味方ガボールヲ取リ、其後敵競技者ガ取扱ヒタル後ナラバ何人ガゴールスルモ得點トナル。手ニテ投ゲ入レタルニ限ラズ、頭又ハ足ニテモ入レタルモノニテモヨシ。

競技中味方ノ競技者ガ敵ノゴール•ラインヲ越シテボールヲ外ヘ出シタル時ハ、敵方ノゴールキーパーガゴールカラフリー、スロー(Free Throw)ヲスル、此フリー、スローハ特ニフリー•ゴール•スロー(Free Goal Throw)略シテゴール•スロー Goal Throw)ト呼バル。

此フリー•スローノ場合ニ限ラズ、一般ニフリー•スローノ際ハフリー•スローヲナサシムベキ事ガ起ツタ時ニ審判員ハ呼笛ヲ吹キ競技ヲ其儘ニ停止サレル。此際各競技者ハ其儘ノ位置ニ止ツテ居ナケレバ反則トナル。而シテ審判員ハスローヲナス者ヲ指定シボールヲ取ラシメ、之ヲ自由ニ投ゲサシム。之ガフリー•スローナリ。而シテボールガスローヲナス者ノ手ヨリ離レタル時ヨリ競技ハ又續行サル。此間ノ時間ハ競技時間ニ加ヘズ。

ゴール•スローノ際ハゴールキーパー、ボールヲ取リゴール前ヨリ之ヲ投グル。此場合ニ中央線ヲ越サザル樣ニ二碼線外ヘ投グル。之ニテ競技ハ續行サル。

味方ノ競技者ガ、ボールヲ味方ノゴール•ラインヲ越シテ出シタル時ハ敵方ノ競技者ニ二碼線ノ浮標ノ處ヨリフリー•スローヲナサシム。之ヲフリー•コーナー•スロー (Free Corner Throw)略シテコーナー•スロー(Corner Throw)ト云フ。此時及ビ他ノフリー•スローノ時ニテモ、フリー•スローヨリ直ニ敵方ノ二線碼内ニ居ル味方ノ競技者ヘ投球スルコト及ビ敵ノゴール•キーパーヘ投球スルヲ得ズ。

競技中ボールヲ側線外ヘ出シタル時ハ、ボールニ最後ニ觸レタル競技者之ヲ出シタルモノトシ、最モ近キ相手方ノ競技者、側線上ヨリフリー•スローヲナス。

競技中、ボールヲ有セザル敵ヲ妨害スルコトヲ得ズ。其他種々ノ通常反則ノ制限アリ。之ヲ犯シタル時ハ、敵ニフリー•スローヲナサシム。反則ノアリタル時其他競技ヲ停止スル時ハ審判員ハ呼笛ニテ合圖スルニヨリ、競技者ハ競技中常ニ笛聲ニ注意シ、之ヲ聽キタル時ハ直ニ其場所ニ停止スベシ。

通常反則ヲ故意ニナシタル場合ハ故意反則トナリ、反則者ハ退水ヲ命ゼラル。退水ヲ命ゼラレタル競技者ハ得點アル迄競技ニ加ハルコトヲ得ズ。得點アリタル時ニテモ審判員ノ同意アルニアラザレバ加ハルコトヲ得ズ。

此迄常反則ヲ故意ニ犯シタル故意反則ノ外ニ、A、開始ノ合圖前ニ出發スルコト、B、故意ニ時間ヲ空費スルコト、C、敵方ノ二碼線内ニ位置ヲ構ヘルコト（ボールヲ追ヒテ行クハ差支ヘナシ）D、審判員ガ呼笛ヲ吹キ競技ヲ停止シタル後ニ位置ヲ變動スルコト、E、相手方ノ面前デ水沫ヲ立テルコト及ビFゴール・キーパー以外ノボールヲ握拳ニテ打ツコト等ノ六件ハ如何ナル場合ニテモ故意反則ナリ。

味方ノ四碼線内ニテ敵方ノ競技者ニ對シテ味方ノ競技者ガ故意反則ヲナシタル場合、其反則者ハ退水ヲ命ゼラル、事ハ勿論ニテ、其外ニ處罰トシテ被害者ニペナルテイー・スロー（Penalty Throw）ヲナサシム。

ペナルテイー・スローハ處罰線上ノ任意ノ場所カラゴールヘ向ツテ投球スルモノニテ、此場合ゴールスレバ得點ナリ。スローヲナス者ハ處罰線上ニ位置ヲ選ビテ審判員ノ合圖ヲ待ツ。審判員ハ呼笛ヲ吹キテ合圖ヲナシ、之ニヨリテ投球セシム。此際處罰線トゴールノ中間ニアル競技者ハ其投球ヲ遮斷シテモ差支ヘナシ。但シボールガスローヲナス者ノ手ヲ離ル、迄ハ位置ヲ動クコト能ハズ。

競技中心得居ルベキコトハ、絶對ニ審判員ノ判定、命令ニ從フコト、ボールヲ片手ニテ扱フコ

ト（ゴールキーパーノミハ兩手ヲ同時ニボールニ觸ル、コトヲ得）、ゴール、浮綱等ヲ持タザルコト、休息ノ爲以外ニ立タザルコト、ボールヲ有セザル敵ノ競技者ヲ妨害セザルコト等ナリ。

ボールヲ運ブ場合之ヲ水上ニ揚ゲ又ハ水面ニ抑ヘツケル時ハボールヲ「保持」スルコトトナリ、敵ハ之ヲ妨害スルコトヲ得ベシ。只ドリブル（Dribble）スル時（即チボールヲ頭ニテ押シ左右ノ手ヲ交互ニ拔所シテ泳ギナガラ脇ヘボールガ外レザル様ニ進ムコト）ハ「保持」トセラレザルニヨリ敵ヨリ妨害セラル、コトナシ。ドリブルシツ、ボールヲゴールセシムルモ差支ヘナク、得點トナルベシ。

此競技ノ申込ハ四名ノ補缺員ヲ認メ七名以上十一名以下ノチームニテ申込ムモノナルガ競技ノ開始シタル以上競技者ノ交替スルコトヲ許サレズ。但シ一回ノ競技ヲ終了シタル後次回ノ競技ヲナス場合ハ最初ト異ナリタル競技者出場スルモ差支ヘナシ。

本章ハ單ニ競技ノ大體ヲ示シタルモノニシテ、之ニヨリテ審判スルニアラズ。實際競技ヲ行フ際ハ第二章ニ掲載スル競技規則ニ從ヒ第三章ノ審判注意ヲ參照スベシ。

第二章　競技規則

第一條　競技場

競技場ノ長サ一七•四米乃至二七•四米、幅一八•三米以下ノ矩形ナリ。ゴール•ライン (Goal-ine)、兩ゴール•ラインヨリ等距離ナル中央線 Half distance)並ニ各ゴール•ラインヨリ三•六六米(四碼)距レル四碼線及ビ一•八三米 (二碼) 距レル二碼線ノ兩ペナルテー•ライン (Penalty line) ヲ其兩側ニ明瞭ニ標識シ置クベシ。

第二條　水深

水深ハ總テ〇•九一四米以上トス。

第三條　ゴール (Goal)

ゴール•ポスト (Goal Post) ハ競技場ノ各端ノ中央部ニ角ヨリ同距離ニテ且互ニ三•〇米ノ間隔ニテ二本宛固定セラル。ゴールポスト水泳場ノ端壁或ハ如何ナル障害物ヨリ〇•三〇五米以上離ル、コトヲ要ス。クロス•バー(Gross Bar) ハ水平ニ兩ゴールポストニ取付ケラレ其高サハ水深ガ一•五二米以上ナル時ハ水面ヨリ〇•九一四米、水深ガ一五二米未滿ナル時ハ水底ヨリ二•四四米

トス。

ネツト(Net)ハゴール•ポストニ取付ケラレゴールノ全面積ヲ覆ヒ、其下端ハ水中ニ相當垂ル、コトヲ要ス。ネツトノ背部ハゴール•ラインヨリ、〇•三〇五米以上離レテ外部ニ在ルヲ要シ、クロス•バーノ高サヨリ懸吊セラルベシ。

ゴール•ポスト及ネツトハ招待側ノ競技團體ヨリ提供スベシ。

第四條　ボール (Ball)

ボールハ革ニテ覆ハレタル球形ノモノニシテ空氣ヲ十分充塡スルコトヲ要ス。ボールノ大キサハ其周圍〇•六八六米以上〇•七一一米以下トス。ボールハ防水性ノモノニシテ、革ノ縫目ノ外部ニ突起スルコトヲ許サズ。ボールニ脂膏 (Grease) 其他競技ニ障害ヲ來タスゴトキモノヲ塗抹スベカラズ。

ボールハ招待側ノ競技團體ヨリ提供スベシ。

第五條　帽子及旗

一方ノチームハ白色ノ帽子ヲ戴キ、他方ノチーム藍色ノ帽子ヲ戴クベシ。ゴールキーパー(Goal Keeper) ハ其チームノ色ト赤色トヲ四割リニセル帽子ヲ戴クベシ。

兩ゴール・スコアラー(Goal-scorer)ハ赤旗及ビ白旗ヲ所持シ、審判員ハ白旗、藍旗及ビ呼笛ヲ所持スベシ。之等ノ必要品ハ總ベテ招待側ノ競技團體ニテ用意スベシ。

第六條　役　員

役員ハ審判員一名、計時員一名、及ビゴールスコアラー二名ヨリ成ル。

第七條　審　判　員

審判員ノ任務次ノ如シ。

a、競技ヲ開始セシムルコト。

b、總ベテノ不公平ナル行動ヲ停止セシムルコト。

c、總ベテノ紛爭事件ヲ裁斷スルコト。

d、反則ヲ宣言スルコト及ビ規則ノ勵行ニ注意スルコト。

e、ゴール・スコアラーニヨツテ表示サレ又ハ表示セラレザル總ベテノ得點、コーナー・スロー(corner Throw)及ビゴール・スロー(Goal Throw)ヲ決定スルコト。

f、得點、反則或ハ他ノ競技停止ヲ呼笛ヲ以テ合圖スルコト。

事實ノ問題ニ關スル審判員ノ決定ハ最終ナリ、而シテ總ベテノ場合ニ於テ競技中勵行セラル。

注意——審判員ハ其決定ヲ變更スルコトヲ得、但シ其變更ハ再ビ競技ガ始メラル、前ニ聲明セラルルコトヲ要ス。審判員ハ自己ノ判斷ニヨリ競技者及觀覽者ノ行爲又其他ノ特別ナル事情ニヨリ競技ガ公正ナル終結ニ至ルコトヲ妨害セラル、ト考ヘタル場合ハ、何時ニテモ競技ヲ中止セシムベキ權能ヲ有ス。

第八條　ゴール・スコアラー　(Goal Scorer)

抽籤ニヨリテ受持端ヲ選ビタルゴール・スコアラーハゴール・ラインノ側方延長上ニ立チボール全體ガゴール・ポストノ間ヲ完全ニ通過セルカ、又ハゴール・ラインヲ越エタリト思惟セル時、旗ヲ揭ゲテ之ヲ審判員ニ合圖スベシ。赤旗ハコーナースローヲ示シ、白旗ハゴールスローヲ示シ、赤白兩旗ハ得點ヲ示ス。ゴール・スコアラーハ端ヲ交替セズシテ其受持端ニ於テ其ゴールニ於ケル各チームノ得點ヲ記錄スベシ。

第九條　計　時　員

計時員ハ秒時計及ビ呼笛ヲ所持スベシ。之等ノ必要品ハ招待側ノ競技團體ニテ用意スベシ。計時員ハハーフ・タイム(Half Time)及ビタイム(Time)ヲ呼笛ニヨリテ合圖スベシ。其合圖ハ直チニ効力ヲ生ズ。

第十條　競技時間

競技時間ハ正味十四分間トシ、之ヲ七分間宛(正味)ニ分ツ、端ヲ交替スル爲ニハーフ・タイムニ於テ三分間ヲ與フ。ボールガゴール・ラインヲ通過シタルトキハ、得點、コーナー・スロー或ハゴールスローノ何レノ場合ニテモ、其時ヨリ競技再開又ハスローヲ爲ス競技者ノ手ヨリボールガ離ル、迄ノ時間ハ之ヲ競技時間外トス。紛爭、反則又ハボールガ競技場外ニ投ゲ出サレタル時或ハ第二十一條ノ如クボールガ障害物ニ引キカ、リタル時ハ競技時間外トス。

第十一條　チーム　(Team)

各チームハ七人ノ競技者ヨリ成ル。競技者ハ規定ノ水泳着(競泳規則第十四條參照)ヲ着用スベシ。競技者ハ身體ニ油、脂膏、其他競技ニ障害ヲ來ス如キモノヲ塗抹スベカラズ。

第十二條　キャツプテン　(Captain)

キャツプテンハチームヲ代表シ其チームノ競技スル一員タルベシ。兩キャツプテンハ豫メ總ベテニ就キテ協定ス。抽籤ヲナシ、其勝者ハ端ヲ選定シ、其敗者ハ帽子ノ色ヲ選定ス。兩キャプツテンノ意見ノ一致ヲ見ザルコトアル時ハ審判員之ヲ決定ス。

第十三條　開始

競技者ハ水中ニ在リテ所屬ゴールラインニ接シテ竝ブベシ、審判ミハ中央線上ニ立チ、キャツプテンニ用意成レルカヲ確メタル後、呼笛ヲ吹キ競技開始ヲ宣シ、直チニ競技場ノ中央ノ水面上ニボールヲ投入又ハ放置スベシ。開始又ハ再開後、ボールガ少クトモ二人以上ノ競技者(敵味方ヲ問ハズ)ニヨリテ取扱ハレタル(競技者ガ手頸ヨリ先ニテボールニ觸レタルコトヲ取扱フト呼ブ)後ニ非ザレバゴールスルモ得點トセラレズ。ゴールセラル、前ニボールガ兩チームノ競技者ニヨリテ取扱ハレタル場合又ハ一方ノチームノ二競技者ノミニヨリテ取扱レタル時ゴールセル競技者ガ敵方ノゴールヘ中央線ヨリ近ヅキ居レル場合ゴールシタル時ハ得點トス。

一方ノチームノ競技者等ノミ取扱ヒタルボールガ中央線ノ手前ヨリ敵方ノゴールヘ投ゲラレタル時敵方ノゴールキーパーガ之ヲ阻止セントシテ之ニ觸ルコトハボールヲ取扱ヒタルコトニナラズ此場合若シモボールガゴール・ラインヲ通過シタル時ハゴール・スローヲ與ヘラル。(此場合ゴールキーパーガボール阻止セントシテボールニ觸レ、ボールガゴールニ入レル時又ハボールガゴール・ポストニ當リタル後ゴール・ラインヲ通過セル時ハゴーキーパーニ對シテフリースローガ與ヘラレル、其場合ハゴール・キーパーガ球ニ觸レタリト認メザル爲ナリ)

第十四條　得點

ボールガ敵方ノゴール・ポストノ間ニテ且クロス・バーノ下ヲ完全ニ通過シタル時（即ゴールセル時）一點ヲ得ルモノトス。若シモハーフ・タイム又ハタイムノ合圖ノ笛聲アリタル際ボール全體ガゴールヲ完全ニ通過シ居ラザル時ハ得點トセズ。

頭又ハ足ニテゴールシタル場合モ得點トス、但シ此場合ハ第十三條及ビ第十七條ニ示セル如ク其以前ニ少クトモ二人以上ノ競技者ニヨリテボールガ取扱ハレタル後ナルコトヲ要ス。

第十五條　通常反則（Ordinary Fouls）

次掲ヲ通常反則トス。

A、同時ニ兩手ヲ以テボールニ觸ル、コト。

B、競技中如何ナル時ニテモゴール・ポスト、ネツト、手摺、又ハ兩側其他何ニテモ固定セルモノヲ捕持シタル爲メ反則ニ對スルフリー・スローハ反則ノ起リタル場所ヨリナスベシ。

C、水泳池內ヲ歩キ廻ルコト

D、競技中休息ノ目的以外ニ水底ニ立チ又ハ觸ル、コト。

E、ボールヲ持タザル敵ノ競技者ヲ制止、妨害スルコト。

F、タツクル（Tackle）セラレタルトキボールヲ水中ニ保持スルコト。

G、ボールヲ扱フ爲又ハ敵ヲ突込ム爲ニ水底ヨリ飛上リ或ハ境界、側壁等ヲ蹴放又ハ押放スルコト。

但シ開始或ハ再開ノ場合ヲ除ク。

（自分ガ飛ビ出ス爲又ハボールヲ扱フ爲ニ敵ヲ捕ヘ、押シ、又ハ敵ノ身體ニタヨルコト）

H、敵ヲ捕ヘ、引戻シ又ハ蹴放シ又ハ押放スコト。

I、敵ヲ蹴ルコト。

J、開始又ハ再開ノ際、味方ノ競技者ヲ援助スルコト。或ハ如何ナル競技者ニテモゴール・ポスト又ハ之ノ支持物ノ如何ナル部分ニテモ之ヲ蹴放シ又ハ押放スコト。

K、ゴールキーパーガ彼ノゴール・ラインヨリ三・六六米以上離ル、コト、及ビゴール・スローヲ適法ニナサザルコト。（第二十條參照）

L、フリー・スローノ場合、ゴールキーパーニ對シ又ハゴール・ラインヨリ一・八三米以內ニ在ル味方ノ競技者（敵ゴールヲ襲撃シタル）ニ對シテ直接又ハドリブルシタル後ニ投球スルコト。

M、審判員ノ投ゲタルボールガ水面ニ着スル以前ニ之ニ觸ル、コト（第十七條及ビ第二十一條參照）

注意E項ノ場合ニ於テドリブルスルコト(Dribbling)スルコト、又ハボールヲ打ツコトハ保持ニアラズ。然シボールヲ持揚ゲルコト、運ブコト、水中ニ押沈ムルコト、又ハボールニ觸レナガラボールノ上或ハ下ニ手ヲ置クコト等ハ保持ナリ、ボールヲドリブルシテゴールヲ通過セシムルコトハ差支ヘナシ。

第十六條　故意反則（Wilful Fouls）

競技者ガ通常反則(第十五條參照)ヲ故意ニ犯シタルト審判員ガ認メシ時、又ハ次掲ノ違法行爲アリタル時、審判員ハ直チニ次ノ得點ガ爲サル、迄競技者ニ退水ヲ命ズ。

A、開始ノ笛聲以前ニ故意ニ出發スルコト。

B、故意ニ時間ヲ消費スルコト。

(1) 再開ノ際普通ノ速サニテ出發位置ニ戻ラザルコト。

(2) ボールヲ持チタル際競技ノ正當ナル進行ヲ爲サザルコト。

C、敵ノゴール・ラインノ一・八三米以内ニ入ルコト(留ルモ又然ラザルモ)。但シ次ノ場合ハ差支ヘナシ。

(1) ボールヲドリブルスルトキ。

(2) ボールヲ取リタル又ハ取ラントスル敵ニタツクルスル爲ニ行クトキ。

(3) ボールガ二碼線以内ニアル場合、ボーニ向ツテ泳グトキ。

競技者ガ敵ニタツクルスル爲又ハ他ノ正當ナル目的ノ爲、敵方ノ二碼線以内ニ入リタル時ハ出來得ル限リ速ニ其處ヨリ出ヅベシ、若シモボールガ二碼線内ニ居ル競技者ニパツスシ返サレタル時ハ其競技者ハ先第一ニ二碼線ヨリ外ニ出デ、然ル後ニ其ボールヲプレー(Play)スベシ。

D、審判員ガ競技停止ノ呼笛ヲ吹キタル時ヨリボールガ再ビ競技セラル、迄ノ間、競技者ガ故意ニ各自ノ位置ヲ變更スルコト。

E、敵ノ面前ニテ故意ニ飛沫ヲ揚グルコト。

F、握拳ニテボールヲ打ツコト。

G、審判員ノ命令ニ對シテボールヲプレースルコトヲ拒ムコト。

違法ノ行爲或ハ故意反則ノ爲ニ退水セシメラレタル競技者ハ次ノ得點ガ爲サルル迄ハ、ハーフ・タイム又ハ競技延長ニ際スト雖モ、再ビ水ニ入ルコト能ハス。得點アリタル際ニテモ審判員ノ同意アリタル場合ニ限リ再ビ水ニ入ルコトヲ得ルモノトス。

注意 (1) 審判員ガ競技者ニ退水ヲ命ジ、而シテ競技者之ヲ拒ミタル時、競技ハ中止セラレ該チームノ勝トス。審判員ハ該競技者ノ行爲ヲ該競技會ノ主催團體ニ報告スベシ。

(2) 反則アリタル時、反則宣告ヲナス時ハ反則シタル側ニ有利ナリト考ヘタル時ハ審判員ハ反則宣告ノ呼笛ヲ吹カザルコトヲ得ル權利ヲ有ス。

第十七條 フリー・スロー (Free Throw)

各反則ニ對スル處罰トシテ相手方ニ反則ノ起リタル場所ヨリフリー・スローヲ許スベシ。審判員ハ呼笛ニヨリテ反則ヲ宣シ、フリー・スローヲナスベキチームノ色ノ旗ヲ示ス。此場合、反則ノ起リタル場所ニ最モ近キ競技者スローヲナス。ボールガフリー・スローヲナス者ノ手ヨリ離ル、迄各自ノ位置ヨリ動クベカラズ。審判員ノ意見ニヨリ、フリー・スローハ、スローヲナス者ノ手ヨリ何時ボールガ離ル、カヲ、各競技者ニ明ニ見ラレ得ル樣ニナサシムベシ。

病氣又ハ事故ノ場合、又ハ各チームノ一人或ハ數人ガ殆ンド同時ニ反則ヲナシ、第一ノ反則者ヲ判定シ難キ場合ニハ、審判員ハボールヲ水ヨリ揚ゲシメ、其反則ノ起リタル場所ニ出來得ル限リ近キ場所ニテ、且兩チームノ各一人ニ對シテ公平ノ機會ヲ與フ樣ボールヲ投ズベシ。此場合ボールハ水面ニ達シタル後ニ非レバ之ニ觸ル、コトヲ得ズ。

如何ナル場合ト雖モ、本條及ビ第十五條、第十六條、第十九條、第二十條又ハ第二十一條ノ適用ニヨリフリー・スローノナサレタル時、又ハ審判員ガボールヲ競技場へ投ゲタル時ハ、ボールガ二人以上ノ競技者ニヨリテ取扱ハレタル後(則、手頸ヨリ先ノ部分ニテ扱ハレタル後)ニ非ザレバゴールスルモ得點トセラレズ。

フリー・スローノ際笛聲ノ後ニ位置ヲ變ヘタル爲競技者ガ退水ヲ命ゼラレタル時、フリー・スローハ最初ノ反則ノ起リシ場所即呼笛ノ吹カレタル處カラナサルベキニテ、位置ヲ變ヘタル競技者ノ處カラスローニアラズ。

第十八條 ペナルテイー・スロー (Penalty Throw)

敵ノゴール・ラインヨリ四碼線以内ニ於テ、故意反則ヲセラレタル競技者ハ、ペナルテイ・スローヲ與ヘラル。其反則ヲナセル競技者ハ次ノ得點ガナサ、ル迄退水ヲ命ゼラル。ペナルテイー・スローヲ與ヘラレタル競技者ハ、ペナルテー・ライン(四碼線)上ノ任意ノ場所ニ在リテ、審判員ノ合圖ノ笛聲ヲ待チテスローヲナスベシ。此場合ボールガ他ノ競技者ニヨリテ取扱ハレザルモ、ゴールスレバ得點トナル。然レド四碼線以内ニ居ル何レノ競技者ニテモ、ペナルテイー・スローニヨリテ投ゼラレタルボールヲ、阻止シテ差支ヘナシ。

第十九條　ゴールキーパー（Goalkeeper）

ゴールキーパーハ自己ノゴールヲ守護スル事ヲ固執スル事ヲ得、但シ中央線ヲ越エテ遠クボールヲ投グルコトヲ得ズ。此反則ノ處罰トシテ敵チームニ中央線ノ側端（左右何レノ側端ニテモヨシ）ヨリフリー・スローヲ與フ。

ゴールキーパーハ四碼線以内ヨリ出ヅベカラズ。出デタル時ハ、彼ニ最モ近キ敵ノ競技者ハ四碼線上ヨリフリー・スローヲ與ヘラル。

ゴールキーパーハ第十五條ノA、B、C、D、G及ビ第十六條ノFノ條項ニ拘束セラレズ。然レドモボールヲ所持スル間ハ他ノ競技者ト同様ニ取扱ハル。

第二十二條ノ適用セラルベキ負傷或ハ病氣ニテ餘儀ナク退水スル場合以外ハゴールキーパーハハーフ・タイム以外ノ時ニ更迭スルコトヲ許サレズ。

ゴール・キールキーパーガ退水命令ヲ受ケタル時ハ、其チームハ前項ニ規定セル如クハーフ・タイムニ於ケル外、他ノゴールキーパーヲ任命スルコトヲ得ズ、ゴールキーパーナキ時ゴールヲ守ル競技者ハ他ノ普通ノ競技者ト同様ニシテゴールキーパーニ特別ニ附與セラルル諸條項及例外ノ適用ヲ享クルコトナシ。

ゴール・キーパーガゴール・スロー以外ノフリー・スローヲ與ヘラレタル場合ニハ、彼ニ最モ近キ味方ノ競技者ヲシテ反則ノ起リタル場所ヨリスローヲナサシムルモヨシ。

第二十條　ゴールスロー（Goal Throw）

コーナー・スロー（Corner Throw）

競技者ガ味方ノゴール・ラインヲ越エテボールヲ投ゲタル場合ハ敵ニコーナー・スローヲ與フ。此ノコーナー・スローハ、二碼線ト側線トノ交點ニ於テ、ボールガ競技場ノ外ニ出デタル箇所ニ最モ近キ競技者之ヲナス。

競技者ガ敵ノゴール・ラインヲ越エテボールヲ投ゲタル場合ハ其ゴールキーパーニゴール・スローヲ與フ。此場合ゴールキーパーハ、ゴール・ポストノ間ニ在リテ、ボールヲ他ノ競技者ニ渡スカ、或ハ二碼線外ニ投グベシ。

審判員ハ、ボールガゴール・ラインヲ通過スル瞬間ニ呼笛ヲ吹キ、其時ヨリボールガスローヲ爲ス競技者ノ手ヲ離ル、瞬間迄、總ベテノ競技者ハ其位置ヲ動クベカラズ。

注意――若シゴールキーパーガフリー・スローヲナシ、而シテボールガ他ノ競技者ニ渡ラザル以前ニ、再ビボールヲ取リ自己ノゴールヲ完全ニ通過セシメタル時ハ、敵ニコーナ

ースローヲ與フ。

第二十一條　競技外

若シ競技者ガ競技場ノ側線ヲ越エテ、ボールヲ出シタル場合ハ、其箇所ニ最モ近キ敵方ノ競技者ボールヲ取リ、側線上ボールノ出デタル點ヨリ任意ノ方向ニ投ズベシ、之ヲフリー・スロートシテ考フ。若シボールガ競技場上ノ障碍物ニ當リタル後再ビ競技場ノ水面ニ撥ネ戻リタル場合ハ該ボールハ始ヨリ水上ニアリタルト同樣ノモノト見做サル。然レドモボールガ障碍物ニ引懸リタルトキハ、審判員ハ競技ヲ停止シ、ボールヲ取リ、之ヲ其障碍物ノ下ノ水面ニ投ズベシ。此場合、ボールガ水面ニ着キタル後ニ非レバ、之ニ觸ル、コトヲ得ズ。然ル後ニ於テ、二人以上ノ競技者ボールヲ取扱ヒタル後ゴールスレバ得點トナル。

若シボールガ手摺、笠石、又ハ水泳池ノ側壁ニ水面上ニ於テ當リタル後。

(a) 競技場内ニ於テ他ノ離レタル場所ヘ落チタル時ハ競技外トス。

(b) ボールガ當リタル所ノ直下ノ水面上ニ落チタル時、不當ナル利益ヲ生ジタル時ハ競技外トス。此場合ニハ審判員ガ唯一ノ判斷者ナリ。撥ネ反リタル事ニヨリテ不當ナル利益ガ得ラレタルカ如何カニツイテ審判員ハ神聖ニ判斷スベシ。

注意――ゴール・ポスト又ハクロス・バーニ當リテボールガ競技場内ニ落チタル時ハ競技ヲ其儘繼續スベシ。

第二十二條　退水

競技中ニ退水シタル(水ヨリ出デタル)競技者或ハ競技ノ進行中ニ水泳場ノ昇降段ニ坐シ又ハ立チ又ハ周壁上ニ坐シタル競技者ハ病氣、事故又ハ審判員ノ許可シタル場合ヲ除キ、次ノ得點ノナサル、迄或ハハーフ・タイムノ際迄、再ビ水ニ入ルコトヲ得ザルモノトス。一度退水シタル競技者ハ再ビ水ニ入ル前ニ、必ズ審判員ノ許可ヲ受クベシ。而シテ水ニ入ルニハ必ズ彼ノゴール・ラインヨリスベシ。

競技進行中審判員ノ許可ナク退水スルコト、或ハ審判員ノ要求ニ拘ラズ再ビ水ニ入ルコトヲ拒ムコトハ重大ナル違法行爲ニシテ該競技會ノ主催團體ニヨリテ其後ノ競技參加ヲ停止セラル、コトアルベシ。

一六　明治神宮體育大會陸上競技部スキー競技規程

第一章　總則

第一條　本競技會ニ左ノ役員ヲ置ク。

一、役員長　一名
二、距離競走係長　一名
三、飛躍競技係長　一名
四、廻轉競技係長　一名
五、競技委員　若干名

役員長ハ實際ノ競技ニ關シ規定ノ明文ニ依リ決定シ能ハサル總テノ疑議ヲ決定ス而シテ其ノ決定ハ最終ニシテ抗議スルコトヲ得ス競技委員ハ本則ニ定メタル權限ニ依リ事務ヲ擔當シ其ノ權限ニ依リ爲シタル決定ハ最終ニシテ抗議スルコトヲ得ス。

二名以上ノ委員アル場合ハ其ノ中一名ヲ主任トス。

第二條　競技種目ハ左ノ通リトス。

男子之ノ部　成年組（滿十八歳以上）

一、距離競走（一〇キロ乃至二〇キロ）
二、滑降競走（五キロ乃至一〇キロ）
三、飛躍競技
四、廻轉競技
五、リレー競走

少年組（十八歳未滿）

一、滑降競走（五キロ乃至一〇キロ）
二、飛躍競技
三、廻轉競技
四、リレー競走

女子之部（年齡制限ナシ）

一、滑降競走（一キロ乃至三キロ）

二、廻　轉　競　技

三、リ　レ　ー　競　走

第三條　役員長ハ競技者ガ競技中甚シク運動家精神ニ悖ル行爲アリト認メタル時ハ其ノ競技者ヲ除名スルコトヲ得。

第四條　役員及新聞記者ノ特ニ許サレタル者ヲ除ク外ハ如何ナル人ト雖モ競走路及ヒ競技ニ妨害トナルベキ地點ニ立入ルヲ得ス自己ノ加入以外ノ競技ニ際シテハ競技者モ亦同様ナリトス。

役員及ヒ新聞記者ハ徽章ヲ帶フヘシ。

競技者ハ競技番號標ヲ胸背ニ懸クヘキモノトス。

第二章　距離競走及滑降競走

第五條　距離競走ハ一〇キロ乃至二〇キロ滑降競走ハ一キロ乃至一〇キロトス。

第六條　本競技ニ左ノ競技委員ヲ置ク。

一、係　長　一　名

二、召　集　員　二　名

三、出發合圖員　二　名

四、走　路　員　四名以上

五、監　察　員　四名以上

六、通　告　員　二　名

七、時　計　員　三　名

八、決勝審判員　三　名

九、記　錄　員　三　名

係長ハ全係員ヲ指揮シテ競技ヲ進行セシメ記錄員ノ報告ヲ受ケテ之レヲ役員長ニ報告ス。

走路ハ係長ヨリ競技會開催前日之ヲ發表ス。

召集員ハ加入競技者ノ姓名及番號ヲ記入セル名簿ヲ所持シ各競技ノ開始前少クトモ五分前加入競技者ニ競技開始ノ豫告ヲナスヘシ。

召集員ハ抽籤ニ依リ競技者ノ出發順位ヲ定メ其ノ結果ヲ記錄員ニ報告スヘシ。

出發合圖員ハ出發線上ニ於ケル競技ニ對シテ召集員ノ權限外ニ屬スル凡テノ權限ヲ有シ又競技者ガ出發ノ合圖前出發線ヲ超ヘタルヤ否ヤニ關シテハ唯一ノ判定者タルモノトス。

出發合圖員ハ召集員ニ依リ競技者ガ出發線ニツカシメラレタル時ハ直チニ競技ヲ開始スルノ責任ヲ有ス。

走路員ハ走路ノ完全ヲ期スルタメ走路ノ踏査及ヒ整理ヲナシ之レガ管理ニ當ルモノトス。

監察員ハ各種ノ規則違反ヲ係長ニ通告スルモノトス。

通告員ハ競技ノ進行ニ關スル種々ノ事項ヲ發聲又ハ掲示等ニ據リテ場內ニ通告スルモノトス。

通告員ガ通告スベキ事項ハ係長之レヲ交付ス。

時計員ハ各競技ニ對シテ一名ヲ置キ他ニ一名ノ補助員ヲ設ク。

但シ同時出發ノ時ハ三名ノ時計員ヲ置キ二個ノ時計一致シ他ノ一個ガ之レニ一致セサル場合ハ前二個ノ時計ノ示セル時ヲ以テ正式ノ時間トシ三個ノ時計總テ一致セサル場合ハ中間ノ時ヲ示セル時間ヲ以テ正式トス。

決勝審判員ハ決勝點ニ張レル横紐ノ一方ニ二名他方ニ一名立チ競走者ノ決勝線ニ入リタル順序ヲ認定ス競技者ノ決勝線ニ入リタル順序ニ關シ審判員ノ意見一致セサル場合ハ多數決トス。

審判員ノ決定セル順序ハ最終ニシテ抗議スルコトヲ得ス。

記錄員ハ競技ニ關スル一切ノ記錄ヲナスモノトス。

第七條　係長ヨリ用意ナルノ報告ヲ受ケタル時出發合圖員ハ直チニ競技者ヲ出發線ニツカシムヘシ但シ出發線上ニ整列スル心要アルトキハ出發線上ニ足部ヲ並列セシメテ之ヲ行フ。

出發ノ合圖ハ左ノ如クス。

一、一〇秒前

二、五秒前

三、用　意

四、信號又ハ銃聲

第八條　競技者出發ノ順位ハ抽籤ヲ以テ定メ各競技者ヲシテ一定隔時ニ一人宛出發セシムルヲ原則トス但シ競技場ノ都合ニ依リ二人宛或ハ全部同時ニ出發セシムルコトアルヘシ此ノ場合出發線上ニ於ケル順位ハ滑走方面ニ向ヒテ最左側ニアルモノヲ一番トシ以下順次右方ニ及フモノトス。

第九條　競技中後走者ハ前走者トノ距離二米以內（スキーノ間隔）ニ接近シ超走ノ目的ヲ以テ適當ナル掛聲ヲ發スルコトヲ得前走者カ後走者ノ掛聲ヲ受ケタル時ハ之レニ對シ走路ヲ譲ルヘキモノトス。

同時出發ノ場合審判員ノ判定ヲ便ナラシムルタメ雪上四呎ノ處ニ白横紐ヲ張ル横紐ハ兩決勝柱ニ結着セシメ走路ノ方向ニ直角ニシテ地面ニ平行ナルヲ要ス此ノ横紐ニ最初ニ觸レタル者ヲ一着トシ以下決勝線ヲ通過シタル順序ヲ以テ着順ヲ定ム競技者ガ横紐ニ觸ル丶ハ必ス胸ヲ以テシ手又ハ杖ヲ以テ切ルコトヲ許サス又決勝線ヲ通過シタルヤ否ヤハスキーノ先端ニ依ラス足部ヲ以テ之ヲ定ム。

第一〇條　競技者ハ必ス所定ノ通過點ヲ通過スヘシ。

第一一條　所要時間ノ最短ナル者ヲ以テ優勝者トス。

優勝者二各以上生セル場合ト雖モ再競技ヲ行ハス。

第一二條　競技者ハ出發當時ノスキー及ヒ杖ヲ以テ競技ヲ終始スヘク競技中破損セル場合ハ只一回ニ限リ之レヲ取換フルコトヲ得。

第三章　リレー競走

第一三條　本競技ハ一〇キロ乃至二〇キロトシ一組六人迄トシ四人ヲ以テ行フ。

第一四條　全走路ヲ四區ニ分チ各競走者ハ等一距離ヲ走ルモノトス。

第一五條　中繼點ハ三ケ所トス。但シ同一走路ノ場合ハ同一中繼點ヲ三回使用スルモノトス。

第一六條　競技者ハ中繼點ノ前後約一〇米宛ノ間ニ於テ所定ノ標章ヲ次走者ニ手渡シスルモノトス所定ノ二〇米以外ニ於ケル手渡及ヒ二〇米以内ニ於テモ手渡以外ノ方法ニ依リ讓リ渡スコトヲ得ス。

使用標章ハ長サ約二〇〇糎幅約五〇糎ノ布トス。

第一七條　中繼點ハ赤旗ヲ以テ之レヲ示シ標章手渡區域ハ青旗ヲ以テ之レヲ示ス。

第一八條　所要時間ノ最短ナル組ヲ以テ優勝組トシ優勝組二組以上アル場合ト雖モ再競走ヲ行ハス。

第一九條　各區間出發點ニ於テ各選手配置ヲ開始スル以前ニハ同一組内ニ於ケル選手ノ交代ヲ許スモ選手配置以後ニ於テハ之ヲ許サス。

第二〇條　一競走者ニシテ半途中止ノ止ムナキニ至リタル時ハ其ノ競走者ノ屬スル組ハ競走ヲ繼續シルコトヲ得ス。

第二一條　本競技規定第六條第七條乃至第一二條ノ規定ハ本競走ニ之レヲ準用ス。

第四章　廻轉競技

第二二條　廻轉競技ハ一對ノ旗或ハ柱杖ヲ以テ定メラレタル所定ノ競走路ヲ廻轉通過スルモノトス。

走路ハ一〇〇米乃至五〇〇米トシ一關門ノ相互間隔ハ約二米トス。

第二三條　競技路ハ競技當日係長之レヲ發表ス。

第二四條　本競技ニ左ノ競技委員ヲ置ク。

一、係　　長　　一　名
二、途中審判員　五名以上
三、召　集　員　二　名
四、出發合圖員　二　名
五、走　路　員　五名以上
六、通　告　員　二　名
七、決勝審判員　三　名
八、時　計　員　三　名
九、記　錄　員　三　名

係長ハ全係員ヲ指揮シテ競技ヲ進行セシメ各係員ノ報告ヲ受ケテ之レヲ役員長ニ報告ス。

途中審判員ハ競技者ガ各關門ヲ正當ニ廻轉通過セルヤ否ヤヲ判定シ規定ニ依ル反則アリタルトキニ反則ノ規定時間ヲ該競技者ノ所要時間ニ加算セシム。

以下第六條參照。

第二五條　係長ヨリ用意ナルノ報告ヲ受ケタルトキハ出發合圖員ハ直チニ競技者ヲ出發線ニツカシムヘシ。

出發ノ合圖ハ左ノ如クス。

一、用　意
二、信號又ハ銃聲

第二六條　出發順位ハ抽籤ニ依リテ決ス。

第二七條　關門廻轉通過ニ際シ廻轉法ハ「蹴上廻轉」ヲ除ク他競技者ノ隨意トス。

第二八條　競技中ニ左ノ反則アリタル場合該競技者ノ所要時間ニ更ニ所定ノ時間ヲ加フ。

一〇秒　蹴上廻轉ニテ廻轉セルトキ。
五　秒　轉倒スルトキ。

三　秒　身體ノ一部ヲ關門ニ觸レ又ハ之ヲ破損セルトキ。

第二九條　競技中身體ノ一部ヲ雪面ニ觸レタル場合若クハ危ク轉倒セントシ又ハ甚ダシク不安定ナリシ場合手ヲ以テ之ヲ支ヘタルトキハ「轉倒」ト同等ノ反則ト認ム又競技中甚シク不安定ナル廻轉ノ際杖ヲ以テ之ヲ補支シタルトキハ「蹴上回轉」ト同等ノ反則ト認ム。

第三〇條　競技者ハ競技開始前一回ノ試走ヲ許サル、コトアル可シ。

第三一條　出發後第一關門以前ニ轉倒セル場合ハ一回ニ限リ再出發ヲ許サル。

第三二條　左ノ場合競技者ハ競技資格ヲ失フ。

一、複杖ヲ兩手ニ一束ニ持テ又ハ單杖ヲ使用シテ回轉シタル場合。

二、所定ノ關門間ヲ通過セサルトキ。

三、不正出發三回ニ及ヒタルトキ。

四、審判員ニ許サレタル以外ノ斜面ニ於テ試走ヲナシタルトキ。

第三三條　競技開始以後ニ於テハ何人ト雖モ競技路内ニ立入リ雪面ヲ叩キ競技路ヲ修正シ或ハ雪面ノ凸凹ヲ坦ス等ノ事ハ禁ゼラル但シ競技路ノ狀況著シク悪化シタル場合ニ於テハ審判員ハ其ノ狀況ヲ等シクセンガタメニ新雪ノ加配ヲ命ズルコトアルヘシ。

第三四條　所要時間ノ最短ナルモノ（第二八條ノ反則ヲ含ミ）ヲ以テ優勝者トス。優勝者二名以上アル場合ト雖モ再競技ヲ行ハス。

第五章　飛躍競技

第三五條　本競技ニ左ノ競技委員ヲ置ク。

係長	一名
測尺員	五名
飛型員	三名
斜面員	二名（助手數名）
圏外員	一名
合圖員	一名
抽籤員	一名

係長ハ全係員ヲ指揮シテ競技ヲ進行セシメ各係員ノ報告ヲ受ケテ之レヲ役員長ニ報告ス。

測尺員五名中二名ハ飛躍臺側ニアリ他ノ三名ハ競技者ノ着陸斜面ニアリテ飛距測定ノ基定ヲ定

メ飛躍臺側ニ於ケル二名ノ測尺員ト共ニ飛距ヲ測定シ飛型員ニ報告ス。
飛型員ハ競技者ノ出發ヲ始メテヨリ圏外線通過迄ヲ審査ス。
飛型員ハ各自ノ競技ニ對シ飛型ヲ審査シ其ノ採點ト飛距點數ト即チ各競技者ノ競技點數ヲ別規ノ審査表ニ記入スヘキモノトス。
斜面員ノ一名ハ助走路ニアリ他ノ一名ハ着陸斜面ニアリテ共ニ助手ヲシテ斜面ノ凸凹ヲ修正セシメ競技ノ可能ヲ合圖員ニ報告ス。
圏外員ハ競技者ノ完全ナル圏外滑走及ヒ轉倒ノ有無ヲ認定シ之レヲ飛型員ニ報告ス。
合圖員二名ノ中一名ハ出發點ニ他ノ一名ハ飛躍臺側ニ位置シ上下ノ連絡ヲ計リ飛躍臺側ニ位置スル合圖員ノ出發合圖ニ依リテ競技ノ進行ヲ計リ競技者ノ出發ト同時ニ信號ヲ發スルモノトス
抽籤員及合圖員ハ之レヲ兼ヌルコトヲ得。
第三六條　飛躍競技ニ於テハ競技者ノ飛型及ヒ飛距ヲ決定スヘキモノトス。
第三七條　競技審判ハ次ノ方法ニ依ル。
競技回數ハ二回宛又ハ三回宛行フモノトス。
飛距尺度ハ後脚スキーノ着陸痕最深部(足部)ノ中央ヨリ飛臺端迄ノ距離ヲ以テ決定ス競技者ノ

飛距點數ハ別表飛距點數表ニ依リ算出ス單位〇・五米トス。
競技ニ於ケル最長不倒飛距及ビ飛型員ノ判定セル標準飛型ノ點數ヲ各々二〇點トシ最低ヲ零點トス。
減點法ニ關シテハ別ニ之レヲ定ム。
一〇米以下ノ飛距及ヒ轉倒者ニハ飛距點數ヲ與ヘス。
競技者ノ各競技點數ノ和ノ三分ノ一(三回ノ場合)又ハ二分ノ一(二回ノ場合)ヲ以テ各競技者ノ平均得點トス成績點ハ各不倒飛躍ニ對シテハ飛型及ヒ飛距得點ノ和ヲ二分ス但シ轉倒飛躍ニ對シテハ單ニ飛型點ト同一トス。
三名ノ飛型係ノ同一競技者ニ對スル平均得點ノ和ノ三分ノ一ヲ以テ競技決定成績點トス。
決定成績點ノ最高ナル者ヲ以テ優勝者トス同一點數ヲ有スル者二名以上アル時ハ更ニ決勝ヲ行ハシム但シ其ノ內ノ一人ガ當該競技會ニ於ケル最長不倒飛距記錄ヲ有セル時ハ該競技者ヲ以テ優勝者トス。
第三八條　各競技者ハ係長ノ指定スル位置ヨリ出發スルモノトス。
第三九條　本競技ハ競技者ノ出發ニヨリ開始サレ圏外線通過後ノ遠止ヲ以テ終了トナス而シテ圏

外線ヲ含ム垂直ナル平面ヲ完全ニ通過スルヲ以テ圏外線通過トス。

附　則

飛型審判ノ減點法

飛型審判ノ基準ハ身體自然ノ保持スキーノ操縦飛躍諸相ニ於ケル安定度助走圏外及踏切リニ於ケル大膽サトス始メ出發點ニアリテハ各競技者ハ二〇點ヲ有スルモノニシテ競技ニ伴ツテ生スル缺點ニ從ヒテ減點サル、モノナリ但シ不倒飛躍ノ場合ハ最低ヲ一〇點トス。

助　走

此間ニ於ケル競技者ノ姿勢ニ關シテハ競技者自身ノ個性ヲ尊重シ重キヲ置カサルモノトス主ナル觀察點ハスキーノ操法及ヒ身體ノ自然的保持トス此間ノ缺點ニハ一點乃至二點ヲ減ス轉倒セルモノハ二〇點ヲ減ス。

踏　切

一、競技者ノ踏切リ姿勢ヲトラサルカ或ハ姿勢不良ナリシ場合ハ二點ヲ減ス。

二、踏切リノ早過キタルカ又ハ遲過キタル場合ハ二點以内ヲ減ス。

空　間　姿　正

一、スキーノ不揃ヒナル場合ハ二點以内ヲ減ス。

二、スキーノ下向シ過キタル者ハ三點以内ヲ減ス。

三、身體及ヒ兩脚ノ保持ニ於ケル種々ノ缺點ハ一點乃至四點ヲ減ス。

踏切及空間姿正ニ於ケル減點ハ一點乃至七點トス。

着　陸

一、着陸ノ際轉倒セルモノハ一〇點ヲ減ス。

二、着陸後ノ轉倒、コノ場合ニアリテハ。

イ、不良ナル着陸ノ結果轉倒セル場合ハ八點乃至十二點ヲ減ス。

ロ、良好ナル着陸ヲナシ幾分(八米乃至一〇米)平衡ヲ保チタル後轉倒セルモノハ四點乃至七點ヲ減ス。

三、着陸ニ際シ雪面上ニ手ノ觸レタル場合ハ轉倒セルモノト見做シ減點ス。

四、極メテ不良ナル着陸ヲナセルニモ拘ラス轉倒セサル場合ハ四點乃至六點ヲ減ス。

停　止

圏外線ヨリ遏止マテハ減點セサルヲ原則トスレトモ其ノ極端ナル場合ハ一點ヲ減スルコトア

ルヘシ」

昭和四五年度競技規則ニ關スル注意書

第二條　「フェヤー・キャッチ」ノ項。

捕球ヲ行ヘル箇所ニ踵ヲ以テ印ヲ附シ直チニ「フェヤー・キャッチ」………トアルヲ、

捕球者ハ直チニ捕球ヲ行ヘル箇所ニ踵ヲ以テ印ヲ附シ「フェヤー・キャッチ」………ト變更ス。

同　條　「タックル」ノ項。

………競技者ニヨリ摑マヘラレ其間ニ球ヲ「パス」シ或ハ處理シ………トアルヲ、

競技者ニヨリテ摑マヘラレ其間ニ「パス」其他球ヲ處理シ………ト變更ス。

第四條　球ノ項。

下記ノ大サ………トアルヲ、

楕圓ノ球ニシテ出來得ル限リ下ノ記載ニ近キモノトス………ト變更ス。

第八條　時間其他ノ項。

試合時間ハ兩「チーム」………トアルヲ、

試合ハ兩「チーム」………ト變更ス。

第十一條　「タッチ・ジャッチ」ノ職能ノ項。

但「トライ」『フリーキック』『ペナルテイーキック』後ノ「ゴールキック」ノ場合ニハ各自防禦側ノ各々ノ「ゴールポスト」ノ傍ニ一人宛立チ………トアルヲ。

但「トライ」『フリーキック』『ペナルテーキック』ニ因ル「ゴールキック」ノ場合ハ各自防禦ノ各々ノ「ゴールポスト」ノ下ニ一人宛立チ………ト變更ス。

………合圖シ「レフリー」ヲ補佐スベシ「タッチヂャッヂ」ノ如何ナル判定………トアルヲ。

………合圖シ「レフリー」ヲ補佐スベシ。「タッチヂャッヂ」ハ球ガ「タッチ」又ハ「タッチインゴール」ニ入リシ時其場所ニ旗ヲ揭ケ且ツ何レノ側カ球ヲ競技ニ戻ス權利アリヤヲ示ス可シ。「タッチヂャッヂ」ノ如何ナル判定………ト新ニ一項ヲ加フ。

第十五條　「スクラメージ」ノ反則(ロ)ノ第二項。

球カ眞直ニ入レラレ地面………トアルヲ、

「相方競技者ノ中間」ニ球カ眞直ニ入レラレ地面……… ………ト變更ス。

第十六條「タツクル」(ロ)ノ項。
球ハ足ヲ以テ處理サルベシ…………ヲ、
球ハ足ヲ以テ處理セラレサル可ラス…………ト變更ス。
同、(二)ノ項。
「タツクル」サレタル競技者カ地上ニ倒レタル場合ニハ横ハリタルママ足ニテ球ヲ處理スルコトナク直チニ立チ上ルカ若シクハ球ヨリ轉退スベシ…………トアルヲ。
「タツクル」サレタル競技者ニシテ地上ニ横ハレル者ハ直チニ球ヨリ轉退シ而シテ起キ上リタル後、足ニテ球ヲ處理ス可シ…………ト變更ス。
第十七條「オフサイド」ノ最後ノ項。
球又ハ球ノ保持者カ偶然ニ「オフサイド」ニアル競技者ニ觸レタル場合…………トアルヲ、
偶然ニ「オフサイド」ニアル競技者ニ對シ球又ハ球ノ保持者カ觸レタル場合…………ト變更ス。

以上

明治神宮體育會スキー部

距離競走記錄表

No.……

競技場＿＿＿＿ 距離＿＿＿＿ 記錄者＿＿＿＿
開催日＿＿/193＿＿

番號	姓名	豫選區	出發時刻	到着時刻	所要時間	成績順位	備考
1							
2							
3							

雪質＿＿＿＿ 天候＿＿＿＿
狀況＿＿＿＿